

神戸市国民保護計画 (本 編)

令和7年3月

神戸市

目 次

第1編 総論	1
第1章 計画の趣旨	1
1 計画作成に当たっての基本的考え方	1
2 計画の目的	2
3 市の責務	2
4 計画に定める事項	3
5 計画の対象	3
6 計画の構成	3
7 実施マニュアルの作成	4
8 市国民保護計画の見直し、変更手続	4
第2章 国民保護措置に関する基本方針	5
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	7
1 関係機関の事務又は業務の大綱	8
2 関係機関の連絡先	12
第4章 市の地理的、社会的特徴	13
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	23
1 緊急対処事態	24
2 武力攻撃事態等	25
第2編 平素からの備え	31
第1章 組織・体制の整備等	31
第1 市における組織・体制の整備	31
1 初動体制の整備	31
2 消防団の体制整備	31
第2 関係機関との連携体制の整備	32
1 基本的考え方	32
2 県との連携	32
3 県警察等との連携	33
4 他の市町等との連携	33
5 指定公共機関等との連携	34

第 3 市民等に期待される取組み等	35
1 市民等に期待される取組み	35
2 市民等との連携	36
3 防災福祉コミュニティ等に対する支援	36
4 ボランティア活動への支援	37
第 4 通信の確保	38
1 通信確保の基本方針	38
2 各システムの内容【地域防災計画規定項目】	39
第 5 情報収集・提供等の体制整備	44
1 基本的考え方	44
2 警報等の伝達に必要な準備	44
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	45
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	46
第 6 医療体制の整備【地域防災計画規程項目】	48
第 7 研修及び訓練	58
1 研修	58
2 訓練	58
第 2 章 避難、救援及び緊急処理事態における災害・武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	60
1 避難に関する基本的事項	60
2 避難施設の指定	61
3 一時集合場所の選定	63
4 救援に関する基本的事項	63
5 災害時要援護者の支援・男女共同参画の視点への配慮【地域防災計画規定項目】	64
6 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	66
7 生活関連等施設の把握等	66
第 3 章 食糧・物資及び資材の備蓄・調達体制の整備	69
1 市における備蓄【地域防災計画規定項目】	69
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	70
第 4 章 啓発	71
1 国民保護措置に関する啓発	71
2 緊急処理事態・武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発	71
第 3 編 緊急処理事態・武力攻撃事態等への対処	73
第 1 章 危機対策本部等の設置	73

1	危機対策本部等の設置	73
2	市緊急対処事態対策本部・市国民保護対策本部との調整	77
第2章	緊急対処事態対策本部・国民保護対策本部の設置等	78
1	市対策本部の設置	78
2	職員配備・動員体制【地域防災計画規定項目】	86
3	通信の確保	88
第3章	関係機関相互の連携	90
1	国・県の対策本部との連携	90
2	現地合同調整所の設置	90
3	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長への措置要請等	91
4	指定公共機関、指定地方公共機関その他関係機関への措置要請等	91
5	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等【地域防災計画規定項目】	92
6	他の地方公共団体等への応援の要求、事務の委託【地域防災計画規定項目】	93
7	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	96
8	市の行う応援等	96
9	市民等への協力要請	97
第4章	警報及び避難の指示等	98
第1	警報の伝達等	98
1	警報の内容の伝達等	98
2	警報の内容の伝達方法	99
3	緊急通報の伝達及び通知	101
第2	避難住民の誘導等	102
1	避難の指示の通知・伝達	103
2	避難住民の誘導	103
3	事態別の避難に関する留意点	106
第5章	緊急対処事態における災害・武力攻撃災害への対処	112
第1	緊急対処事態における災害・武力攻撃災害への対処	112
1	緊急対処事態における災害・武力攻撃災害への対処の基本的考え方	112
2	緊急対処事態・武力攻撃事態における兆候の通報	113
第2	応急措置等	113
1	退避の指示	113
2	警戒区域の設定	115
3	緊急対処事態における災害・武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示	116
4	土地、建物の一時使用等	116
5	消防に関する措置等	117

第3章	生活関連等施設における災害への対処等	119
1	生活関連等施設の安全確保	119
2	危険物質等に係る緊急対処事態における災害・武力攻撃災害の防止及び防除	119
3	石油コンビナート等に係る緊急対処事態における災害・武力攻撃災害の発生防止	120
第4章	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	121
1	武力攻撃原子力災害への対処	121
2	NBC攻撃による災害への対処	123
第6章	救援	126
第1章	救援の実施	126
1	救援の実施	126
2	関係機関との連携	127
3	ボランティア団体等に対する支援等	127
4	救援にあたっての留意事項【地域防災計画規程項目】	128
第2章	救援の実施方法	129
1	収容施設の供与【地域防災計画規定項目】	129
2	食料、飲料水の供給【地域防災計画規定項目】	134
3	生活必需品の供給・貸与【地域防災計画規定項目】	137
4	医療の提供・助産	139
5	被災者の捜索・救出【地域防災計画規定項目】	140
6	埋葬・火葬【地域防災計画規定項目】	142
7	通信設備の提供【地域防災計画規定項目】	143
8	住宅の応急修理【地域防災計画規定項目】	145
9	学用品の支給【地域防災計画規定項目】	145
10	行方不明者の捜索・遺体の処理【地域防災計画規定項目】	146
11	障害物の除去【地域防災計画規定項目】	148
第7章	安否情報の収集・提供	150
1	安否情報の収集【地域防災計画規程項目】	150
2	県に対する報告	152
3	安否情報の照会に対する回答	152
4	日本赤十字社に対する協力	153
第8章	被災情報の収集・報告及び公表	154
1	被災情報の収集及び報告	154
2	被災情報の公表【地域防災計画規定項目】	154
3	広報紙の発行及び配布【地域防災計画規定項目】	155
第9章	保健衛生の確保その他の措置	157
1	保健衛生の確保【地域防災計画規定項目】	157

2	廃棄物の処理【地域防災計画規定項目】	161
3	文化財の保護	163
第10章	市民生活の安定に関する措置	164
1	生活関連物資等の価格安定【地域防災計画規定項目】	164
2	避難住民等の生活安定等	165
3	生活基盤等の確保	165
第11章	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	166
1	赤十字標章等及び特殊標章等の意義及び普及啓発	166
2	赤十字標章等	166
3	特殊標章等	168
第4編	復旧等	169
第1章	応急の復旧	170
1	基本的考え方	170
2	公共的施設の応急の復旧	170
第2章	緊急処理事態・武力攻撃事態等による被害の復旧	172
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	173
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	173
2	損失補償及び損害補償	173
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	173
4	市民の権利利益の救済に係る手続等	174

第1編 総論

第1編 総論

第1章 計画の趣旨

緊急対処保護措置及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に関する市の責務を明らかにするとともに、計画作成に当たっての基本的考え方や計画の目的、対象等計画の趣旨について示す。

1 計画作成に当たっての基本的考え方

市は、以下の基本的な考え方のもと、神戸市の国民の保護に関する計画（以下、「市国民保護計画」という。）を作成する。

(1) 国民保護法制の役割

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）は、緊急処理事態や武力攻撃事態等から国民を守る仕組みを定めたものであり、この法律をはじめ武力攻撃事態対処法など一連の有事法の施行によって、関係機関の有事における活動を事前に明確にしておく枠組みができたといえる。このような法制による仕組みは、民主主義国家における安全のためのシステムが機能するために必要なものであり、国民保護法を実効性あるものにするため、この計画を作成するものである。

(2) 市民の保護の確立

この計画は、市が、市民の生命、身体及び財産を守る立場から、これまでの経験や教訓を活かし、市民の自由と権利を尊重しつつ、緊急処理事態や武力攻撃事態等から市民を保護するための活動を行い、もって有事における市民の安全と安心を確立するために作成するものである。

(3) 阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえて

緊急処理事態や武力攻撃事態等への対応は、原因の意図性、攻撃の反復性などの点で自然災害や事故災害との違いはある。しかしながら、市民の安全を確保するための方策においては共通する部分も多い。そこで計画の作成に当たっては、阪神・淡路大震災の経験・教訓を踏まえた地域防災計画に基づく危機管理・防災体制の取組みをできるかぎり取り入れる。

また、神戸市民は阪神・淡路大震災の経験を通じ、行政の力だけで災害対応を行うことが困難であり、「自らの命は自らでまもる」大切さを学んだ。一人ひとりが迅速・的確に対応することが、自らの、家族の安全・安心をまもることができ〔自

助〕、さらに地域住民が協力し対応することも必要であり、地域における絆（きずな）は欠かせないものといえる〔共助〕。

(4) 国際平和への取組みと緊急処理事態や武力攻撃事態等への備え

国の平和と国民の安全を確保するためには、諸外国との良好な協調関係の確立や国際社会との協力などにより、武力攻撃の発生を未然に防ぐことが何よりも重要である。また神戸市においても、国際平和を強く希求し、姉妹・友好都市交流をはじめとする都市間交流や、神戸のまちづくりや防災の経験を伝える国際協力事業など様々な取組みを展開しており、このような取組みはこれからも続けていかなければならない。

しかしながら、こうした平和への努力を重ねてもなお、万一、武力攻撃や大規模テロが発生したときは、市は、市民の生命、身体及び財産を守る必要があるため、この計画を作成するものである。

2 計画の目的

市国民保護計画は、緊急処理事態・武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活や市民経済への影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、緊急処理事態における災害・武力攻撃災害への対処などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

3 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、緊急処理事態や武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び兵庫県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

【市が実施する国民保護措置】（国民保護法16 I）

- ① 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- ② 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- ③ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

- ④ 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置
- ⑤ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

4 計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

【市国民保護計画に定める事項】（国民保護法35Ⅱ）

- ① 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 上記のほか、市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

5 計画の対象

市国民保護計画においては、市の区域内に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行等で市の区域内に滞在する人や市域を越えて避難してきたすべての人（外国人を含む。以下、これらを「市民」という。）を保護の対象とする。

6 計画の構成

計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備え
- 第3編 緊急対処事態・武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 資料編

7 実施マニュアルの作成

市は、市国民保護計画作成後、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、県、県警察、神戸海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、緊急対処事態あるいは武力攻撃事態の幾つかの類型をもとに実施マニュアルを作成する。

【留意事項】

- (1) 住民の避難、避難住民等の救援、緊急対処事態における災害・武力攻撃災害への対処、さらにこれらに関連する市民への情報提供等の具体的な手続を定めるにあたっては、阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、日本国憲法の保障する国民の自由と権利の尊重に十分配慮する。
- (2) 実施マニュアルには、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮した避難実施要領のパターンを含める。

8 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は不要とされている。

【軽微な変更】（国民保護法施行令5）

- ① 行政区画、郡、区、市町内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項若しくは同法第4条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴う変更
- ② 指定行政機関、指定地方行政機関、都道府県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関又はその組織の名称又は所在地の変更に伴う変更
- ③ 上記のほか、誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり特に留意すべき事項を次のとおり定め、国民保護措置に関する基本方針として示す。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 市民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 市民に対する情報提供

市は、緊急対処事態・武力攻撃事態等においては、市民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、防災のための連携体制を踏まえ、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 市民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び防災福祉コミュニティの充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者・障害者・外国人・観光客等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、観光客等の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法(注)の的確な実施を確保する。

(注) 国際人道法（ジュネーブ諸条約第一追加議定書）では、文民たる住民と戦闘員とを、また、民用物と軍事目標とを常に区別し、及び軍事目標のみを軍事行動の対象とする「軍民分離の原則」を規定している。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が緊急対処事態・武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

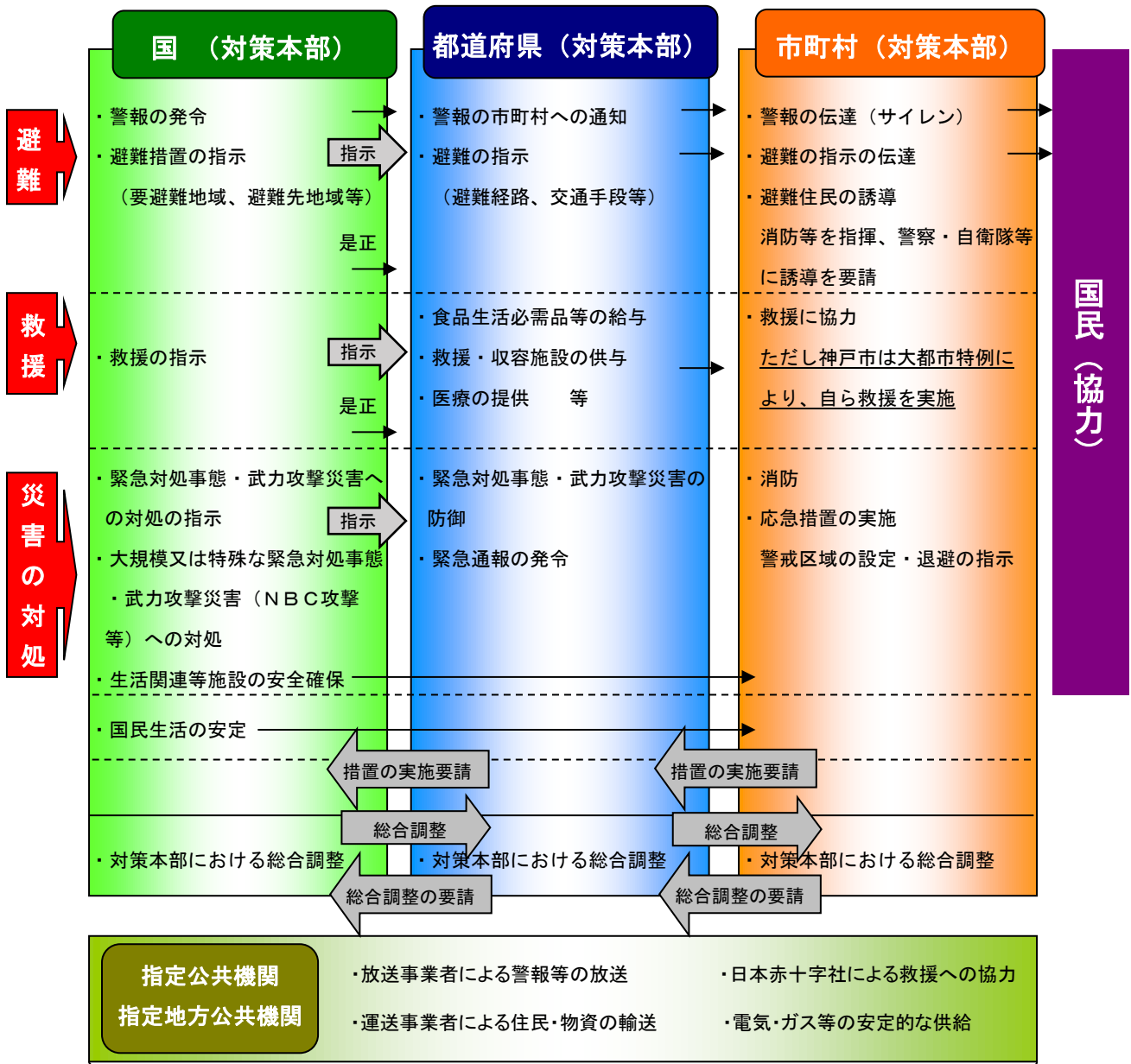
(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割及び連絡先を明らかにするため、関係機関の事務又は業務の大綱及び連絡先について示す。

【国民保護措置の全体の仕組み】



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、県、自衛隊、指定地方行政機関及び指定公共機関等は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【地方公共団体】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市国民保護計画の作成 2 市国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整 その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集 その他の緊急対処事態における災害及び武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置の実施 9 復旧に関する措置の実施
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県国民保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を 越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区 域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への 対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の市民生活の安定 に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 復旧に関する措置の実施

【自衛隊】

機関の名称	事務又は業務の大綱
[陸上自衛隊] 中部方面特科連隊 [海上自衛隊] 阪神基地隊 [航空自衛隊] 中部航空方面隊	1 緊急処理事態・武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
近畿中部防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
近畿総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
近畿財務局 神戸財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定立会
神戸税関	1 輸入物資の通関手続
近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
兵庫労働局	1 被災者の雇用対策
近畿農政局	1 武力攻撃災害対策用食糧及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
近畿運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
神戸運輸監理部	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び船舶の安全保安
大阪空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
神戸地方気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第五管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の緊急対処事態における災害・武力攻撃災害への対処に関する措置
近畿地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

【指定公共機関等】

機関の名称	事務又は業務の大綱
<p>[放送事業者]</p>	<p>1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送</p>
<p>(指定公共機関) 日本放送協会、朝日放送(株)、(株)毎日放送、関西テレビ放送(株)、 読賣テレビ放送(株)、大阪放送(株) (指定地方公共機関) (株)サンテレビジョン、兵庫エフエム放送(株)、(株)ラジオ関西</p>	
<p>[運送事業者]</p>	<p>1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保</p> <p>① 国内旅客船事業者 (指定公共機関) (株)商船三井さんふらわあ、阪九フェリー(株)、 (指定地方公共機関) ジャンボフェリー(株)</p> <p>② バス事業者 (指定公共機関) 西日本J Rバス(株)、日本交通(株)、阪急バス(株)、阪神バス(株) (指定地方公共機関) 神姫バス(株)、全但バス(株)、山陽バス(株)、神戸六甲鉄道(株)</p> <p>③ 航空事業者 (指定公共機関) 日本航空(株)、全日本空輸(株)、スカイマーク(株)、(株)ソラシドエア、 (株)AIRDO</p> <p>④ 鉄道事業者 (指定公共機関) 西日本旅客鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株) (指定地方公共機関) 神戸高速鉄道(株)、神戸新交通(株)、神戸電鉄(株)、 (株)こうべ未来都市機構、山陽電気鉄道(株)、智頭急行(株)、神戸六甲鉄道(株)</p> <p>⑤ 内航海運事業者 (指定公共機関) 井本商運(株)</p> <p>⑥ トラック事業者 (指定公共機関) 佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株) (指定地方公共機関) (一社)兵庫県トラック協会</p>
<p>[電気通信事業者]</p>	<p>1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い</p>
<p>(指定公共機関) 西日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株)、 KDD I (株)、(株)NTTドコモ、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)</p>	
<p>[電気事業者]</p>	<p>1 電気の安定的な供給</p>
<p>(指定公共機関) 関西電力(株)、関西電力送配電(株)、電源開発(株)、 電力広域的運営推進機関</p>	

機関の名称	事務又は業務の大綱
[ガス事業者]	1 ガスの安定的な供給
	(指定公共機関) 大阪ガスネットワーク㈱ (指定地方公共機関) (一社)兵庫県LPガス協会
日本郵便㈱	1 郵便の確保
[病院その他の医療機関]	1 医療の確保
	(指定公共機関) (独)国立病院機構 (指定地方公共機関) (一社)兵庫県医師会
[河川管理施設、道路の管理者]	1 河川管理施設、道路の管理
	(指定公共機関) (独)水資源機構、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、 本州四国連絡高速道路㈱ (指定地方公共機関) 神戸市道路公社、芦有ドライブウェイ㈱
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保 を通じた信用秩序の維持

※ 神戸市に所在または管轄している機関及び神戸市で事業を営んでいる機関を記載。

2 関係機関の連絡先

県、県地方機関、周辺市町、内閣官房、指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関等その他の関係機関の連絡先については、資料編に記載する。

(資料編 第1 関係機関一覧 参照)

第4章 市の地理的、社会的特徴

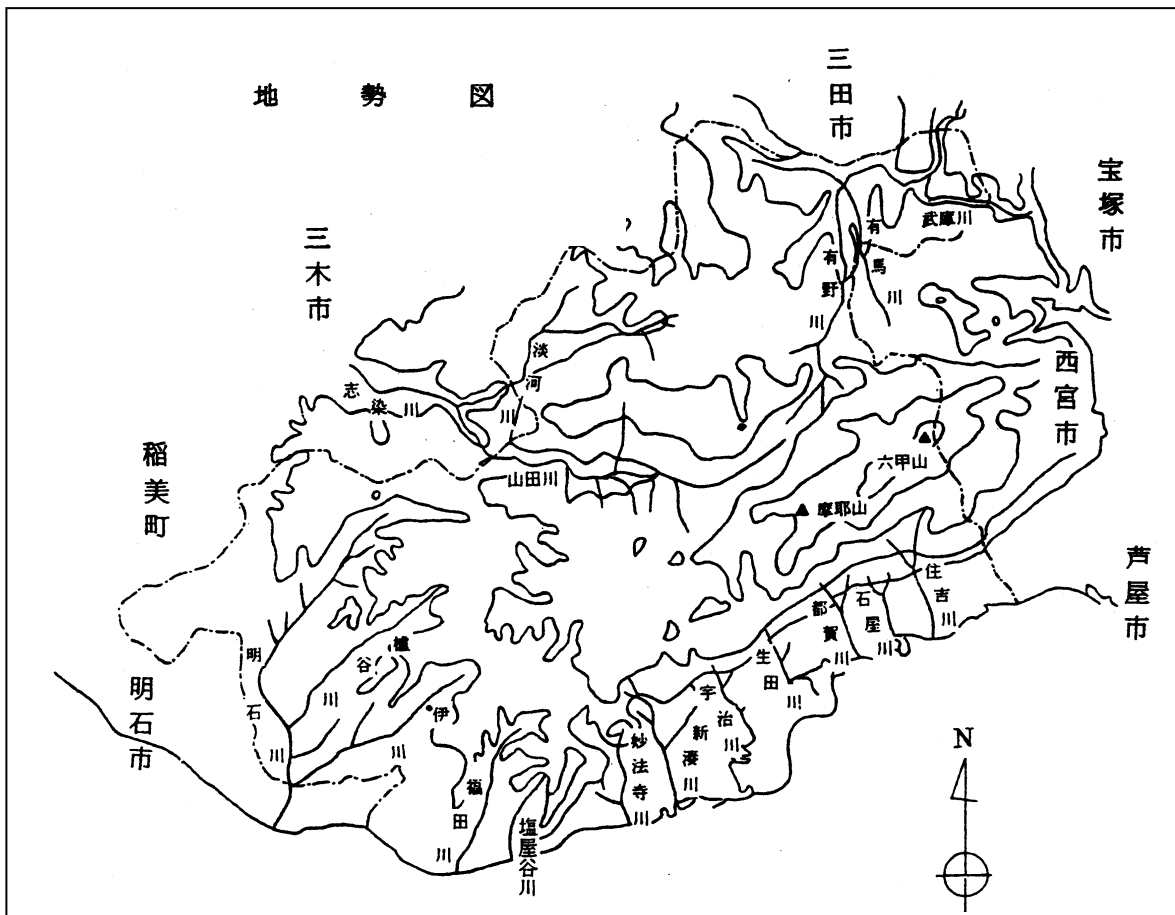
国民保護措置を適切に実施するため考慮しておくべき本市及びその周辺の地理的、社会的特徴について示す。

(1) 地形

神戸市は兵庫県の南部に位置し、東端は東灘区深江南町1丁目(東経135° 18' 23")、西端は西区岩岡町古郷(東経134° 54' 46")、南端は垂水区平機3丁目福田川口(北緯34° 37' 24")、北端は北区長尾町上津(北緯34° 53' 46")であり、東は芦屋市、西宮市、宝塚市、北は三田市、三木市、西は稲美町、明石市と市境を接している。

市域は、東西に連なる六甲山地により南北に二分されており、大阪湾に面する南側は、六甲山地に端を発する住吉川、石屋川、新湊川、妙法寺川等の表六甲河川の運んだ土砂によってつくられた東西に細長い山麓台地や海岸低地からなっている。この六甲山地の南側は、幾つもの谷を含む急斜面となって市街地に接し、山麓部の諏訪山断層を境として沖積地に連なっている。市の人口の7割が住む市街地はここに展開している。

一方、六甲山地の北側は、流紋岩や第三紀層の地質からなる標高300m以上の丘陵地が波状に展開し、西部一帯は、伊川、櫛谷川、明石川により造られた第四紀層からなる低い台地になって、播州平野に続いている。



(2) 気候

神戸市は、全般的には瀬戸内海型の気候に区分される。このため六甲山系の南側は、瀬戸内海の影響をうけて比較的温暖な気候であるが、北側では海拔高度もあり、これに比べてやや寒冷である。

六甲山地は市民の憩いの場であるが、気象学的には低気圧や前線の前面で上昇気流を助長させ、時として豪雨をもたらす場合がある。

風向は、12月から2月は西の風が多く、季節風によるものであり、4月から5月と9月から11月は東北東の風が主で、六甲山地に平行して吹く風である。6月から8月は南西から西南西の風が多い。

風速は年平均3.6 m/s（1991～2020年の平均値）である。

【気象要素の月別平年値】

観測地点：神戸地方気象台

統計期間：1991～2020年

要素 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年平均
平均気温	6.2	6.5	9.8	15.0	19.8	23.4	27.1	28.6	25.4	19.8	14.2	8.8	17.0℃
日最高気温	9.4	10.1	13.5	18.9	23.6	26.7	30.4	32.2	28.8	23.2	17.5	12.0	20.5℃
日最低気温	3.1	3.4	6.3	11.4	16.5	20.6	24.7	26.1	22.6	16.7	10.9	5.7	14.0℃
降水量	38.4	55.6	94.2	100.6	134.7	176.7	187.9	103.4	157.2	118.0	62.4	48.7	1277.8mm
降水日数(1.0mm以上)	4.7	6.0	8.9	9.0	9.1	10.7	10.0	6.5	9.3	7.8	5.6	5.7	93.3日
日照時間数	145.8	142.4	175.8	194.8	202.6	164.0	189.4	229.6	163.9	169.8	152.2	153.2	2083.7時間
平均風速	3.9	3.6	3.6	3.6	3.6	3.5	3.3	3.6	3.8	3.7	3.5	3.9	3.6m/s

【気象要素の月別極値】

観測地点：神戸地方気象台

統計期間：最高・最低気温1896年12月～2024年11月

：月最深積雪1896年1月～2024年11月

要素 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
最高気温(℃)	19.2	20.8	23.7	28.5	31.9	36.3	37.7	38.8	35.9	31.9	26.3	23.7	38.8
最低気温(℃)	-6.4	-7.2	-5.0	-0.6	3.9	10.0	14.5	16.1	10.5	5.3	-0.2	-4.3	-7.2
月最深積雪(cm)	10	17	14	—	—	—	—	—	—	—	—	9	17

(注) 1896年12月1日～1999年8月31日の観測地点：神戸市中央区中山手通 7-14-1

【気象要素の極値・順位表】

観測地点：神戸地方気象台

順位	日最高 気温	日最低 気温	日最低 海面気圧	日最小 相対湿度	日最大 10分間 降水量	日最大 1時間 降水量	日降水量	月最深 積雪	日最大 風速	日最大 瞬間風速
1	38.8℃ 平6.8.8	-7.2℃ 昭56.2.27	945.9hPa 昭36.9.16	6% 平24.4.2	36.5mm 平24.4.3	87.7mm 昭14.8.1	319.4mm 昭42.7.9	17cm 昭20.2.25	33.4m/s NE 昭25.9.3	48.5m/s SSE 昭40.9.10
2	38.0℃ 平6.8.7	-6.8℃ 昭56.2.26	954.6hPa 昭9.9.21	7% 昭25.5.14	28.0mm 昭33.9.11	75.8mm 昭42.7.9	270.4mm 昭13.7.5	16cm 昭6.2.10	30.7m/s NNW 平29.10.23	47.6m/s NE 昭25.9.3
3	38.0℃ 平6.8.6	-6.4℃ 昭11.1.18	957.0hPa 大1.9.23	8% 昭25.3.24	25.0mm 令2.7.8	63.5mm 令4.7.12	267.0mm 平27.7.17	14cm 昭21.3.10	30.0m/s S 昭40.9.10	45.9m/s NNW 平29.10.23
4	37.7℃ 平14.7.24	-6.2℃ 昭52.2.16	958.2hPa 平30.9.4	10% 平24.3.29	24.5mm 令4.8.17	61.5mm 平10.9.24	262.8mm 昭20.10.9	12cm 明40.2.11	29.3m/s NNE 昭34.9.26	43.6m/s N 平29.10.22
5	37.6℃ 平28.8.22	-6.0℃ 昭38.1.24	962.7hPa 昭34.9.26	10% 平19.4.28	24.5mm 平30.9.4	60.8mm 昭13.7.5	219.4mm 昭40.9.14	11cm 大9.2.23	28.6m/s NNW 平29.10.22	41.8m/s E 平30.9.4
統計 期間	明29.12- 令6.11	明29.12- 令6.11	明30.1- 令6.11	昭25.1- 令和6.11	昭12.1- 令6.11	明30.1- 令6.11	明29.12- 令6.11	明30.1- 令6.11	明30.1- 令6.11	昭12.1- 令6.11

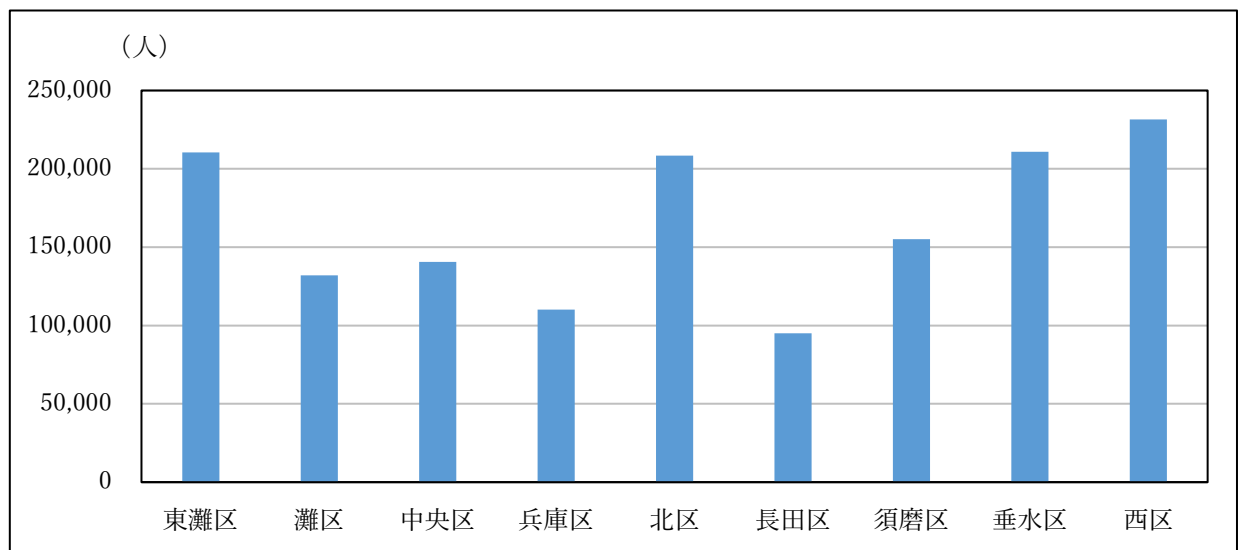
(3) 人口分布

神戸市の推定人口は、1,494,280人（住民基本台帳報告令和6年10月31日現在）である。

人口密度の分布状況を見ると、長田区で8,361人/km²、垂水区で7,506人/km²、兵庫区で7,504人/km²となっており、比較的西部側の方が密集している状況にある。

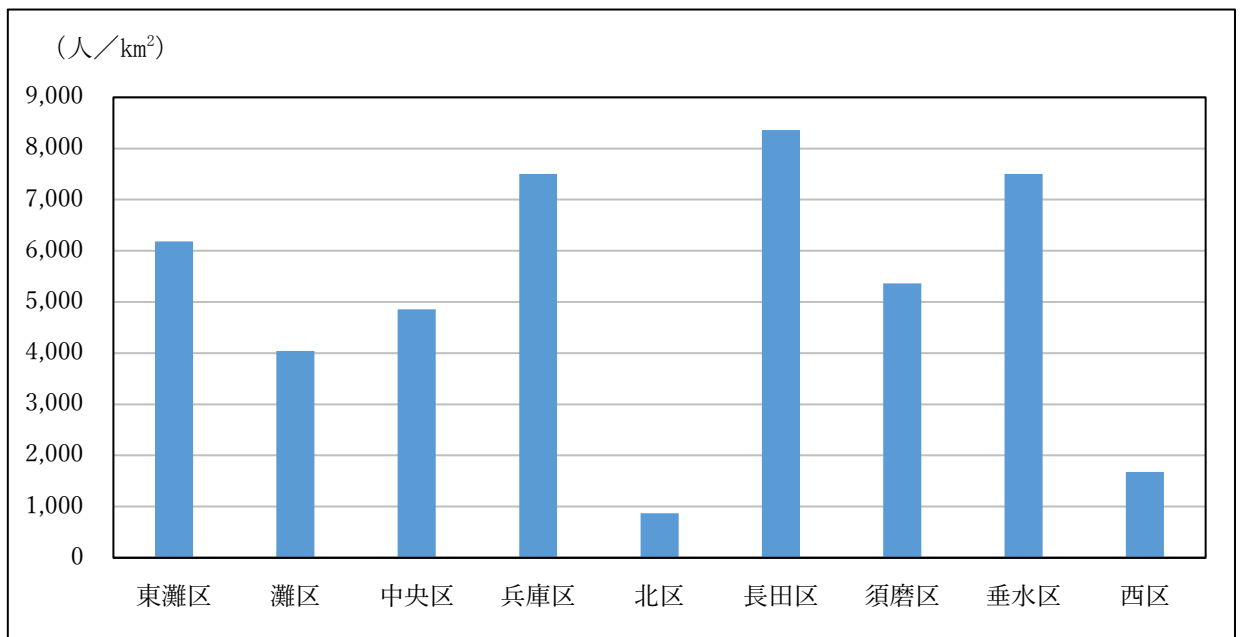
また、長田区、須磨区、垂水区、西区、北区では、65歳以上の高齢者の割合が高い。

【各区の人口（人）】



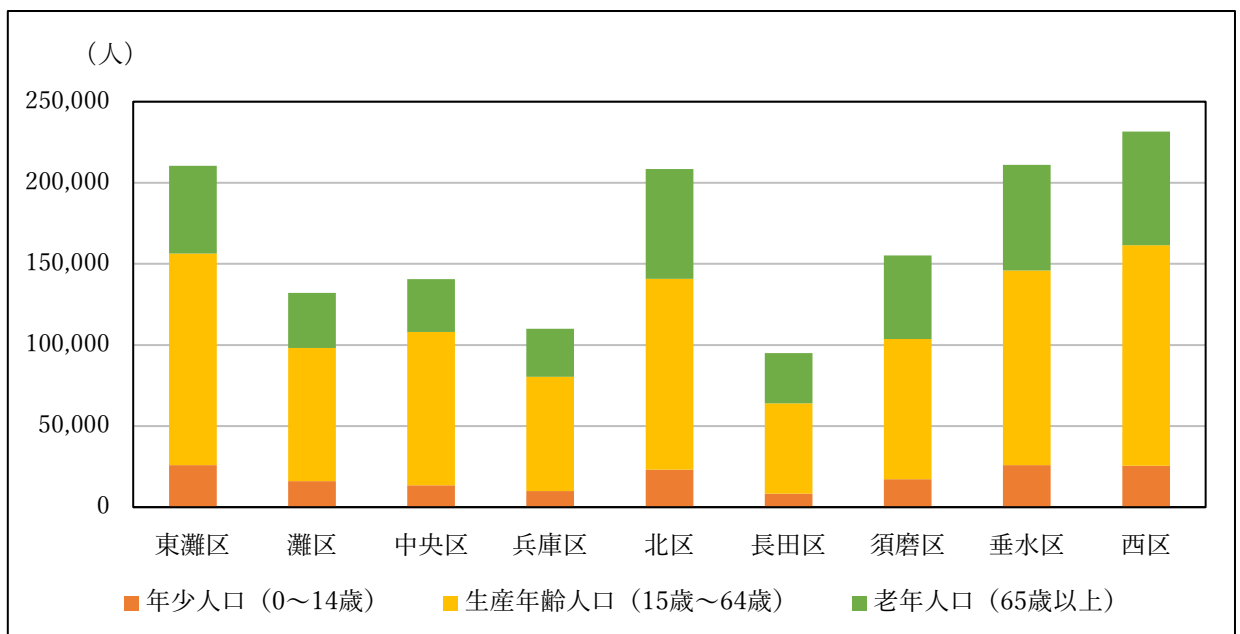
出典：住民基本台帳報告（令和6年10月31日現在）

【各区の人口密度（人／km²）】



出典：住民基本台帳報告（令和6年10月31日現在）

【各区の年齢構成別人口（人）】



出典：住民基本台帳報告（令和6年10月31日現在）

(4) 道路の位置等

本市には、関西内外との交流を支える東西軸として中国縦貫自動車道、山陽自動車道、阪神高速神戸線、北神戸線などが、南北軸として神戸淡路鳴門自動車道が整備されている。

また、主要な幹線道路として、東西方向に国道2号が、南北方向に国道428号及び国道175号が整備されている。



(5) 鉄道

本市には、西日本旅客鉄道（以下、「JR西日本」という。）として山陽新幹線のほか、在来線である東海道本線、山陽本線が東西に走っている。また、公営交通では、神戸市交通局（神戸市営地下鉄）、第三セクター鉄道として神戸高速鉄道及び神戸新交通が走っている。さらにその他の私鉄では、神戸電鉄、山陽電気鉄道、阪急電鉄、阪神電気鉄道などがある。

特に、令和5年度のJR三ノ宮駅の1日平均乗降者数は約232千人、阪急電鉄神戸三宮駅では約95千人、阪神電気鉄道神戸三宮駅で約107千人となっており、各社の三宮にある駅は、非常に多くの人に利用されている。



(6) 空港

神戸市内の空港としては、平成18年2月16日に、第三種空港の神戸空港が開港した。

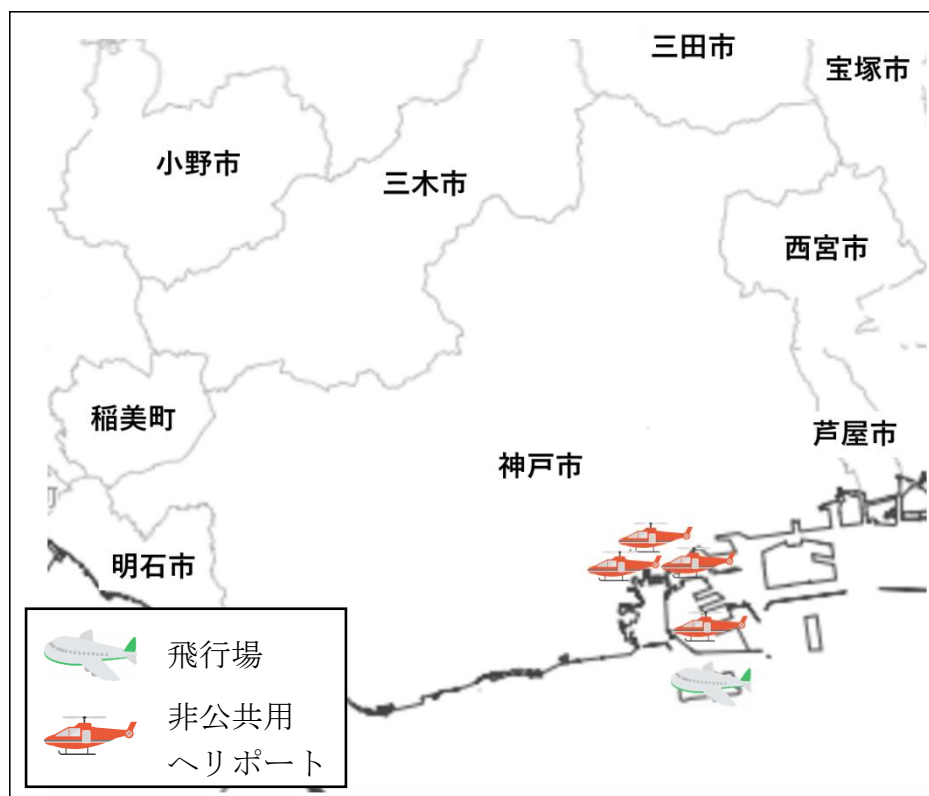
ヘリポートについては、常設で特定のヘリコプターのみ利用を対象とする非公共用ヘリポートとして、4か所のヘリポート（兵庫県庁、兵庫県警察、兵庫県立災害医療センター、NTT神戸中央ビル）が整備されている。

【飛行場】

施設名称	所在地	施設管理者	滑走路の広さ 延長×幅(m)
神戸空港	中央区神戸空港1	関西エアポート(株)	2,500 X 60

【非公共用ヘリポート】

施設名称	所在地	施設管理者	着陸帯の広さ 延長×幅(m)
兵庫県庁 (屋上)ヘリポート	中央区下山手通 4-65	兵庫県危機管理部 災害対策課	20.6 X 17
兵庫県災害医療センター (屋上)ヘリポート	中央区脇浜海岸通 1-3-1	兵庫県災害医療 センター	21 X 17
兵庫県警察 (屋上)ヘリポート	中央区下山手通 5-4-2	兵庫県警察本部 地域部地域課	21 X 17
NTT神戸中央ビル (屋上)ヘリポート	中央区海岸通 11	西日本電信電話(株) 兵庫支店	17.5 X 15



(7) 港湾

神戸市内には、国際戦略港湾の神戸港が整備されている。

神戸港は、日本の主要港として、北米、欧州、オセアニア、東南アジア、中国などの数多くの港と定期航路で結ばれており、世界の主要船社が直航サービスを配船している。※定期航路数：77便/週（令和6年8月現在）

さらに、西日本のゲートポートとして、中国・四国・九州地方をはじめとする国内各港と内航フィーダー航路・フェリー航路で結ばれている。

※定期航路数：内航フィーダー 99.5便/週、フェリー 53便/週（令和6年5月現在）

また、平成22年度に、神戸港は大阪港とともに、「阪神港」として国際コンテナ戦略港湾に選定され、国・阪神国際港湾株式会社と連携し、基幹航路の維持・拡大に向けた取り組みを進めている。

神戸港の施設は港湾管理者としての神戸市をはじめ、阪神国際港湾株式会社、国、各種民間団体などによって設置され、管理運営されている。

神戸港統計データ（神戸港大観 令和4年12月現在）

- 神戸港水面 9,171ha
- 防波堤 13,103m（他に民有施設151m）
- けい留施設 237バース（民有施設含む）

施設名	延長等	バース数
ドルフィン	14基	4バース
大型船けい船岸	42,952m	233バース
公共バース	25,504m	139バース
神戸港埠頭株式会社バース	10,436m	35バース
私有バース	6,948m	59バース

- 上屋 65棟 264,925㎡
- 運河 延長 6,470m 水面積 337,300㎡

また、神戸港は国際商業貿易港として昭和50年3月に市会での全議員一致により「核兵器を積載した艦艇の神戸港入港を拒否する」決議を行った。これに伴い、神戸港に入港する外国艦艇については非核証明書の提出を求めている。

核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議

神戸港は、その入港船舶数及び取扱貨物量からみても、世界の代表的な国際商業貿易港である。

利用するものにとって使いやすい港、働く人にとっては働きやすい港として発展しつつある神戸港は、同時に市民に親しまれる平和な港でなければならない。

この港に核兵器が持ち込まれることがあるとすれば、港湾機能の阻害はもとより、市民の不安と混乱は想像に難くないものがある。

よって神戸市会は核兵器を積載した艦艇の神戸港入港を一切拒否するものである。以上、決議する。

昭和50年3月18日 神戸市会

なお、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用法）では、武力攻撃事態等において、国対策本部長（内閣総理大臣）は、港湾施設の利用指針を定め、特定の者の優先的な利用を確保（管理者への要請によって確保されない場合には、指示、国土交通大臣を指揮しての措置の実施を含む）することができる」と規定されている。

(8) 自衛隊施設等

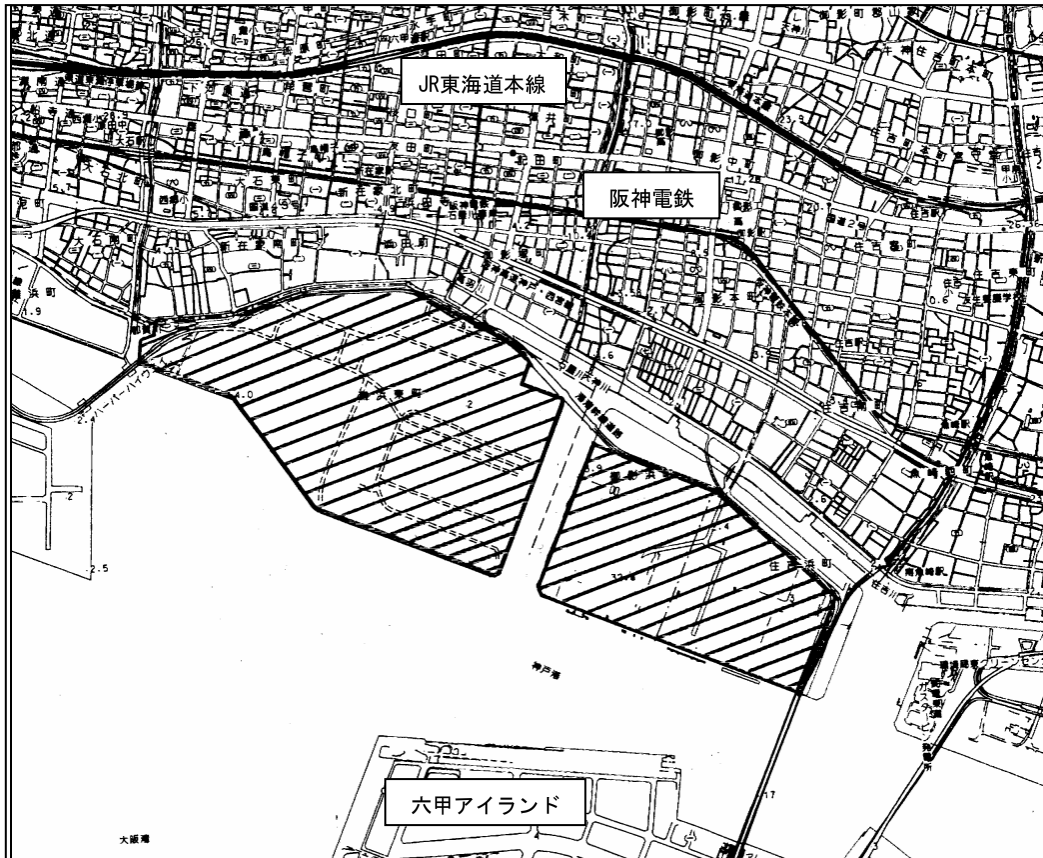
神戸市東灘区には、海上自衛隊阪神基地隊が整備されており、第42掃海隊が配備されている。

また、中央区には、兵庫県地方協力本部が配置されている。

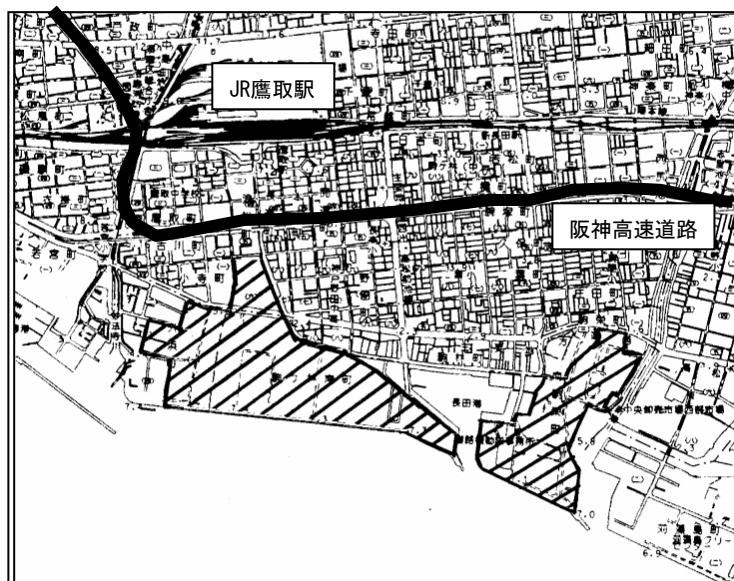
(9) 石油コンビナートの状況

石油コンビナート等災害防止法で定める特別防災区域として、神戸市東灘区、灘区、長田区及び須磨区の各臨海部の一部の地域2,706,803㎡が指定されており、特定事業所数は9事業所である。

石油コンビナート等特別防災区域図：神戸地区（灘・東灘）



石油コンビナート等特別防災区域図：神戸地区（長田・須磨）



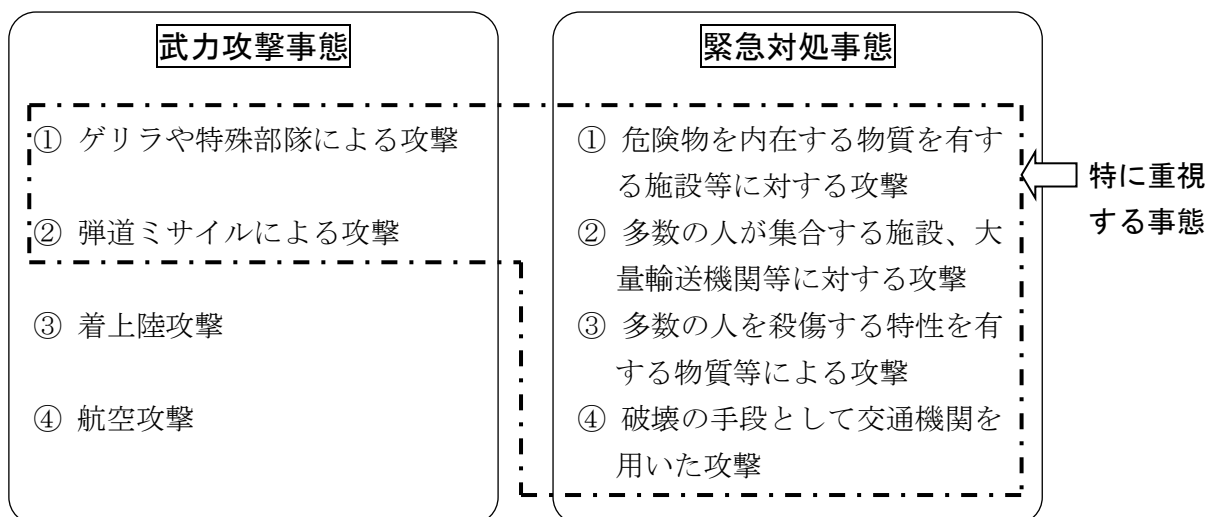
第5章 市国民保護計画が対象とする事態

現在の安全保障環境の特徴として、第一に、情報化社会の進展や国際貿易の拡大などに伴い、国家間の経済や文化をめぐる関係が一層拡大・深化する一方、普遍的価値やそれに基づく政治・経済体制を共有しない国家が勢力を拡大している。

また、近年起きている力による一方的な現状変更やその試みは、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序に対する深刻な挑戦であり、国際社会は戦後最大の試練の時を迎え、新たな危機の時代に突入しつつある。また、グローバルなパワーバランスが大きく変化し、政治・経済・軍事などにわたる国家間の競争が顕在化している。

これらを踏まえ、市国民保護計画では、基本指針において想定される緊急対処事態及び武力攻撃事態を対象とするが、特に緊急対処事態並びに武力攻撃事態のうちゲリラや特殊部隊による攻撃及び弾道ミサイル攻撃への対応を重視する。

【計画の対象とする事態】



なお、総務省消防庁より、大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待った対応をすることが必要と示されている。よって、兵庫県国民保護計画における整理と同様、着上陸侵攻や航空攻撃にかかる避難及び救援を想定した具体的な対応を定めず、今後、国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進める。

1 緊急処理事態

(1) 緊急処理事態の定義

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）第22条による緊急処理事態の定義は、以下のとおりである。

【緊急処理事態】

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの

(2) 緊急処理事態の分類

緊急処理事態としては、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定される。基本指針においては、事態例として、攻撃対象施設等又は攻撃の手段の種類により、以下のものが想定されている。

① 攻撃対象施設等による分類

分類	事態例	被害の概要
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊	・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばく ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく
	石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生 ・建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障
	危険物積載船への攻撃	・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生 ・港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障
	ダム破壊	ダムの下流に多大な被害が発生
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	・大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破	爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大

② 攻撃手段による分類

分類	事態例	被害の概要
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	<ul style="list-style-type: none"> 爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等が発生 ダーティボムの放射線による細胞機能の攪乱により、後年にガン発症の可能性あり 小型核爆弾については、核兵器の特徴と同様
	炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	生物剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様
	市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様
	水源地に対する毒素等の混入	毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ 弾道ミサイル等の飛来 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の破壊に伴う人的被害が発生 (施設の規模によって被害の大きさが変化) 攻撃目標である施設周辺への被害も予想 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生 建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障

2 武力攻撃事態等

(1) 武力攻撃事態等の定義

事態対処法第2条による武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）の定義は、以下のとおりである。

【武力攻撃事態】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

【武力攻撃予測事態】

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

(2) 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものとなるかについて一概に言えないが、国民保護措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにするため、基本指針においては、次の4つの類型が想定され、その特徴及び留意点が示されている。なお、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

事態の類型	特 徴 ・ 留 意 点
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 ・海岸から潜入した後、攻撃目標へ移動することが考えられる。 <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、施設の破壊等が考えられる。 ・NBC兵器やダーティボム（放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用される場合がある。 <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設（原子力事業所等の生活関連等施設等）の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、攻撃者もその行動を秘匿するため、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。 ・事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

事態の類型	特 徴 ・ 留 意 点
弾道ミサイル攻撃	<p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害の拡大を抑制することが重要である。 ・ 警報と同時に近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下街等の地下施設など屋内へ避難させ、着弾後、被害状況を迅速に把握したうえで、事態の態様、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難の指示を行う。
着上陸侵攻	<p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 ・ 航空機により侵攻部隊を投入する場合は、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域（特に当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合）が目標となりやすい。 ・ 着上陸侵攻に先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。 <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期間に及ぶことが予想される。 <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等から、予測が可能である。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を踏まえ、適切に対応する必要がある。 ・ 広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

事態の類型	特 徴 ・ 留 意 点
航空攻撃	<p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることが想定される。 ・ ライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。 <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その意図が達成されるまで繰り返し攻撃が行われることも考えられる。 <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。 ・ 生活関連等施設に対する攻撃がある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

(3) NBC攻撃の場合の対応

武力攻撃事態において、NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃）が行われた場合は、それぞれの特徴に応じた特殊な対応に留意する必要がある。

攻撃の種類	特 徴 ・ 留 意 点
核 攻 撃 等	<p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核爆発によって、熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。 ・放射性降下物（放射能をもった灰）は、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に被害が拡大する。 ・放射性降下物の皮膚への付着による外部被ばく、あるいは放射性降下物の吸飲や汚染された飲料水や食物の摂取による内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。 ・ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。 ・熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 ・避難に当たっては、風下方向を避け、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等により、少なくとも放射性降下物の皮膚への付着を抑えるとともに、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるなど、被ばくを防止することが重要である。 ・放射性ヨウ素による体内汚染が予想される場合は、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。 ・汚染地域への立入制限を確実にを行い、救急救助活動や医療活動にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。
生 物 剤 に よ る 攻 撃	<p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物剤は、人に知られることなく散布が可能であり、また潜伏期間に感染者が移動することにより、散布判明時には、既に被害が拡大している可能性がある。 ・生物剤の特性（ヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等）により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃の場合、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国（厚生労働省）及び県は、一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動及びまん延防止を行うことが重要である。

攻撃の種類	特 徴 ・ 留 意 点
化学剤による攻撃	<p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受け、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。 ・ 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を行い、住民を安全な風上の高台に誘導する等、適切な避難措置が必要である。 ・ 汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。 ・ 化学剤はそのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、原因物質を取り除くことが重要である。

第2編 平素からの備え

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市が国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な初動体制、消防団の体制について定める。

1 初動体制の整備

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、緊急処理事態又は武力攻撃事態が発生し、若しくはまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、緊急処理事態・武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

危機管理室は、緊急処理事態・武力攻撃事態等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防局との連携を図りつつ当直体制をとるなど、速やかに市長、副市長、危機管理監及び危機管理室職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

2 消防団の体制整備

(1) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。また、市は、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

(2) 消防団員の参集基準

消防団長は、市における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町及び指定公共機関等その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、緊急処理事態・武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、阪神・淡路大震災を踏まえ強化してきた防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、電子メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

3 県警察等との連携

市は、自らが管理する道路について、緊急処理事態・武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

また、市は、緊急処理事態・武力攻撃事態等において、市民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。さらに、必要に応じて神戸海上保安部との協力体制を構築する。

4 他の市町等との連携

(1) 県内及び県外の市町との連携

市は、県内及び県外の市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けること等により、緊急処理事態・武力攻撃事態等への防御、避難の実施体制、食糧・物資及び資材の供給体制等における市町相互間の連携を図る。

(資料編 8—1 自治体との相互応援協定 参照)

(2) 大都市との相互応援協定

市は、防災に関し締結されている大都市との間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、緊急処理事態・武力攻撃事態等への防御、避難の実施体制、食糧・物資及び資材の供給体制等における連携を図る。

この場合において、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、それぞれの協定の所管局が重要と認めた場合には、県に情報提供を行う。

(資料編 8—2 大都市との相互応援協定 参照)

(3) 消防局の連携体制の整備

消防局は、その活動が円滑に行われるよう、他の市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

なお、消防応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、消防局が重要と認めた場合には、県に情報提供を行う。

(資料編 8-3 消防組織にかかる応援協定 参照)

5 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう国立感染症研究所や独立行政法人量子科学技術研究開発機構、公益財団法人日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(資料編 第8-4 防災関連機関等との応援協定 参照)

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から食糧・物資及び資材の供給等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

(資料編 第8-4 防災関連機関等との応援協定 参照)

第3 市民等に期待される取組み等

国民保護措置の円滑な実施のため市民等に期待される取組みや市民等との連携等について示す。

1 市民等に期待される取組み

迅速かつ的確に国民保護措置が実施されるよう、市民等には、次のような取組みが自主的、自発的に行われることが期待される。

(1) 市民に期待される取組み

① 平素における取組み

- ア 各家庭において飲料水及び食糧を備蓄するとともに、医薬品や携帯ラジオ等の非常持ち出し品を準備しておく。
- イ 怪我などに対する応急処置等に関する知識を身につける。
- ウ 家族が離ればなれになったとき等に備えて、あらかじめ、連絡先や集合場所を決めておく。
- エ 最寄りの避難施設とそこまでの経路を確認しておく。

② 緊急対処事態・武力攻撃事態等における取組み

- ア 警報をはじめ、テレビ、ラジオ等により情報収集に努める。
- イ 避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。

(2) 防災福祉コミュニティ等に期待される取組み

① 平素における取組み

- ア 情報伝達、消火、救助等の活動を行うための資機材を整備する。
- イ 市と連携して、個人情報の取扱いに注意しつつ、地域の高齢者、障害者等の所在を把握して、警報等の伝達方法を定めておく。
- ウ 地域における危険箇所を把握しておく。
- エ 市や消防と連携して、訓練を実施する。

② 緊急対処事態・武力攻撃事態等における取組み

- ア 市からの警報等の情報を市民に伝達する。
- イ 地域の住民の安否確認を行う。
- ウ 市や消防と連携して、避難住民を誘導する。

(3) 事業所等に期待される取組み

① 平素における取組み

- ア 事業所内において飲料水及び食糧等を備蓄する。

- イ 事業所内における危険箇所を把握する。
 - ウ 最寄りの避難施設とそこまでの経路を周知するとともに、事業所内における避難計画を定めておく。
 - エ 事業所内における避難や消火の訓練を実施する。
- ② 緊急処理事態・武力攻撃事態等における取組み
- ア 市からの警報等の情報を従業員や顧客等に伝達する。
 - イ 従業員により、顧客等の避難誘導を行う。
 - ウ 従業員等の安否確認を行う。
 - エ 避難に当たっては、できる限り、事業所等の単位で行動する。

2 市民等との連携

(1) 市民との連携

市は、市民に対し、共助意識のある地域コミュニティが形成されるよう、自治会、婦人会、まちづくり協議会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。

(2) 企業・団体との連携

市は、事業所等における防災対策への取組みに対する支援に努めるとともに、民間企業が有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

また、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するためには、公共的団体の幅広い協力を得ることが重要であることから、市は、社会福祉協議会等の社会事業団体、農業協同組合等の経済団体等、災害救援活動等を行うNPO法人等との連携に努める。

3 防災福祉コミュニティ等に対する支援

市は、防災福祉コミュニティ等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び防災福祉コミュニティ等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、防災福祉コミュニティ等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、防災福祉コミュニティ等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

4 ボランティア活動への支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、神戸市社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、緊急処理事態・武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第4 通信の確保

市は、緊急処理事態及び武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について定める。

1 通信確保の基本方針

(1) 非常通信体制の充実強化

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

市は、緊急処理事態・武力攻撃事態等においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

① 施設・設備面

ア 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。

イ 緊急処理事態における災害・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系（衛星系含む）等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。

ウ 被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、市対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。

エ 緊急処理事態における災害・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に点検する。

② 運用面

ア 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。

イ 緊急処理事態における災害・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非

常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。

ウ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

エ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、緊急処理事態・武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信等についての十分な調整を図る。

オ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

カ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。

キ 市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線同報系、査察広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 市民に対する情報伝達手段の整備

市は、市民に対する情報伝達手段として、防災行政無線同報系のみならず、CATV、有線放送電話、コミュニティFM放送等メディアの活用など多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

また、携帯電話のメール機能を利用し、災害時等に緊急情報（地震情報、津波情報、気象情報）や避難情報を発信する「安全・安心情報の電子メールサービス（ひょうご防災ネット）」やエリアメール・緊急速報メールを活用し、市民への適切な情報伝達に努める。

2 各システムの内容【地域防災計画規定項目】

(1) コンピュータシステム

① 危機管理システム

発災直後から初動対応期、応急対応期までの災害対応を情報面から支援することを目的として構築された総合的なシステムである。

ア システムの構成

(ア) サーバ

4号館危機管理センター（9階）及びデータセンター内のクラウドサーバ

(イ) クライアント

神戸市役所イントラネットに接続されているパソコン及びシステム専用パソコン

イ システムの主な機能

(ア) 情報共有機能

災害警戒本部及び災害対策本部においてホワイトボードで列記している、防災指令、気象注意報警報等、被害、避難指示等、避難所開設等、道路交通状況を、市全体で共有できる機能。

(イ) 判断支援機能

気象情報等の情報を収集・分析し、避難指示等の発令対象地区の表示化を行い、情報共有を図るとともに、避難指示などの発令判断の支援を行う機能。

(ウ) 一括情報発信機能

市民に対し情報伝達（高齢者等避難、避難指示など）を行う場合、ひょうご防災ネットやヤフー防災等の各種媒体に対し一括して迅速かつ的確に情報発信する機能。

② 水防情報システム（FISK0）

風水害に対する予防・応急対応を行うため、市内に設置された雨量計や水位計などの観測データを収集し、水防活動を支援する情報の把握・配信を行うシステムである。

また、気象庁の気象情報を受信するほか、国土交通省・兵庫県の降雨観測システム及び消防局ともネットワーク化を図っている。これらは、神戸市役所イントラネットに接続されたパソコンからも内容を照会できる。

③ 消防管制システム

火災・救急等の119番通報の受付及び各署への指令等、消防管制業務を中心とする防災情報通信システムである。

④ 兵庫県フェニックス防災システム

兵庫県の防災情報システムで、オペレーションセンター及び消防局管制室に端末機各1台が設置されており、気象情報等の取得や県への災害情報報告に活用している。

なお、本システムはLアラートと連携しているため、本システムを用いて避難指示等の災害情報を迅速に市民に伝達している。

⑤ 兵庫県広域災害・救急医療情報システム

同システムは、消防局、健康局に端末機が設置されている。兵庫県災害医療センター内災害救急医療情報指令センターが医療機関、マンパワー、ライフライン、道路状況等総合的な情報をもとに救護班の派遣や患者搬送等を指示・要請する。

⑥ ひょうご防災ネット

気象警報、地震情報、避難指示などの緊急情報を電子メール・アプリで配信するサービスである。

⑦ 緊急速報メール（エリアメール）

気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、国や地方公共団体が配信する地震・台風などの自然災害に対する警戒情報、避難指示などの緊急情報を、特定エリアにおけるサービスに対応した携帯電話等に発信する。

⑧ 気象庁ホームページ

気象庁ホームページは、従来の防災機関向け「防災情報提供システム」を統合して、令和3年2月から運用を開始した、気象警報・注意報、気象情報及び地震情報など、インターネットを利用して1ページにまとめて表示できる「あなたの街の防災情報」ページ等の利用により、迅速かつ容易にそれらの情報が取得できる。

(2) 有線系の高度化

① ホットライン

災害時の電話回線の輻輳に対応するため、オペレーションセンターと、次に示す防災関係機関とをホットラインで接続している。

- ア 兵庫県警察
- イ 日本赤十字社兵庫県支部
- ウ 陸上自衛隊中部方面特科連隊
- エ 神戸海上保安部
- オ 海上自衛隊阪神基地隊

(3) 無線系システム

① 防災行政無線（同報系）

ア 同報系の役割等

災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、市民等への緊急連絡を迅速かつ的確に行うため、オペレーションセンター等から防災行政無線同報系を使って必要な場所、施設、組織等に設置した受信機に放送を行う。

イ 主な機器(現状)

(ア)操作卓等

- a 操作卓—オペレーションセンター 無線操作室
- b 副操作卓—消防局管制室
- c 地区放送用電話機—防災携帯

(イ)受信機

- a 屋外型拡声子局(スピーカー型)
海岸部、屋外の緊急避難場所、駅前広場等に設置
(神戸市地域計画 防災データベース 共通編予防計画 資料2-2-4)
- b 戸別受信機(ラジオ型)
市関係機関、緊急避難場所、山麓部の一部の住民宅、消防団・防災福祉コミュニティ等の自主防災関係者宅、海岸部の集客施設、浸水想定区域または土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設等に設置

ウ 放送する情報内容(神戸市地域計画 防災データベース 共通編予防計画)

- (ア)避難情報等 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の放送
- (イ)地震・津波情報 緊急地震速報等の地震情報や津波警報等の放送

- (d) 緊急情報 大災害時の火災の延焼情報やガス漏れ情報等の緊急情報の放送
- (e) 安心情報 災害発生後の人心の安定のための情報等の放送
- (f) 救援・救護情報 災害発生時の救援物資の配付や生活関連情報、医療に関する情報等の放送
- (g) 指示・連絡情報 防災関係職員・防災関係機関等への指示・連絡のための情報の放送
- (h) その他防災情報 上記以外で発災時に必要な防災関係情報の放送
- (i) 防災訓練放送 防災訓練の際に必要な情報の放送
- (k) 試験放送 防災行政無線同報系設備保守等に必要な試験放送

② 防災携帯

主に地震災害発生直後（一般電話回線が輻輳していると考えられる半日～1日程度の間）における以下の通信手段（防災行政無線における移動系の代替措置）として、災害時優先の携帯電話を使用する。

また、通信回線の不足時に備えて、近畿総合通信局への通信機器の貸与要請等、多様な通信手段の確保に努めるものとする。

- ・ 作業現地間の通信
- ・ 作業現地と対応拠点間の通信
- ・ 対応拠点間の通信

(4) 衛星系システム

① 兵庫衛星通信ネットワーク

衛星通信により、兵庫県内や他都市の行政機関・防災関係機関等と防災電話及び防災ファックスで通信することができる。

また、消防監視カメラまたはヘリコプターカメラで撮影した災害情報についても兵庫衛星通信ネットワークを介し、総務省消防庁、政令指定都市等の消防機関にリアルタイムで伝送する。

② 衛星通信システム

衛星通信を通じて、電話・ファクシミリ通信を行うことができる。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、県・市町村・消防本部等を通じた一体的な整備を図る。

③ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

気象庁から送信される気象関係情報や内閣官房から送信される国民保護関係情報を、人工衛星を利用して受信する。

このデータに基づき、防災行政無線（戸別受信機を含む）により、緊急地震速報、津波警報や大規模テロ情報等を自動的に放送する。

(5) 災害映像

① 消防監視テレビシステム

災害状況を生映像で把握するため、市域内の次の6箇所に監視カメラを設置している。

監視カメラ設置場所

場 所	災 害 監 視 区 域
ワールドビル	六甲山南側の東灘区から須磨区
鉢伏中継所	長田区、須磨区(北須磨地区を含む)、垂水区及び西区南部地区
畑山中継所	北区有馬町、道場町、藤原台及びその周辺
鈴蘭中継所	北区鈴蘭台地区(人口密集地)
雌岡中継所	垂水区(北部地区)及び西区
摩耶中継所	六甲山南側の東灘区から須磨区

② 消防ヘリコプター画像伝送システム

災害状況を上空から生映像で把握するため、消防局ヘリコプターにテレビカメラを設置している。

畑山中継所と鉢伏中継所に、自動追尾型受信装置を設置している。また、災害現場用に、可搬型受信装置を配備している。

③ 消防監視テレビシステム等映像情報の共有化

消防監視カメラ及び消防ヘリコプター画像伝送システムの映像を4号館(危機管理センター)2階オペレーションセンター及び1階本部員会議室の大型映像装置に取り込むことで、災害映像を消防局とオペレーションセンター等で共有化する。

④ 近畿情報ネット

近畿地方整備局が敷設した光ファイバーを介して近畿地方整備局が提供する監視カメラ等の映像が一部閲覧可能である。

第5 情報収集・提供等の体制整備

警報等の通知、安否情報の収集・整理、被災情報の収集・報告等を行うために必要な情報収集・提供等の体制整備について定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、緊急処理事態・武力攻撃事態等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び市民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報等の通知があった場合の市民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、地域や社会福祉施設、国際交流団体等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、日本語の理解が十分でない外国人、観光客等に対する伝達に配慮するものとする。

(2) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する

(3) 国民保護に係るサイレンの市民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、神戸市防災行政無線ガイドブックの配布や訓練等の様々な機会を活用して市民に十分な周知を図る。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が

期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、原則として避難住民及び災害により負傷し又は死亡した市民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号および第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

（資料編 第5-1 安否情報関係、第7-1 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（安否情報省令） 参照）

【収集・報告すべき情報】

- | |
|---|
| 1 避難住民・負傷住民 |
| ① 氏名 |
| ② フリガナ |
| ③ 出生の年月日 |
| ④ 男女の別 |
| ⑤ 住所（郵便番号を含む。） |
| ⑥ 国籍 |
| ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） |
| ⑧ 負傷（疾病）の該当 |
| ⑨ 負傷又は疾病の状況 |
| ⑩ 現在の居所 |
| ⑪ 連絡先その他必要情報 |
| ⑫ 親族・同居者への回答の希望 |
| ⑬ 知人への回答の希望 |
| ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答または公表の同意 |
| 2 死亡した住民 |
| （上記①～⑦に加えて） |
| ⑧ 死亡の日時、場所及び状況 |
| ⑨ 遺体が安置されている場所 |
| ⑩ 連絡先その他必要情報 |
| ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者への回答の同意 |

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理及び回答についての事務分掌を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（所管部局や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式（資料編 第5-2）参照】

年 月 日に発生した	による被害（第 報）						
	年 月 日 時 分 神 戸 市						
1 災害が発生した日時、場所							
(1) 発生日時 年 月 日							
(2) 発生場所 区 町 丁目 番号（北緯 度、東経 度）							
2 発生した災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
区 名	人 的 被 害				住 戸 被 害		そ の 他
	死 者 (人)	行 方 不明者 (人)	負 傷 者		全 壊 (棟)	半 壊 (棟)	
			重 傷 (人)	軽 症 (人)			
※ 可能な場合、死者について、死亡地、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入する。							
死亡地	年月日	性別	年齢	概 況			

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第6 医療体制の整備【地域防災計画規程項目】

市は、民間の医療機関を含むその区域における医療資源を把握し、救護所の設置、救護班の派遣、救護班の要請及び受け入れ、被災患者の受け入れ、医療機関相互の応援など、特に初動期の対応が迅速に行えるよう、平素から災害拠点病院、地域の基幹病院、医師会等との連携を確保し、以下のような災害時救急医療システムの充実を図る。

(1) 災害時の救急医療体制

災害時救急医療体制は、以下から構成される。

① 初期救急医療体制

火災現場、倒壊現場等からの負傷者や、避難施設、在宅避難からの傷病者を、医師、救急救命士及び救急隊員等が災害現場等でトリアージ（治療の優先順位づけ）、応急処置を実施し、重症者から救急医療機関等へ搬送する。

また、軽症者は、診療可能な最寄りの医療機関及び救護所で医療処置を受ける。

② 広域救急医療体制

医療機関や救護所で重症と判断された患者については、広域救急医療体制に位置づけられる高度医療が可能な救命救急センターや地域基幹医療機関へ、救急車やヘリコプター等で搬送し、収容治療を行う。

③ 広域後方医療体制

広域救急医療機関では対処できない場合、他府県の基幹医療機関等への救急車、ヘリコプター、船舶等により患者を搬送する。

④ 災害医療情報の把握・発信

災害時、市内医療機関の被災状況や患者の受け入れ可否等について把握し、とりまとめた情報については、随時、市民や関係機関に発信する。

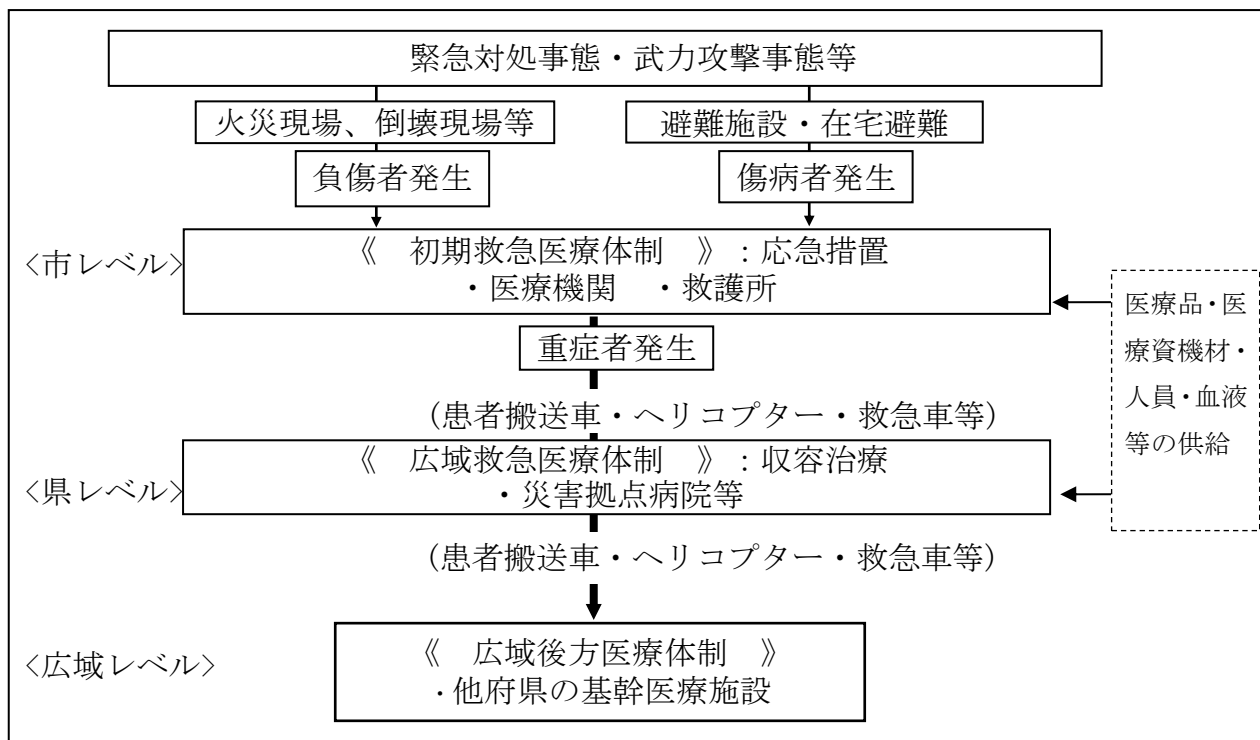


図4-2-1 緊急対処事態・武力攻撃事態等時の救急医療体制

(2) 初期救急医療体制

初期救急医療は、災害のため医療サービスを受けられなくなった者に対して応急的な措置を行うものであり、災害発生当初は交通、通信網が遮断されることを想定し、可能な限り被災者の周辺(小学校区程度)で応急措置を受けられる体制とする。

初期救急医療は、原則として避難施設等に開設される救護所で救護班による応急措置を受ける。

緊急対処事態若しくは武力攻撃事態に該当しない小災害や、兵庫県知事に派遣を要請した救護班等が現地に到着するまでは、区本部、市民病院等の医療関係者で救護班を編成して医療行為にあたる。

また、災害の規模や患者の発生状況によって、医師会等の協力を得て関係機関に応援を要請する。

助産は、災害の発生の日以前または以後7日以内に分娩した者であって、災害のため助産のサービスを受けられなくなった者に対して行うものとし、救護班によるもののほか、一般の医療機関において行う。

① 救護班の編成

ア DMA Tの派遣

健康部は、DMA Tの派遣が必要となる可能性がある場合は、県医務課（医務課と連絡がとれない場合は災害医療センター（災害救急医療情報指令センター）に連絡する。また、DMA Tの派遣が必要になった場合は県医務課等に派遣を要請する。

県医務課又は災害医療センターは、DMA Tの派遣が必要となる可能性がある場合は、DMA Tを保有する災害拠点病院に対して待機を要請する。また、DMA Tの派遣が必要になった場合は、DMA Tを保有する災害拠点病院に対して派遣を要請する。

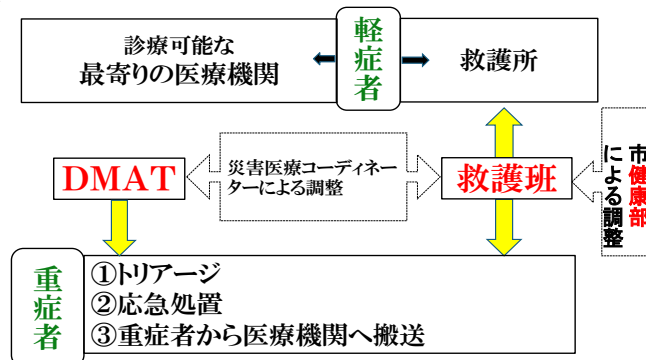
DMA Tを保有する災害拠点病院は、県医務課又は災害医療センターからDMA Tの派遣要請があった場合は、DMA Tを派遣する。また、災害救急医療に関して迅速な対応を図るため、DMA Tの派遣要請がない場合でも、自らの判断でDMA Tを派遣する（この場合、速やかに県医務課及び災害医療センター（災害救急医療情報指令センター）に報告を行う）。

県医務課は、重傷被災患者数や傷病内容等から、県内で医療従事者の確保が困難である場合、又は困難となる可能性がある場合は、国（厚生労働省）及び他都道府県にDMA Tの派遣を要請する。

イ 災害医療コーディネーターによる派遣調整・支援

災害医療コーディネーターは、災害発生時に医療機関への被災患者の受け入れやDMA T及び医療救護班派遣についての調整支援を行うほか、次の業務を行う。

- ・ DMA T及び医療救護班の派遣の実施についての判断
- ・ 行政や医療機関等に対する災害医療の確保についての助言、指導、連絡調整



DMA Tと医療救護班

※DMA Tは、国のDMA T養成研修を受けた者がチームを組織。災害の急性期（概ね48時間以内）に機動的に活動し、病院支援、域内搬送、現場活動、広域医療搬送等の活動を行う。→災害拠点病院（DMA T指定病院）において、チームを組織

※医療救護班は、地域防災計画に位置づけられ、災害の発災当初から救護活動終了までの期間にわたって活動し、病院支援、域内搬送、現場活動、避難所医療等の活動を行う。

ウ その他の救護班

- (ア) 災害時の医療救護活動等への協力に関する協定を締結している神戸市医師会、神戸市薬剤師会、兵庫県看護協会及び神戸市歯科医師会等による救護班

(資料編 第8-4 防災関連機関等との応援協定 参照)

- (イ) 大都市災害時相互応援協定を締結している各都市及びその他の自治体等からの応援救護班

- (ウ) 日本赤十字社等の救護班

日本赤十字社は班長医師1名、看護師長1名、看護師2名、主事2名の計6名からなる救護班を編成する。

なお、日本赤十字社は、災害初期において、状況により自らの判断に基づき、速やかに救護班を派遣することがある。

- (エ) その他医療機関からの応援救護班

② 救護班の業務内容

救護班が行う業務は、原則として以下に示す内容とする。

ア 傷病者に対する応急措置

イ トリアージ(被災負傷者・病人の治療優先順位に基づいて分類)

ウ 広域救急医療機関への転送の要否、及び転送順位の決定

エ 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療

オ 助産救護

カ 死亡の確認

③ 救護所等の設置及び運営

ア 救護所又は歯科救護所の設置にかかる判断基準

災害が発生した時には、次のような場合に救護所又は歯科救護所(以下、「救護所等」という。)を設置する。

- (ア) 現地医療機関が被災し、その機能が低下または停止したため、対応しきれない場合

- (イ) 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合

- (ウ) 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

イ 救護所等の設置

- (ア) 平常時において、区は、区医師会等関係機関と協議のうえ、予め救護所等の設置場所を選定する。災害が発生した時には、区本部は、災害の範囲や程度に応じ、平常時に選定した場所に、救護所等を設置する。

- (イ) 平常時に選定した設置場所が被災して使用できない場合や、予め選定し

た箇所数では対応しきれない場合には、区本部は、状況に応じそれ以外の場所を選定し救護所等を設置する。

- (ウ) 区本部は、救護所等を設置した場合には、速やかに健康部に報告する。なお、福祉避難所に救護所等を設置した場合には、福祉部にも報告する。
- (エ) 区役所が被災するなどして、区本部が救護所等を設置することができない場合には、健康部は、当該区が平常時に選定した場所等に救護所等の設置を行う。

ウ 救護所等の設置場所

- (ア) 避難施設・福祉避難所
- (イ) 被災者の通行が多い場所
- (ウ) 被災現場
- (エ) その他

※救護所等の設置場所としては以下の条件を満たすことが望ましい。

- ・救護所の存在が周囲から判別できること(学校等のランドマークとなりえる建物等)
- ・交通の利便の良い場所であり、傷病者の収容・搬送に便利であること
- ・多数の傷病者に対する初期救急医療が可能となるスペースがあること(傷病者、医療器具、医薬品等を収容し、医療救護活動が可能となる適当な面積)
- ・水、電気、ガス等のライフラインの確保が容易で、汚物の処理等が可能であること

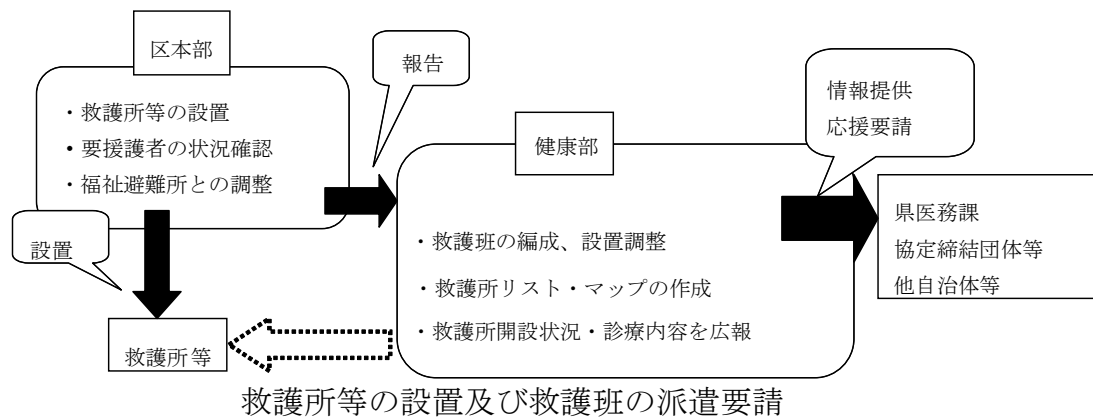
エ 救護所等にかかる情報の収集・提供

健康部は、全市の救護所設置状況に関するリスト、マップを随時作成し、市保健医療対策会議に報告して保健医療関係者間との情報共有を図るとともに、広報紙、ホームページ及び区本部による広報などあらゆる手段による情報発信を図る。また、救護所等の設置状況や患者の診療状況等を取りまとめ、市災害対策本部、県医務課及び災害医療センター(災害救急医療情報指令センター)に連絡するほか、EMISに、各救護所の設置状況やトリアージの状況、不足物資などの情報を入力し、共有する。

オ 救護班の派遣要請

- (ア) 健康部は、区本部からの要請を受け、救護所等で医療救護活動を行う救護班の派遣調整を行う。
- (イ) 健康部は、救護所等への救護班派遣の可能性がある場合は、県医務課に連絡するとともに、医療機関(災害拠点病院等)、災害時の医療救護活動協力団体(神戸市医師会、神戸市薬剤師会、兵庫県看護協会)及び歯科救護活動協力団体(神戸市歯科医師会)等の医療関係団体に対して待機を要請し、派遣が必要となった場合は直ちに派遣を要請する。
 - DMAT
 - 地方独立行政法人神戸市民病院機構

- ・神戸市立医療センター中央市民病院
 - ・神戸市立西神戸医療センター
 - ・神戸市立医療センター西市民病院
 - 日本赤十字社、JMAT
 - 市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、兵庫県看護協会
- (ウ) 災害時の医療救護活動又は歯科救護活動への協力について市と協定を締結している神戸市医師会、神戸市薬剤師会、兵庫県看護協会及び神戸市歯科医師会は、市からの要請に基づき、救護所等での医療救護活動等に協力する。
- (エ) 健康部は、重症被災患者数や傷病内容等から市内に必要な医療従事者の確保が困難である場合、又は困難となる可能性がある場合は、県医務課に救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて危機管理部を通じて災害医療広域応援の要請を行う。大都市災害時相互応援協定を締結している各都市に対しては、当該市の衛生主管部に救護班の派遣について要請する。また、その他の自治体に対しては兵庫県知事に要請し、厚生労働省を通じて救護班の派遣を要請する。
- (オ) 健康部は、災害医療広域応援の要請を行う場合は、県や区本部・医療機関等と協議した上で、以下の受入れ態勢を整備するとともに、必要な事項を要請先に伝える。
- ・応援救護班の派遣計画の作成（派遣先、救護班員、診療科目等）
 - ・宿舎、食料、飲料水の確保（受入れ条件を要請先へ連絡）
 - ・その他必要事項（医薬品、医療機器に関する事項等）
- ④ 応援救護班の受入れ調整
- ア 健康部は、他都市から本市に入る応援救護班の受入れ調整を行う。受入れ調整は被災状況や医療体制に関する区本部からの報告内容及び受入れ状況等を踏まえて行い、その際に救護班受入れリスト（派遣先、配置先、救護班員、診療科目、携行品等）を作成する。
- イ 広域の応援に係る救護班受け入れの第一次窓口は県保健医療福祉調整本部にあるため、健康部は市内の派遣先等の決定手順を災害規模や時期等に応じ県と調整する。
- ウ 応援救護班は、区本部の指揮の下、救護所等における医療提供や被災地巡回救護班として、医療救護活動等を行う。



⑤ 保健活動班との情報共有と連携

救護班と保健活動班（地域・避難所等での健康支援活動）は、協働してチームミーティングを開催し、情報共有しながら連携を図ることとする。

なお、保健活動班の業務内容については、地域防災計画「第11章 保健・防疫・衛生対策」中の「11-1 保健対策」に記載する。

⑥ 救護所等の閉鎖

区本部は、地域の医療機関の復旧の状況をふまえ、区医師会等関係機関と協議のうえ、閉鎖を決定する。区本部は、救護所等を閉鎖した場合には、速やかに健康部に報告する。

(3) 広域救急医療体制

① 災害拠点病院

神戸市内には、以下の4つの病院が災害拠点病院に指定されており、そのうち2病院が県下の基幹災害拠点病院と位置づけられている。

基幹災害拠点病院	<ul style="list-style-type: none"> ・ 兵庫県災害医療センター ・ 神戸赤十字病院
地域災害拠点病院	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神戸市立医療センター中央市民病院 ・ 神戸大学医学部附属病院

主な業務（「県地域災害救急医療等に係るマニュアル指針より」）

ア 被災地の災害拠点病院は圏域内の他の医療機関からの傷病者の受け入れ拠点として重症患者を中心に受け入れる。また、救護班等の派遣を行う。

イ 災害発生直後、健康部の機能が不十分なとき等、各医療機関への患者受け入れ。救護班等派遣要請、消防機関への搬送要請等を行う。

ウ 被災地外の災害拠点病院は、兵庫県災害医療センター（以下、「県災害医療センター」という）の要請に基づき、被災地からの患者の受け入れ、救護班等の派遣を行う。

② 災害対応病院

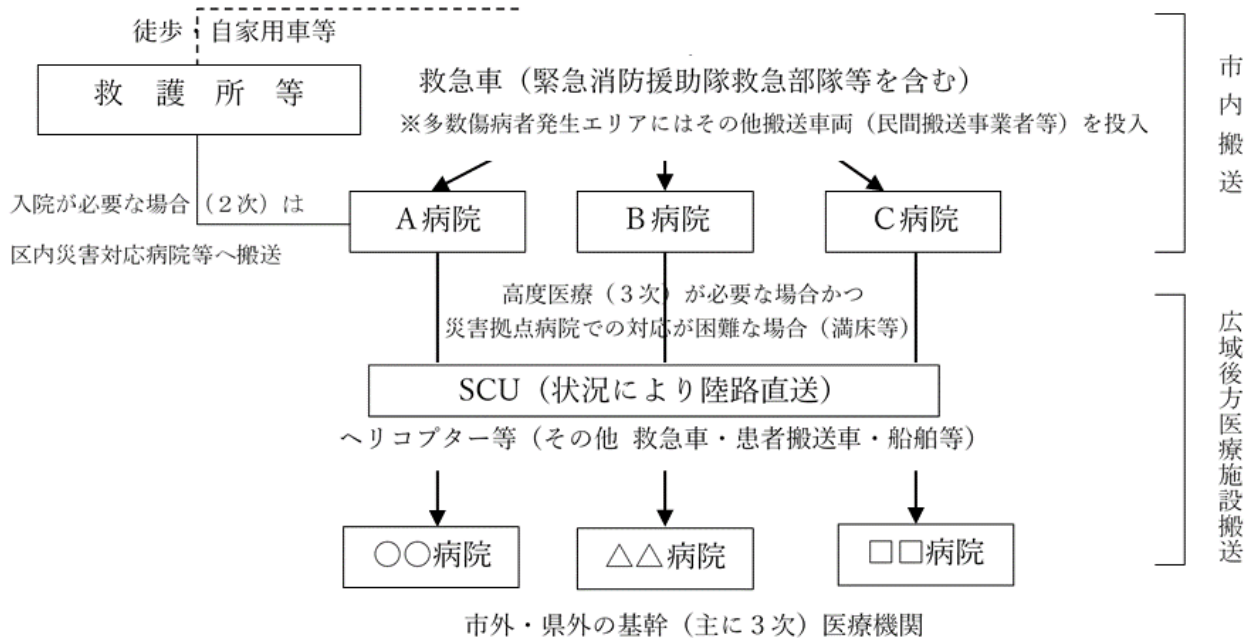
以下の11病院を災害対応病院に指定している。

（甲南医療センター、六甲病院、神戸労災病院、神鋼記念病院、川崎病院、神戸中央病院、済生会兵庫県病院、神戸市立医療センター西市民病院、神戸医療センター、神戸掖済会病院、神戸立西神戸医療センター）

(4) 広域後方医療体制

大規模災害時に、市内及び県内の災害時救急医療体制では対応しきれない状況が生じた場合、県外(隣接府県)の医療機関へ患者を搬送する。

(5) 救急搬送システム



① 市内搬送体制(傷病者発生現場から初期救急体制の各機関への収容)

消防部は、傷病者発生現場で救急隊等によってトリアージを実施する。地域医療情報センター等と調整を図り、救急隊が重症者から市内の救護医療機関へ搬送する。なお、搬送は、緊急消防援助隊救急部隊等の他都市からの応援救急隊と協力して実施する。

軽症者等は、診療可能な最寄りの医療機関及び救護所で医療措置を受ける。

② 広域搬送体制(市内の救護医療機関から市外、県外の基幹医療機関)

市内の救護医療機関で対応できない傷病者を、市外、県外の基幹医療機関へ次の搬送手段等で搬送する。この業務は、地域医療情報センター等で区本部と救急医療機関の災害医療統括者(統括DMAT)及び消防機関等の関係機関が協力して行う。

搬送手段は、医療機関の患者搬送車、県・消防機関等のヘリコプター、海上保安庁等の船舶、自衛隊等の搬送車、消防機関の救急車を使用する。

ただし、救急車については、市内搬送の目途がつき次第、順次広域搬送に組み込むものとし、ヘリコプターの運用については、次の③のとおりとする。

- ③ ヘリコプターによる救急搬送体制
 - ア 神戸市内飛行場外離着陸場（資料編 第4－6 参照）
 - イ 兵庫県内の災害拠点病院・救命センターと離着陸場（資料編 第4－7参照）
 - ウ 大阪府下の災害拠点病院と直近ヘリポート（資料編 第4－8参照）
 - エ 県外その他の医療機関（三次救急医療機関と災害拠点病院）と離着陸場（資料編 第4－9参照）

④ 広域航空消防応援要請

大規模災害時における広域航空消防応援実施要綱により、ヘリコプターによる人命救助のための活動や緊急搬送活動等に応援が必要な場合、消防長は知事を通じ、ヘリコプターを所有する公共団体に出動要請を行う。

⑤ 自衛隊、海上保安庁への要請

ア 自衛隊ヘリコプターの要請

(ア) 市長の自衛隊ヘリコプター派遣要請

- a 警察署長等と十分連絡をとり、知事に対し、自衛隊ヘリコプターの派遣要請をするよう求めることができる。
- b 通信の途絶等により、知事に対して上記aの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。
- c 上記bの場合、自衛隊は特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、ヘリコプターを派遣することができる。
- d 市長が上記bの通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

(イ) 神戸市における自衛隊の通知先は陸上自衛隊中部方面特科連隊長であり、電話番号は下記のとおりである。

勤務時間内	勤務時間外	備考
		FAXする場合は事前に連絡すること

イ 海上保安庁ヘリコプターの要請

市長は、直接ヘリコプターの出動要請ができる。

⑥ 現有ヘリコプター

ア 神戸市：消防ヘリコプター 2機(神戸ヘリポートに駐機) JA01HK
JA02KB

イ 兵庫県：消防防災ヘリコプター 1機(神戸ヘリポートに駐機) JA28HY

(6) 災害時指導医師の派遣要請

① 災害時指導医師の派遣要請

消防部の要請により消防部管制室に神戸市医師会から派遣された指導医師が常駐し、災害救急に関する指導・助言や医療機関等の情報収集や連絡調整を行うことで、災害時の救急をより円滑にする。

② 指導医師の業務内容

- ア 救急隊員が行う傷病者の応急処置や救急救命処置、及び搬送先医療機関など各救急隊からの問合せに対する特定行為の指示及び指導的助言
- イ 転院搬送やヘリ救急等の災害救急に関する医療関係機関等との連絡調整
- ウ 医療機関の空床、診療科目等の医療情報の収集

③ 派遣要請の基準

緊急対処事態対策本部又は国民保護対策本部の設置

④ 派遣要請の方法

派遣要請の基準に該当する場合、消防部から神戸市医師会に派遣要請し、神戸市医師会から医師に出動の連絡をするが、緊急の必要がある場合には、消防部から直接指導医師に出動要請する。

第7 研修及び訓練

市が実施する研修及び訓練について定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護を含めた危機管理を担当する専門職員を育成するため、自治大学校、消防大学校、市町村職員中央研修所等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び防災福祉コミュニティのリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、緊急処理事態・武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、神戸海上保安部、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

【訓練の例】

訓練の形態	訓練の項目
市対策本部設置 運営訓練	職員の非常参集、本部の設置、職員の動員配備、情報の収集・伝達、災害の想定に応じた応急対策の検討等の訓練
情報通信訓練	市対策本部、区役所、その他の事業所との間の通信設備を用いた、非常時の情報通信訓練
避難誘導訓練	緊急対処事態発生時の屋内退避など住民の避難誘導の訓練
地下施設への避難誘導訓練	緊急対処事態発生時の地下施設への住民の避難誘導の訓練
NBC攻撃災害への対処訓練	NBC攻撃災害の発生を想定した警戒区域の設定、原因物質の特定、除染、医療救護等の訓練
通知・伝達訓練	市民や関係機関等に対する警報・避難の指示等の円滑な伝達を図るための訓練
救援訓練	避難施設の開設、炊き出し、医療等の訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、消防団・防災福祉コミュニティ等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者等への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、市民に対し訓練への参加を要請する場合は、訓練の趣旨を事前に説明するとともに、訓練の時期、場所等は、市民が自発的に参加しやすいものとなるよう努める。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。
- ⑦ 市は、関係機関の連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努め、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするよう努めるものとする。

第2章 避難、救援及び緊急対応事態における災害・武力攻撃災害への 対応に関する平素からの備え

避難、救援及び緊急対応事態における災害・武力攻撃災害への対応に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

(資料編 第2-1 避難施設、資料編 第3-1 病院・医療機関等、資料編 第3-2 火葬場 参照)

【避難の指示に必要な資料】

- | | |
|---------------|----------|
| ・市の地図 | ・人口分布 |
| ・避難施設のリスト | ・道路網のリスト |
| ・生活関連等施設等のリスト | など |

【救援に関する措置に必要な資料】

- | |
|--|
| ・収容施設等（避難施設及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト |
| ・備蓄食糧・物資、調達可能食糧・物資のリスト |
| ・関係医療機関及び救護班、救護所予定場所のデータベース |
| ・墓地及び火葬場等のデータベース |
| など |

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(4) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合に

においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定の考え方

市長は、区域の人口、都市化の状況、地域防災計画における避難施設の指定状況等地域の実状を踏まえ、避難施設の指定を行う。

この場合において、学校、公民館、公園等の公共施設のほか、必要に応じて、企業・団体等の協力を得ながら、民間施設についても指定を行う。

なお、避難施設の指定を行ったときは、速やかに、その旨を知事に報告するものとする。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

- ① 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努める。
- ② 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- ③ 避難の形態を踏まえ、その用途に応じた避難施設を指定する。
- ④ 都市部に限らず地下施設等を避難施設に指定するよう配慮すること。
- ⑤ 避難施設の収容人数を把握し、地域的な偏りなく、より多くの避難施設を指定するよう配慮すること。

種類	留意事項
ア 収容施設としての避難施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難が比較的長期に及ぶ場合も想定して、学校、公民館、体育館等の施設を指定する。 ・ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。 ・ 高齢者、障害者等のためのバリアフリー設備の有無を考慮して、指定するよう配慮する。
イ 避難スペースとしての避難施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として、公園、広場、駐車場等の施設を指定する。 ・ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

<p>ウ 一時的な避難場所としての避難施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や、地下街、地下駐車場、地下駅舎等の地下施設等を指定するよう配慮する。 ・事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないように指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。 ・トンネルは一時的な退避場所として活用できると考えられることから、必要に応じて指定することを検討する。
---------------------------	---

(3) 避難施設の指定手続等

市は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

市が管理する施設については、緊急対処事態及び武力攻撃事態等が発生した場合においても最低限の機能を維持し、避難住民の生活や管理運営が確保できるよう、設備等の整備に配慮する。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等

避難施設として指定を受けた施設管理者は、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、市長に届け出るものとする。

(5) 避難施設データベースの共有化

市は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を国に報告する。また、避難施設の変更があった場合は、定期的に国に報告する。

【避難施設データベースに盛り込むべき標準的項目】

- 施設の名称
- 施設の所在地（郵便番号／市区町名／町丁目名・番（番地）・号）
- 施設の連絡先（電話／FAX）
- 管理する担当窓口（名称／電話／FAX）
- 収容人員（屋内（人）／屋外（人））
- 避難施設の面積（屋内（㎡）／屋外（㎡））
- 保有設備（トイレ、入浴・シャワー設備、冷暖房設備、障害者用トイレ、エレベーター、スロープ）
- 構造（コンクリート造・その他、階数）
- 災害対策基本法上の避難場所としての指定の有無
- 非常用電源の有無
- 大型車両のアクセスの可否
- 備考（NTT回線以外の通信施設の有無、ヘリコプター離発着可能な場所の有無、除雪機の有無など）

(6) 避難施設の通信設備の臨時設置

市は、避難施設等において、電話、インターネット等の通信手段の確保に当たって必要な通信設備を臨時設置するための条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

3 一時集合場所の選定

市は、あらかじめ、避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所を、避難スペースとしての避難施設として指定し、地域の住民に周知する。

4 救援に関する基本的事項

(1) 救援の活動内容

市は、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう、市が行う救援の活動内容について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ定めておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

5 災害時要援護者の支援・男女共同参画の視点への配慮【地域防災計画規定項目】

(1) 避難行動要支援者の支援に向けた平常時からの取組み

① 災害時要援護者の支援のための体制づくりの推進に関すること

神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例（以下「要援護者条例」という。）に基づき、危機管理室、市長室、企画調整局、健康局、福祉局、こども家庭局、各区及び消防局は連携して、地域の助け合い（共助）を基本として、地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」ための支援体制づくりを普及啓発する。

より具体的な運用は要援護者条例に基づく「神戸市災害時要援護者支援ガイドライン」による。

ア 要援護者支援団体の定義

要援護者条例第2条に定められている防災福祉コミュニティ、ふれあいのまちづくり協議会、自治会、地区民生委員・児童委員協議会、消防団、地域自立協議会等の要援護者の支援活動に取り組む地域団体をいう。

イ 要援護者支援団体の活動

時 期	活動内容
平常時	日常での声かけ、防災訓練参加への働きかけ、要援護の所在把握支援計画の策定 など
災害時	安否確認、避難誘導、避難生活の支援など

ウ 支援団体の安全確保

災害時の活動に当たっては、避難支援等関係者は、本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守る事が大前提であることを周知するなど安全確保に十分に配慮する。

エ 事業の推進体制

平常時の要援護者支援活動にかかる市の推進体制及び役割分担を定める。要援護者の支援に当たり、複数部署の調整が必要となる場合等は、会議を開催し連携して対応する。

② 要援護者支援団体への情報提供

ア 災害時要援護者リストの整備

福祉局では、災害時に要援護者の迅速な避難支援と安否確認を行うため、高齢者・障害者等の災害時要援護者リストを作成・保管し、年2回更新する。

災害時要援護者リストは平常時には行政内部で共有し、神戸市個人情報保護条例に基づき適切な管理を行うとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

なお、災害発生時が個人情報保護法第69条第2項第4号または災害対策基本法第49条の11第3項に該当する場合は、災害時要援護者リストを民生委

員・児童委員、消防団、防災福祉コミュニティ等、実際に救援・支援活動に従事する組織に開示する。

＜名簿に記載する者の範囲＞

- ・要介護度3以上の者
- ・身体障害者手帳1・2級の所持者
- ・療育手帳Aの所持者
- ・65歳以上の者1人で構成する世帯の世帯主
- ・75歳以上の者2人以上で構成する世帯の世帯主

イ 平常時の情報提供

各区及び福祉局は、要援護者支援団体の活動を支援するため、災害時要援護者リスト及び要援護者支援団体が希望する者であって市長が認めるもの等の中から、個人情報に関する協定を締結した団体に対して、要援護者の同意を得て情報を収集し、要援護者台帳として整理し、情報を提供する。

※要援護者からの同意取得について、要援護者条例第7条第4項に、不同意の意思表示がない者は同意と推定する規定あり。

③ 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するための措置

ア 協定の締結等

各区及び福祉局は、要援護者支援団体への情報提供に当たっては、要援護者支援団体との間で、要援護者条例第9条に基づき、名簿管理者を定めること、管理にあたり安全対策を講じることなど個人情報の取り扱いに関する事項について協定を定める。

イ 報告・検査

福祉局及び各区は、必要があると認められるときは、要援護者条例に基づき、要援護者支援団体から個人情報の管理に関して報告を求め、提供した個人情報の管理の状況を検査する。

(2) 男女共同参画の視点への配慮

災害発生時の経験から、被災時には増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題点が明らかになっており、その対策は女性をめぐる諸問題の解決に向け、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。

このため、本計画の全ての事項を通じて、これら被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行うとともに、地域における女性の参画推進など、男女共同参画の視点を取り入れた体制の確立に努めるものとする。

6 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。（資料 第4-5 神戸市保有車両一覧）

【把握しておくべき輸送力に関する情報】

- ① 保有車輛等（鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等）の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

【把握しておくべき輸送施設に関する情報】

- ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- ③ 港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
- ④ 飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）
- ⑤ ヘリポート（ヘリポート名、滑走路長、管理者の連絡先など）

(2) 避難候補路の把握及び維持管理等

市は、緊急対処事態・武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る避難候補路の情報を共有する。

また、道路管理者である市は、避難候補路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、災害発生時に被災した場合には、安全の確保に配慮した上で、迅速な復旧に努める。

(3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等

市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、その活用を図り航空輸送を確保する。ヘリコプター臨時離着陸場適地の一覧は、資料編に示すとおりである。（資料編 第4-6 神戸市内飛行場外離着陸場一覧表 参照）

7 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の定義

生活関連等施設とは、以下に該当する施設で、政令で定めるものをいう。

（資料編 第4-1 生活関連等施設の定義 参照）

- ① 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい

- 支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（発電所、浄水施設等）
- ② その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物質の貯蔵施設等）

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

施行令	施 設 の 種 類	所管省庁名	
27条1号	発電所（最大出力5万kw以上）、変電所（使用電圧10万V以上）	経済産業省	
27条2号	ガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備に限り、簡易ガス事業用を除く）	経済産業省	
27条3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池（供給能力10万m ³ ／1日以上）	厚生労働省	
27条4号	鉄道施設、軌道施設（平均利用者数10万人／1日以上）	国土交通省	
27条5号	電気通信事業用交換設備	総務省	
27条6号	放送用無線設備（NHK等の国内向けの放送局であって、地上にあるもののうち、中継局を除くいわゆる親局の無線設備）	総務省	
27条7号	水域施設、係留施設	国土交通省	
27条8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	
27条9号	ダム（土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるダム及び基礎地盤から堤頂までの高さが15m未満のダムを除く）	国土交通省、農林水産省	
27条10号	28条1号	危険物の取扱所	総務省消防庁
	28条2号	毒物劇物営業者の取扱所、特定毒物研究者の取扱所、毒物劇物を業務上取り扱う者の取扱所	厚生労働省
	28条3号	火薬類の製造所、火薬庫	経済産業省
	28条4号	高压ガスの製造施設、貯蔵施設	経済産業省
	28条5号	核燃料物質使用施設、試験研究用原子炉、加工施設、実用原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設	原子力規制委員会
	28条6号	核原料物質使用施設、製錬施設	原子力規制委員会
	28条7号	放射性同位元素使用事業者の取扱所、表示付認証機器使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者	原子力規制委員会
	28条8号	薬局、一般販売業の店舗、毒薬劇薬の製造業者等	厚生労働省、農林水産省
	28条9号	LNGタンク、発電機冷却用水素ボンベ、脱硝用アンモニアタンク	経済産業省
	28条10号	生物剤・毒素の取扱所	各省庁（主務大臣）
	28条11号	毒性物質の取扱所	経済産業省

(2) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

(3) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び神戸海上保安部との連携を図る。

第3章 食糧・物資及び資材の備蓄・調達体制の整備

国民保護措置を実施する上で必要な食糧・物資及び資材について、その備蓄及び調達体制の整備のあり方について示す。

1 市における備蓄【地域防災計画規定項目】

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた食糧・物資や資材と共通するものが多いことから、市は、これらについては、地域防災計画に定めている備蓄・調達体制を踏まえるものとする。

(神戸市地域防災計画 防災DB 非常用食糧・物資の備蓄状況 参照)

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(資料編 第4-4 神戸市消防局NBC災害対応装備保有状況 参照)

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、
放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる食糧・物資及び資材の備蓄体制の整備について、県と密接に連携して対応する。

また、緊急処理事態及び武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な食糧・物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 啓発

緊急対処事態における災害・武力攻撃災害による被害の最小限化には、市民一人ひとりの適切な行動や自発的な協力が必要であり、そのためには、広く市民が国民保護措置の意義や仕組みについての理解を深め、正しい知識を身につけることが重要であることから、啓発のあり方について示す。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、市民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、緊急対処事態・武力攻撃事態等と自然災害との違いにも留意しつつ防災に関する啓発とも連携し、消防団及び防災福祉コミュニティの特性も活かしながら市民への啓発を行う。

(3) 学校における啓発

市教育委員会は、県教育委員会とも連携しながら、市立学校において、緊急対処事態・武力攻撃事態等と自然災害との違いにも留意しつつ、児童生徒及びその保護者等の安全の確保及び災害対応能力育成など、これまでの防災教育の取組みの成果等を踏まえ、啓発を行う。

2 緊急対処事態・武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発

- (1) 市は、国民保護措置の実施にあたっては、緊急時においても日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されることについて、市民の心構えとして周知するよう努める。
- (2) 市は、火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの緊急対処事態・武力攻撃事態における兆候を発見した場合の市長等（市長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官）に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者

に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。

- (3) 市は、平素から全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報の伝達と、弾道ミサイル落下時やテロ等の武力攻撃事態が発生した場合などに市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民に対し周知するよう努める。
- (4) 市は、日本赤十字社、県などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。
- (5) 平日昼間に事態が発生した場合は、各事業所単位で適切な行動をとる必要があることから、市は、県と連携して各事業所等に対する啓発にも努める。

第3編 緊急対処事態・武力攻撃事態等への対処

第3編 緊急処理事態・武力攻撃事態等への対処

第1章 危機対策本部等の設置

緊急処理事態・武力攻撃事態等において、内閣総理大臣の指定に基づく市緊急処理事態対策本部・市国民保護対策本部を設置していなくとも、その状況に応じて適切な措置を実施する必要がある。このような場合に、対策を講じるために設置する危機対策本部など、その状況に応じて適切な措置を実施するための市の組織体制等について示す。

1 危機対策本部等の設置

現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに県及び県警察等に連絡を行うとともに、緊急処理事態・武力攻撃事態等に対処するための体制を構築する。

具体的には、「神戸市地域防災計画の対象となる事故災害」については、神戸市地域防災計画の規定に基づき災害対策本部又は事故対策本部（災害発生前の警戒段階には、災害警戒本部、事故警戒本部）が設置される。

「神戸市地域防災計画の対象とならない危機」については、神戸市危機管理基本指針の規定に基づき、危機レベルに応じた危機管理体制を構築するものとする。危機の規模や被害等が拡大した場合には柔軟にそして速やかにより高いレベルに移行することにより、その時々状況に応じた対応を行う。

なお、市民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を危機管理室等に報告するとともに、消防局においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。

(1) 危機対策本部

	神戸市地域防災計画の 対象となる事故災害	神戸市地域防災計画の 対象とならない危機
危機発生前 の本部体制	神戸市事故警戒本部 (本部長：危機管理室長)	関係課連絡調整会議 (議長：危機管理室長)
危機発生後 の本部体制	神戸市事故対策本部 〔ただし、全庁的取組みが必要な場合 は神戸市災害対策本部を設置する〕	レベル4 神戸市危機対策本部 レベル3 関係局室区対策会議 レベル2 関係部連絡調整会議
本部の最高 意思決定機 関	事故対策本部員会議	危機対策本部本部員会議
上記構成	関係局室区長	—
本部長 (議長)	市長	レベル4 市長 レベル3又は2 危機管理監
情報拠点	オペレーションセンター	同左
広報拠点	災害時プレスセンター	危機対策プレスセンター
危機発生後 の現場体制	現地事故対策本部	現地危機対策本部
本部の 構成	各部、各区本部	同左（レベル4の場合）
根拠計画等	神戸市地域防災計画	神戸市危機管理基本指針

(2) 危機レベルに応じた体制（神戸市地域防災計画の対象とならない危機）

危機レベル※	危機の内容	具体的基準	体制
レベル4	緊急な対処が必要 重大な人的物的被害	<ul style="list-style-type: none"> 市内において緊急処理事態又は武力攻撃事態等につながる重大な被害の情報 緊急処理事態又は武力攻撃事態の認定が行われ神戸市以外の地方公共団体に対策本部設置の指示 	神戸市危機対策本部 〔本部長：市長〕
レベル3		<ul style="list-style-type: none"> 市内において緊急処理事態又は武力攻撃事態等につながる軽微な被害の情報 市外において緊急処理事態又は武力攻撃事態等につながる重大な被害の情報 	関係局室区対策会議 〔議長：危機管理監〕
レベル2	軽微な人的物的被害	<ul style="list-style-type: none"> 市外において緊急処理事態又は武力攻撃事態等につながる軽微な被害の情報 	関係部連絡調整会議 〔議長：危機管理監〕
レベル1	危機の兆候	<ul style="list-style-type: none"> 緊急処理事態又は武力攻撃事態等につながる可能性のある情報 	関係課連絡調整会議 〔議長：危機管理室長〕
レベル0	危機の兆候なし		

※ 危機レベルは、危機管理監が決定・変更する。ただし、これに際して必要があれば各局室区と協議を行う。

(3) 危機管理体制における各組織の役割

① 神戸市危機対策本部

ア 役割	① 情報収集及び対処方針の決定 ② 国や関係機関との連絡調整
イ 設置基準	危機レベル4
ウ 設置場所	情報連絡室を4号館2階オペレーションセンターに設置する。
エ 設置通知	本部長は市危機対策本部が設置されたときは、直ちにその旨を県知事、マスコミ及び関係機関に通知しなければならない。
オ 構成	神戸市地域防災計画における災害対策本部の規定を準用する。
カ 事務局	危機管理室
キ 本部長	市長

ク 本部の廃止	本部長は危機対応が概ね完了したと認めたときは、市危機対策本部を廃止する。廃止通知は、エ 設置通知に準じて行う
---------	--

② 関係局室区対策会議

ア 役割	① 情報収集及び対処方針の決定 ② 国や関係機関との連絡調整
イ 設置基準	危機レベル3
ウ 設置場所	情報連絡室を4号館2階オペレーションセンターに設置する。
エ 構成	関係局室区長 ※各局室区メンバーは必要に応じ、危機管理室、広報課、危機事案発生区など関係局室区メンバーと柔軟に協議・連携の上、危機対応を円滑に行うものとする。
オ 事務局	危機管理室
カ 議長	危機管理監

③ 関係部連絡調整会議

ア 役割	① 情報収集及び対処方針の決定 ② 国や関係機関との連絡調整
イ 設置基準	危機レベル2
ウ 設置場所	常設の情報連絡室は特に設置しない
オ 構成	関係部長級 ただし、各局室区メンバーは必要に応じ、危機管理室、広報課、危機兆候発生区など関係局室区メンバーと柔軟に協議・連携の上、危機警戒を円滑に行うものとする。
カ 事務局	危機管理室
キ 議長	危機管理監

④ 関係課連絡調整会議

ア 役割	① 情報収集及び対処方針の決定 ② 国や関係機関との連絡調整
イ 設置基準	危機レベル1
ウ 設置場所	常設の情報連絡室は特に設置しない
オ 構成	関係課長級 ただし、各局室区メンバーは必要に応じ、危機管理室、広報課、危機兆候発生区など関係局室区メンバーと柔軟に協議・連携の上、危機警戒を円滑に行うものとする。
カ 事務局	危機管理室
キ 議長	危機管理室長

⑤ オペレーションセンター

ア 役割	① 危機発生時の情報通信手段の確保 ② 情報収集機能 ③ 情報共有化機能 ④ 危機対策本部としての意思決定支援・指令機能 ⑤ 関係機関との調整機能 ⑥ 市民等への情報発信機能
イ 設置時期	常設（ただし、運営は危機事案発生時（兆候情報入手時を含む））
ウ 設置場所	市役所4号館（危機管理センター）2階（危機管理室隣接）
エ 担当	危機管理室
オ 責任者	危機管理室長

⑥ 危機対策プレスセンター又は災害時プレスセンター

ア 役割	記者会見、取材対応などマスコミへの一元的な情報提供
イ 設置時期	危機発生直後又は危機が発生するおそれがある状況下
ウ 設置場所	市役所4号館1階防災展示室（多数の報道機関の来庁が見込まれ収容できない場合は1号館14階大会議室）等
エ 担当	広報課
オ 責任者	広報課長

2 市緊急処理事態対策本部・市国民保護対策本部との調整

(1) 市緊急処理事態対策本部・市国民保護対策本部設置前の調整

危機対策本部等を設置した後に、内閣総理大臣から市長に対し、市緊急処理事態対策本部・市国民保護対策本部を設置すべき市の指定があったときは、直ちに市緊急処理事態対策本部・市国民保護対策本部を設置して、新たな体制に移行するとともに、危機対策本部等を廃止する。

また、市緊急処理事態対策本部・市国民保護対策本部の設置前に、関係機関により消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置等が講じられている場合には、既に講じられた措置に代えて、あらためて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

(2) 市緊急処理事態対策本部・市国民保護対策本部設置後の調整

内閣総理大臣から、市緊急処理事態対策本部・市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の解除にかかる通知を受けた場合は、市長は、遅滞なく市対策本部を廃止するが、引き続き、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められるときは、関係課連絡調整会議に移行する。

第2章 緊急処理事態対策本部・国民保護対策本部の設置等

緊急処理事態対策本部・国民保護対策本部（以下、市対策本部という。）の設置等の手順や市対策本部の組織、機能等について示す。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。また、事前に危機対策本部等を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

③ 市対策本部等の開設

市対策本部担当者は、市役所4号館（危機管理センター）1階本部員会議室に市対策本部本部員会議室を開設する。

また、市対策本部情報連絡室をオペレーションセンター（市役所4号館2階）に設置し、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。その際、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認するよう努める。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

④ 市対策本部本部員会議室及び情報連絡室の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合には、市対策本部本部員会議室及び情報連絡室の代替機能を、緊急時には消防部内に、被害により使用不能なときには消防学校や職員待機宿舎などで使用可能な場所に設置する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

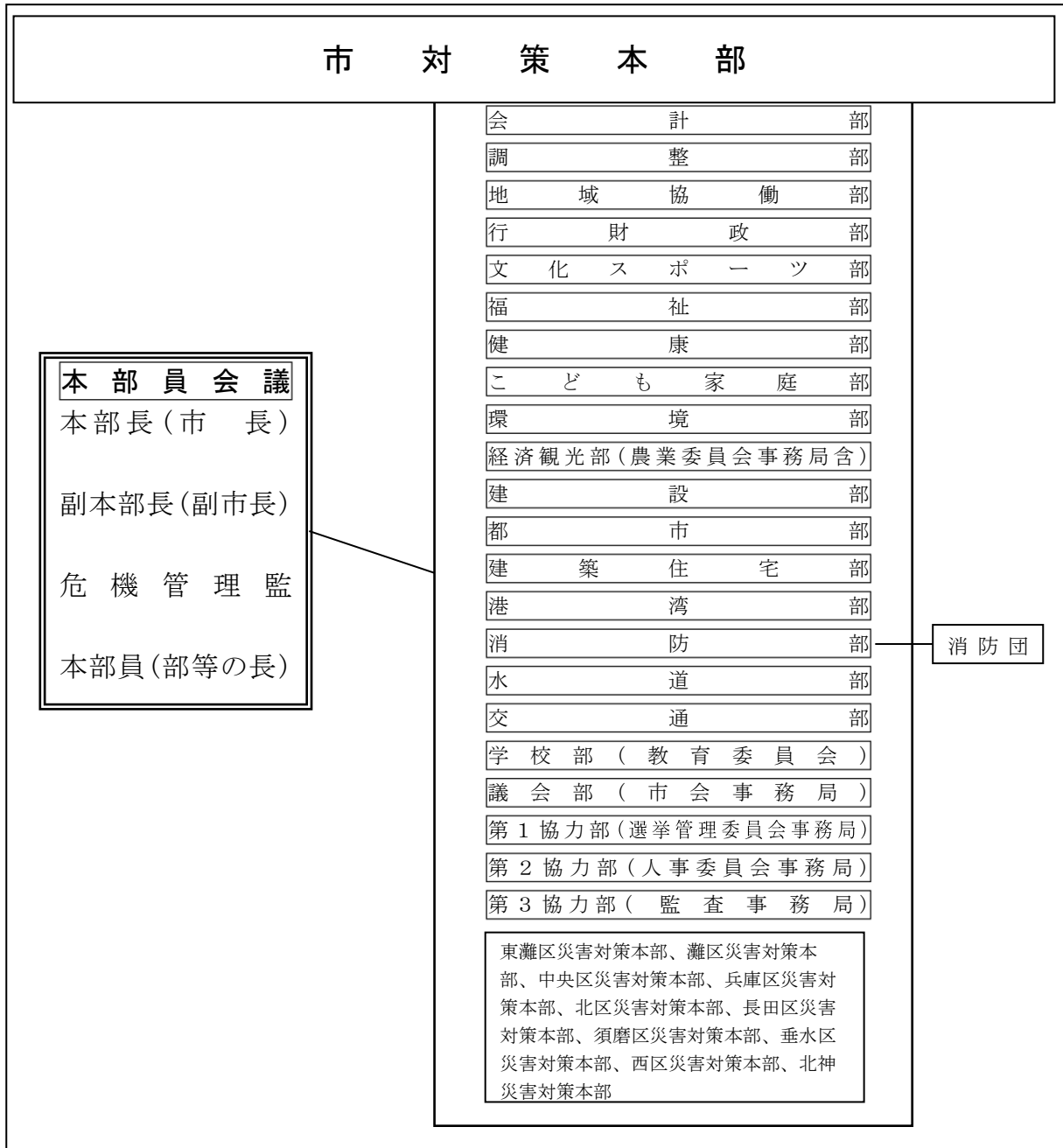
市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、

知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

なお、市長は、市対策本部の設置の有無にかかわらず、国民保護措置を実施することができる。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。



部 及 び 区 本 部 名 称	部 長 区 本 は 区 本 も と な の	部 長 区 本 は 区 本 も と な の	主 な 分 掌 事 務
市 長 部	市 長 室 長	市 長 室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2. 国際関係に関する連絡及び調整に関する事 3. 広報及び記録に関する事 4. マスコミ機関への情報提供に関する事 5. 市対策本部として行う新聞発表、放送等の広報活動及び報道機関との連絡に関する事 6. 写真、映像等による記録に関する事 7. 陳情者及び陳情団の応接に関する事 8. 広聴及び相談に関する事
危 機 管 理 部	危 機 管 理 室 長	危 機 管 理 室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市対策本部の設置及び閉鎖に関する事 2. 本部員会議及び関係本部員会議に関する事 3. 防災指令その他本部長命令の傳達に関する事 4. 市対策本部の庶務に関する事 5. 各部との連絡調整に関する事 6. 警報の伝達、避難の指示の伝達、退避の指示、避難実施要領の作成に関する事 7. 被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ、記録等に関する事 8. 県対策本部、兵庫県警察本部、自衛隊等関係機関との連絡に関する事。 9. 各種協定（他部に関するものを除く）に関する事 10. 避難施設の指定に関する事 11. 避難施設の開閉・管理運営のとりまとめに関する事 12. 安否情報の収集・提供のとりまとめに関する事 13. 特殊標章等の交付に関する事 14. 現地合同調整所の設置・運営に関する事
会 計 部	会 計 室 長	会 計 室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災・復旧活動の応援に関する事 2. 義援金の受入れに関する事
調 整 部	企 画 調 整 局 長	企 画 調 整 局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国、県等との連絡調整に関する事 2. 地方公共団体その他諸団体等からの災害復旧活動に対する応援の調整に関する事 3. 複数の部に関連する事案の調整に関する事

部 区 名	及 本 部 の 称	部 長 と ま た は 本 部 の 長	部 は 区 と ま た は 本 部 の 局	主 な 分 掌 事 務
地 域 協 働 部	地 域 協 働 局 長	地 域 協 働 局	地 域 協 働 局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 区災害対策本部との連絡調整に関する事 2. 男女共同参画の視点からの防災・復興の取り組みに関する事（神戸市男女共同参画センターにおける女性のための相談室に関する事を含む） 3. 物価の安定その他消費生活に関する事 4. 外国人市民に関する連絡及び調整に関する事
行 財 政 部	行 財 政 局 長	行 財 政 局	行 財 政 局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の動員・配備に関する事 2. 市対策本部事務局の協力に関する事 3. 災害予算に関する事 4. 市登録業者からの作業員等の確保に関する事 5. 災害応急工事の契約に関する事 6. 物資車両等の調達・確保に関する事 7. 被害家屋の判定基準及び家屋被害状況の調査に関する事 8. 部及び区本部での確保の不可能、または困難な機械器具の調達、確保に関する事 9. 市税の各種減免措置に関する事 10. 国民保護措置に要した費用の負担金請求に関する事 11. 区本部との連絡調整に関する事
文 化 ス ポ ー ツ 部	文 化 ス ポ ー ツ 局 長	文 化 ス ポ ー ツ 局	文 化 ス ポ ー ツ 局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文化財の保護に関する事 2. 文化スポーツ施設の安全確保及び復旧に関する事
福 祉 部	福 祉 局 長	福 祉 局	福 祉 局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行方不明者の捜索、遺体の収容、安置、処置に関する事 2. 災害時要援護者対策（高齢者、障害者等）に関する事 3. 災害ボランティアに関する事（他部に関するものを除く） 4. 社会福祉施設等の安全確保、被害状況調査及び応急対策に関する事
健 康 部	健 康 局 長	健 康 局	健 康 局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民保護法に基づく救援に関する部及び区本部との連絡・調整・指導及びとりまとめに関する事 2. 国民保護法に基づく医療助産に関する事 3. 救護班の編成、救護所の設置に関する事 4. 被災地の防疫活動の実施に関する事 5. 遺体の埋・火葬に関する事 6. 死亡獣畜の処理（衛生措置、埋却場所の指定）の実施に関する事

部 及 び 区 本 部 名 称	部 長 は 区 と 本 も と 部 の 長	部 長 は 区 と 本 も と 部 の 長	主 な 分 掌 事 務
			7. 災害時要援護者対策(難病者等)に関する事 8. 災害ボランティアに関する事(他部に関するものを除く) 9. 災害医療用医薬品・衛生材料の調達及びあっせんに関する事 10. 医療施設・毒劇物等関連施設等の安全確保、被害状況調査及び応急対策に関する事 11. 医療機関における安否情報の収集に関する事 12. 赤十字標章等の交付等に関する事 13. その他救援に関し他の所管に属さない事
こども 家庭部	こども 家庭局長	こども 家庭局	1. 要援護者対策(乳幼児等)に関する事
環 境 部	環 境 局 長	環 境 局	1. 廃棄物の収集、撤去、処理、処分に関する事 2. 死亡獣畜(犬・猫)の収集、処理に関する事 3. 河川等の環境整備に関する事 4. 環境保全対策に関する事
経 済 観 光 部	経 済 観 光 局 長	経 済 観 光 局	1. 中小企業の災害復旧資金の融資に関する事 2. 避難者等への食糧・物資の確保・供給に関する事 3. 農林水産業施設の復旧に関する事 4. 農林水産業の災害復旧資金の融資に関する事 5. 農産物、家畜等の災害対策に関する事 6. 救援物資に関する事 7. 観光客に関する連絡及び調整に関する事 8. 物価の安定その他市民生活に関する事
建 設 部	建 設 局 長	建 設 局	1. 河川、道路、橋梁、公園、市有林、山ろく、宅地等の復旧に関する事 2. 国民保護法に基づく障害物の除去に関する事 3. 下水道、排水施設等の復旧に関する事 4. ライフライン復旧連絡部会に関する事 5. 緊急輸送路の確保に関する事
都 市 部	都 市 局 長	都 市 局	1. 内陸・臨海部施設の安全確保及び復旧に関する事
建 築 住 宅 部	建 築 住 宅 局 長	建 築 住 宅 局	1. 応急仮設住宅に関する事 2. 住宅の応急修理に関する事 3. 住宅その他の建築物の復旧の指導に関する事 4. 市有建物の復旧に関する事 5. 災害ボランティア(住宅関係)に関する事

部 及 び 区 本 部 名 称	部 長 は 区 と 本 も と 部 の 長 の 名	部 長 は 区 と 本 も と 部 の 長 の 名	主 な 分 掌 事 務
			6. 避難住民の誘導・救援の応援に関する事 7. 復旧活動の応援に関する事
港 湾 部	港 湾 局 長	港 湾 局	1. 港湾施設の安全確保及び復旧に関する事 2. 海岸保全施設の復旧に関する事 3. 海上輸送の確保に関する事 4. 空港施設の安全確保及び復旧に関する事
消 防 部	消 防 局 長	消 防 局	1. 災害に関する諸情報(被害状況、応急対策の実施状況等)の速報及び連絡に関する事 2. 避難の指示の伝達及び避難住民の誘導に関する事 3. 警戒区域の設定に関する事 4. 被災者の救出・救助・救急に関する事 5. 消防活動に関する事 6. 放射性物質・化学剤等による汚染の拡大の防止に関する事 7. 勤務時間外における緊急的な市対策本部の設置に関する事 8. 消防職員及び消防団員への特殊標章等の交付に関する事
水 道 部	水 道 局 長	水 道 局	1. 貯水施設及び浄水施設等の安全確保に関する事 2. 給水区域への給水の確保に関する事 3. 飲料水の供給に関する事
交 通 部	交 通 局 長	交 通 局	1. 鉄道施設の安全確保に関する事 2. 市営交通機関の運行の確保に関する事
学 校 部	教 育 長	教 委 員 会	1. 児童・生徒等の保護及び応急教育に関する事 2. 教育施設の安全確保及び復旧に関する事 3. 国民保護法に基づく学用品の供給に関する事
議 会 部	市 会 事 務 局 長	市 会 事 務 局	1. 議会活動に関する事
第 1 協 力 部	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	1. 避難住民の誘導・救援の応援に関する事 2. 復旧活動の応援に関する事
第 2 協 力 部	人 事 委 員 会 事 務 局 長	人 事 委 員 会 事 務 局	
第 3 協 力 部	監 査 事 務 局 長	監 査 事 務 局	

部 及 び 区 本 部 名 称	部 長 は 区 と 本 も と 部 の 長 の 名	部 長 は 区 と 本 も と 部 の 長 の 名	主 な 分 掌 事 務
区 災 害 対 策 本 部	区 長	区 役 所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 区の区域に係る国民保護措置の総合調整に関すること 2. 区内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関する こと 3. 区内の被害状況及び国民保護措置に必要な情報の収集及 び連絡に関すること 4. 区内の被害状況の調査に関すること 5. 避難施設の開閉及び管理運営に関すること 6. 避難者の収容に関すること 7. 応急仮設住宅等の入居受付に関すること 8. 食糧の供給に関すること 9. 救援物資等の配布に関すること 10. 行方不明者の捜索、遺体の収容、安置及び処置に関する こと 11. 広報及び記録に関すること 12. その他区における救援の実施に関すること 13. 災害ボランティアの連絡・調整に関すること 14. 医療助産の実施に関すること 15. 救護班の編成、救護所の設置その他の医療助産の実施に 関すること 16. 保健活動の実施に関すること 17. 死亡獣畜の処理(衛生措置、埋却場所の指定)の相談及び 連絡に関すること 18. 災害時要援護者対策の実施に関すること 19. 避難施設における安否情報の収集に関すること
各 部 及 び 各 区 本 部 共 通 事 務			<ol style="list-style-type: none"> 1. 各部または各区本部となる局等の所管事項で国民保護措 置に関すること 2. 各部または各区本部の所管事項に関する被害状況及び国 民保護措置の実施状況に必要な情報の収集及び連絡に関 すること 3. 他部の応援に関すること

(4) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(5) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(6) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 職員配備・動員体制【地域防災計画規定項目】

(1) 職員の参集基準

緊急対処事態又は武力攻撃事態等の認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合には、防災指令第3号を発令し、全職員をもって応急対策にあたる体制をとる。

また、緊急対処事態又は武力攻撃事態等の兆候段階や、事態認定が行われたが市対策本部を設置すべき市の指定を受けていない場合には、次のとおり参集基準を定める（地域防災計画の対象となる災害発生時の参集基準は、地域防災計画に規定されている）。（資料編 第6-5 神戸市防災指令規定 参照）

危機レベル	危機の内容	具体的基準	配備すべき職員	参集基準（防災指令）
レベル4	緊急な対処が必要 重大な人的物的被害 関係機関の協力・支援が必要	・市内において緊急対処事態又は武力攻撃事態等につながる重大な被害の情報	全職員	第3号
		・緊急対処事態又は武力攻撃事態の認定が行われ神戸市以外の地方公共団体に対策本部設置の指示	指定職員※	第2号
レベル3	緊急な対処が必要 重大な人的物的被害	・市内において緊急対処事態又は武力攻撃事態等につながる軽微な被害の情報	指定職員※	第2号
		・市外において緊急対処事態又は武力攻撃事態等につながる重大な被害の情報	指定職員※	第1号
レベル2	軽微な人的物的被害	・市外において緊急対処事態又は武力攻撃事態等につながる軽微な被害の情報	指定職員※	第1号
レベル1	危機の兆候	・緊急対処事態又は武力攻撃事態等につながる可能性のある情報	指定職員※	連絡員待機指令
レベル0	危機の兆候なし			

※ 指定職員とは各局室区長があらかじめ定め、又は必要があると認める場合にその都度定める職員のことをいう。

(2) 防災指令の伝達

防災指令が発令された場合、あらかじめ定められた伝達系統、連絡責任者等を利用して、職員に防災指令の内容を迅速かつ正確に伝達する。

但し、神戸市域で震度6弱以上の地震が発生した場合又は兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報または津波警報が発表された場合は、通常の電話連絡網による伝達は行わないので、職員はテレビ、ラジオ等で情報を収集し、伝達を待つことなく、直ちに定められた場所に出動する。

① 各局室区における連絡責任者

総務担当課長(港湾局については海岸防災担当部長)とする。ただし、時間外の場合は別に各局室区が定める時間外連絡責任者とする。

② 伝達の方法

防災指令の各局室区への伝達は、危機管理室が危機管理情報システム(電子メール)、庁内放送、電話、防災行政無線同報系、FAXのうち、複数の方法により迅速かつ正確に行う。

各局室区における連絡責任者は、防災指令の伝達を受けた時は、所属長及び所属全職員に対し、できる限り迅速にかつ正確に伝達する。

勤務時間外の伝達は、危機管理室が不在の場合、待機当番幹部および待機宿舎寮生がオペレーションセンターへ出動し、危機管理情報システム(電子メール)、庁内放送、電話、防災行政無線同報系、FAXにより伝達する。

勤務時間外における市長等幹部職員への連絡は、危機管理室から自宅等へ行う。なお、連絡手段は、一般加入電話・携帯電話等とする。

(3) 動員の区分

各局室区長は、事前に所属職員の住所地等を勘案して、所属動員職員、指定動員職員及び直近動員職員の区分並びに出動場所を指定し、その任務分担を明らかにし、職員への周知を図る。また、各区本部における適切な初動体制を確保するために、事前に当該区あるいは近隣地域に居住する原則として課長級以上の応援職員を複数名、定めておく。

(4) 応急対応期における職員の配備

行財政部は、災害の規模、内容に応じて、適切な職員を再配備する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び危機管理室職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

名 称	代替職員	代替職員	代替職員
本部長（市長）※	第1順位 副市長	第2順位 副市長	第3順位 副市長
副本部長（副市長）	危機管理監	危機管理室長	-
本部員（局長級職員）	神戸市事務分掌規則（昭和33年4月15日規則第17号）第7条第3項に規定する事務代行者		

※神戸市長の職務の代理に関する規則第1条に定める順序

(6) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ・交代要員の確保その他職員の配置
- ・食糧、燃料等の備蓄
- ・自家発電設備の確保
- ・仮眠設備等の確保 等

3 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、防災行政無線同報系等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地合同調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、緊急対処事態・武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(4) 情報通信機器等の活用

市は、緊急対処事態・武力攻撃事態等において、災害報告、支援要請等の連絡及

び関係機関相互の情報共有を図るため、フェニックス防災システムを活用する。

また、被災、輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワークを使用して関係機関との通信を確保する。

第3章 関係機関相互の連携

的確かつ迅速な国民保護措置を実施するために必要な国、県、他の市町、指定公共機関等その他の関係機関との連携について示す。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国・県と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

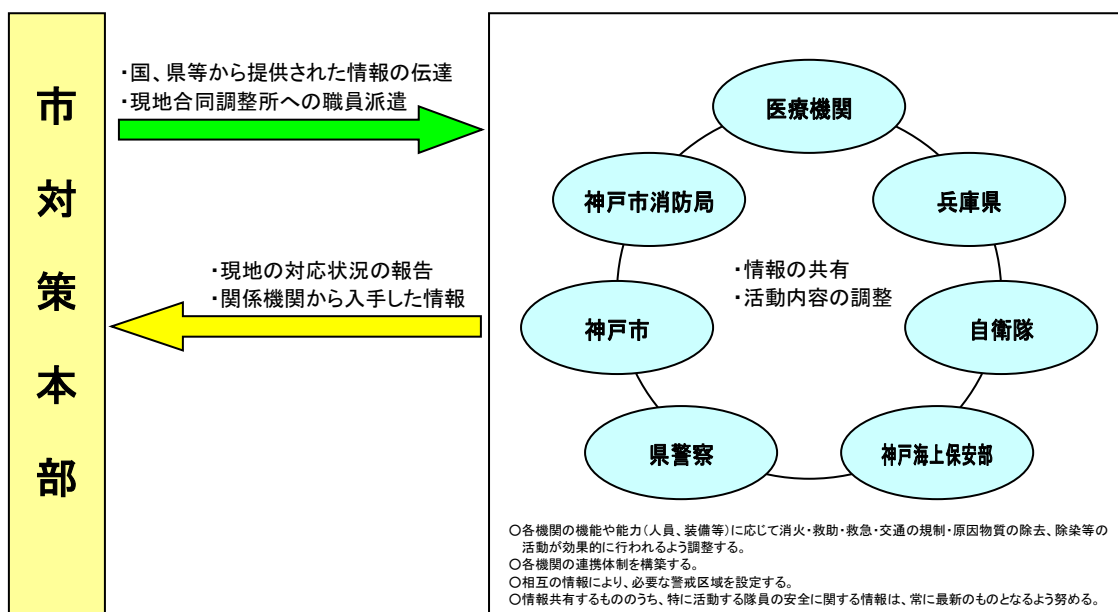
(3) 合同対策協議会との連携

市は、国の現地対策本部長が武力攻撃等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報を交換するとともに、相互に協力するものとする。

2 現地合同調整所の設置

市は、緊急処理事態・武力攻撃事態が発生した場合、避難誘導の実施などにおいて現場における関係機関（県、県警察、神戸海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地合同調整所を設置し、（又は関係機関により現地合同調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地合同調整所の組織編成】



3 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

4 指定公共機関、指定地方公共機関その他関係機関への措置要請等

(1) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

特に、以下の事業者に対しては、当該留意事項を踏まえて要請を行う。

① 日本赤十字社

市が行う救援に対する協力、救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力についての連絡調整等、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

② 運送事業者

運送事業者である指定公共機関や指定地方公共機関に対し避難住民又は緊急物資の運送を求めようとする場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。

③ 医療事業者

医療事業者である指定公共機関や指定地方公共機関に対し医療活動を要請する場合には、当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

(2) 関係機関に対する協力要請

市は、必要があると認めるときは、関係機関との間であらかじめ締結する協定に基づき、関係機関に対し協力を要請する。

5 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等【地域防災計画規定項目】

(1) 国民保護等派遣の要請

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、防衛大臣に連絡する。この場合において、市長は知事に対して、できるだけ速やかに当該連絡をした旨を通知する。

【想定される自衛隊の国民保護措置の内容】

① 避難住民の誘導

（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）

② 避難住民等の救援

（食糧の供給及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）

③ 緊急対処事態における災害・武力攻撃災害への対処

（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）

- ④ 緊急処理事態における災害・武力攻撃災害の応急の復旧
(危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等)

(2) 派遣要請の手続き

- ① 自衛隊派遣要請の手続きは、危機管理部が行う。
② 国民保護措置にあたる各部及び区本部は、緊急処理事態・武力攻撃事態等の状況や被害状況等を勘案し、自衛隊派遣に関して市長（危機管理監）へ上申する。
③ 市長（危機管理監）は、自衛隊の派遣要請を決定した時は、以下の事項を記載した文書により、県知事へ要請する。その場合、市長（危機管理監）は同時にその旨を防衛大臣等に対して通知することができる。

ただし、急を要する場合は、必要事項を電話等で依頼し、事後速やかに文書で所定の手続きをとる。

ア 緊急処理事態・武力攻撃事態等の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他以下の例のとおり参考となるべき事項

(ア) 派遣時における特殊携行装備又は作業種類

(イ) 派遣地への最適経路

(ウ) 連絡場所及び現場責任者の氏名並びに標識又は誘導地点とその標示

(3) 国対策本部長による派遣の求め

国対策本部長は、知事による派遣要請が行われない場合で、県の区域に係る保護措置を円滑に実施するため緊急の必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を求めることができるとされている。この場合において、国対策本部長は、速やかにその旨を知事に通知するものとされている。

(4) 市対策本部及び現地合同調整所における連携

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地合同調整所において緊密な意思疎通を図る。

6 他の地方公共団体等への応援の要求、事務の委託【地域防災計画規定項目】

緊急処理事態や武力攻撃事態等の発生に際し、収集された情報等に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断した時は、法律、相互応援に関する協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請する。

(1) 応援の要請

災害発生後市長は、災害の規模及び初動活動期に収集された情報等に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では災害応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断した時は、法律、相互応援に関する協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体及び災害関係機関に応援もしくは指定地方行政機関に応援・代行を要請する。

また、危機管理監は、市長の補助執行機関として、指定地方行政機関等の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条第2項）、職員の派遣あつせんの求め（同法第30条第1項）、他の市町村長等に対する応援の要求（同法第67条第1項）、都道府県知事等に対する応援の要求等（同法第68条第1項）を行うことができる。

なお、判断に必要な被害情報等の初動活動期の情報は、概括的情報であっても広域応援の判断に用いる。

① 応援要請の方法

市長は、応援要請を求める場合、応援要請先へ以下の事項について、とりあえず電話、口頭または防災行政無線、防災相互通信用無線で要請し、後日文書により処理する。

なお、海上保安庁への要請について、通信の断絶等により第五管区海上保安本部または神戸海上保安部への連絡が困難な場合には、防災相互通信用無線により、沖合いの船艇・航空機を通じて要請することとする（海上保安庁船艇・航空機は、防災相互通信用無線を搭載している）。

ア 災害の状況及び応援を求める理由

イ 応援を希望する機関名

ウ 応援を希望する物資、資機材、器具等の品名及び数量

エ 応援を必要とする期間

オ 応援を必要とする場所

カ 応援を必要とする活動内容

キ その他必要な事項

また、例外的な措置として、自衛隊、海上保安庁や他都市消防機関等は、大規模災害が発生し、通信の途絶等により県や市との連絡が不可能な場合において、人命救助のため要請を待たずに部隊を派遣する場合がある。

② 神戸市災害時業務継続・受援計画

広域応援部隊の受入れについては、「神戸市災害時業務継続・受援計画」に基づき体制を整備する。ただし、各担当部で個別に広域応援を要請した場合は、この限りではない。

ア 計画の目的

この計画は、阪神・淡路大震災と東日本大震災時に受援側及び支援側として得た経験と教訓をもとに、支援を要する業務や受入れ体制などを事前にかつ具体的に定め、予め「受援計画」としてまとめておくことで、緊急対処事態における災害若しくは武力攻撃災害時に、市自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体や機関など多方面からの支援を最大限活かすことを目的とし

ている。

イ 受援対象業務の選定

この計画では、各部・区本部における受援対象業務として、災害時特有の緊急業務118業務と経常業務12業務の合計130業務を選定した。

ウ 応援受入本部

応援受入を効率的に行えるよう、応援受入の総合的窓口として「応援受入本部」を危機対策本部・市対策本部内に設置し、外部からの問合せ先を明確にし、一元化する。

応援受入本部の主な役割は以下のとおりである。

(ア) 応援自治体や企業・NPO等民間からの連絡を最初に受ける総合的な窓口

(イ) 担当部が不明確な業務について、関係する各部・区本部への取次ぎ

(ウ) 応援自治体・機関の「現地支援本部」との連絡調整

さらに、危機対策本部・市対策本部と連携する内容は以下のとおりである。

- ・ 定期的な全体調整会議の開催
- ・ 応援受入に伴う、業務間における調整
- ・ 各部・区本部からの要請に基づく応援要請
- ・ 宿舎・野営地など各部・区本部間における資源の調整
- ・ 被害状況及び応援に対するニーズの情報提供、情報発信

エ 受援シート・業務フロー

受援シートでは、受援対象業務ごとに、受入れに必要な事項や支援する側に事前に周知しておく事項などを記載したものである。記載している項目は、以下のとおりである。

(ア) 応援者の行う具体的業務

(イ) 応援者に求める具体的な職種・必要資格・経験等

(ウ) 情報収集・共有体制

(エ) 正副の指揮命令者・受援担当者

(オ) 執務スペースの有無

(カ) 地図・資料の有無

(キ) その他必要資機材の有無

(ク) 業務の詳細な内容を定めたマニュアル

(ケ) 民間の受入れの可否

(コ) 協定の有無

(サ) 連絡先や必要人数などの特記事項

業務フローでは、受援体制を明確にするために、応援要請から応援受入、応援終了に至るまでのそれぞれの段階で必要な事項を確認するとともに、受援シートに記載されている項目をチェックリスト方式で確認する。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

7 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 職員の派遣要請

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、県を経由して当該機関の職員の派遣要請を行う。ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合には、直接要請を行う。

(2) 職員派遣のあっせんの求め

市は、(1)の職員の派遣を要請しようとした場合に、要請が受け入れられなかった、または派遣について適任者がいないなど必要な職員の派遣が行われない場合には、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣についてあっせんを求める。

8 市の行う応援等

(1) 他の地方公共団体に対して行う応援等

- ① 市は、他の地方公共団体から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の地方公共団体から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合す

る場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

9 市民等への協力要請

市は、次に掲げる国民保護措置を行うために必要があると認める場合には、市民に対し、必要な援助についての協力を要請する。また、企業や公共的団体に対し、市民への協力要請に準じて、企業・団体の自衛防災組織による消火や資機材の提供、避難住民の誘導や救援に関する措置等への協力を要請する。この場合において、市は要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

協力を要請された市民等は、必要な協力をするよう努めるものとする。なお、この協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請にあたって強制することはない。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 避難住民等の救援
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他災害への対処に関する措置
- ・ 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

緊急対処事態においては、国対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定される。

武力攻撃事態においては、武力攻撃事態等の現状及び予測、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域等を、国対策本部長の決定により、発令される。

市は、これらの内容を市民並びに通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

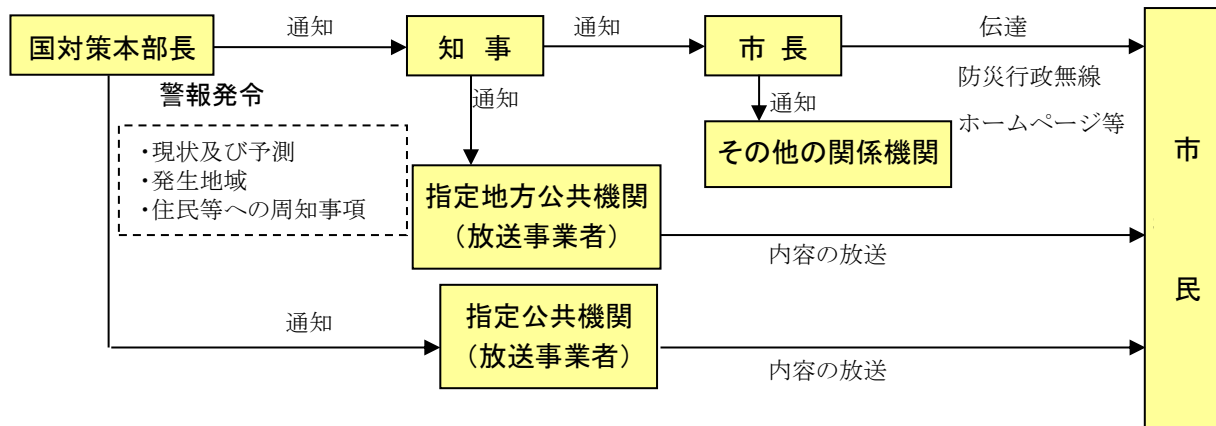
(1) 警報の内容の伝達

市は、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに市民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立病院、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<https://www.city.kobe.lg.jp/index.html>）に警報の内容を掲載する。

【警報の通知・伝達の仕組み】



2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

ケース	伝達方法
攻撃が迫り、又は現に攻撃が発生したと認められる地域に市が含まれる	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線同報系で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して市民に注意喚起した後、緊急対処事態・武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
攻撃が迫り、又は現に攻撃が発生したと認められる地域に市が含まれない	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線同報系やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。 市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して市民に周知を図る。

- ※ その他、査察広報車の使用、消防団や防災福祉コミュニティによる伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。
- ※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合には、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

- (2) 市は、防災福祉コミュニティ等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、防災福祉コミュニティ、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それ

ぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 市は、警報の伝達を行う場合においては、工場、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設に対する伝達について配慮する。

(4) 市は、災害時要援護者等に対する警報の内容の伝達においては、以下の点に配慮する。

① 聴覚障害者に対しては、広報紙、ホームページ、テレビの広報番組の字幕をテロップまたは手話通訳による放送等により広報を行う。視覚障害者に対しては、テレビ・ラジオでの繰り返し情報提供を行うとともに、可能な限り点字での広報を行う。また、各種障害者団体やボランティア団体や関係団体への情報提供を通じての広報を行う。

② 福祉部は、市社会福祉協議会等と協力して、避難施設に、文字放送テレビの設置、手話通訳者、要約筆記者の派遣等に努める。また、在宅の要援護者に対し、民生委員・児童委員等を通じて、必要な情報提供を行う。

③ 病院や社会福祉施設等の傷病者、高齢者、障害者等が入院・入所している施設及び学校、幼稚園及び保育所等の児童や乳幼児が通学、通園している施設については、優先して警報を伝達するよう努める。

④ 防災福祉コミュニティや自治会等の自主的な協力を得て、高齢者、障害者等が居住する世帯、とりわけ高齢者等の独居世帯に対して、戸別に警報の伝達を行うよう努める。

⑤ 日本語の理解が十分でない外国人に対しては、防災行政無線同報系や安全・安心情報の電子メールサービス（ひょうご防災ネット）による情報提供にあたり、外国人にも分かりやすい平易な日本語を使用するなど、迅速に正しい情報を伝達するように努める。また国際課及び地域協働課は、区役所、領事館や外国人コミュニティに対して情報提供を行うとともに、英語・ベトナム語・中国語版の広報資料を作成する。その他の言語については、国際交流団体や外国人支援団体に協力を求め広報に努める。

⑥ 観光客への広報

観光地に設置する観光案内版等へ避難場所等を明示するなど、防災情報を提供する。

(5) 警報の解除の伝達については、緊急処理事態・武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の市民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が市民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

住民の避難・退避については、緊急処理事態・武力攻撃事態等の状況により様々な形態により実施することとなるが、避難先地域で区分すると次のとおり類型化できる。

避難先地域	時間的余裕	説明
屋内への避難・退避	なし	緊急処理事態やゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイルによる攻撃が突発的に発生した場合の緊急的な避難・退避。 ※ 国対策本部長からの避難措置の指示がない場合には、第5章に定める「退避」となる。
市内での避難	あり（小）	市内の避難施設への避難。神戸市が避難先地域に指定され、市域外の要避難地域から住民が避難してくる場合にもこれに該当。
市域外への広域避難	あり（大）	神戸市が要避難地域に指定された場合の広域避難。市国民保護計画では具体的な対応を定めない。

特に、緊急処理事態やゲリラや特殊部隊による攻撃等が突発的に発生した場合などにおいては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いが、時間的余裕はなく、さらに、周辺の外気が汚染されている可能性、または移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高いため、屋内への避難・退避が有効である。

【退避の指示について】

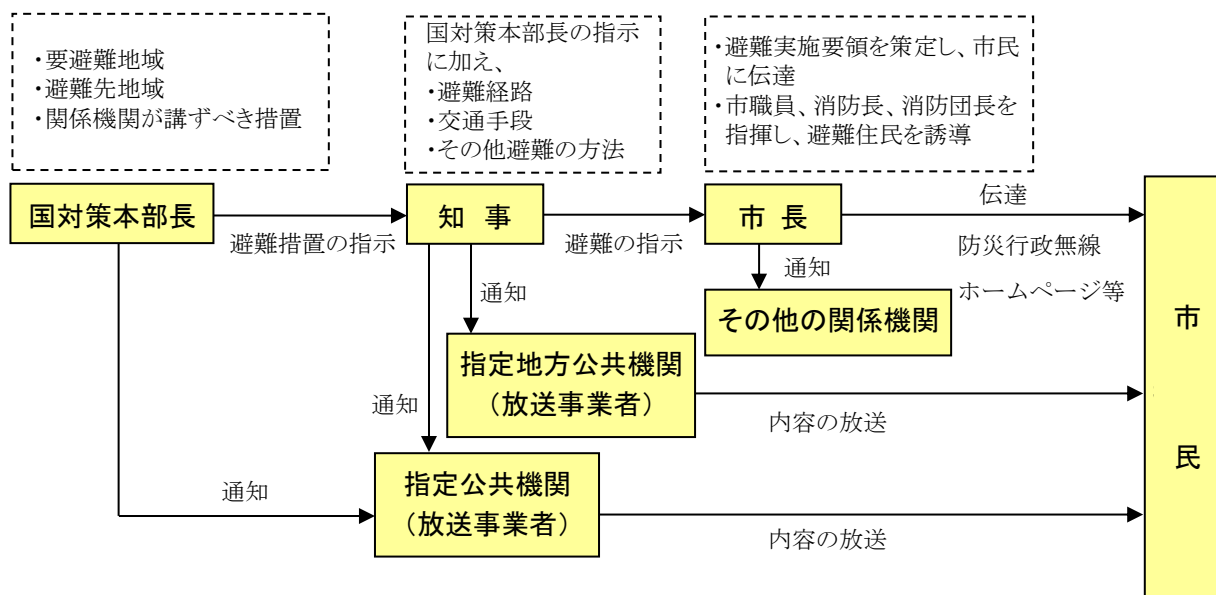
退避の指示は、緊急処理事態における災害・武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、市民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待つかとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を市民及び関係ある公私の団体に対して迅速に伝達するとともに、避難の指示に従い落ち着いて行動するよう要請する。

【市内での避難及び市域外への避難の指示の流れ】



2 避難住民の誘導

(1) 避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、職員及び消防団長を指揮し、避難住民及び誘導する職員等の安全の確保に十分に配慮のうえ、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、住民組織、防災福祉コミュニティ等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、市民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章（武力攻撃事態等のみ）等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器

具、車のヘッドライト等)を配備するなど市民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防部の活動

消防部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施する。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防署と連携しつつ、防災福祉コミュニティ、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、神戸海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長(以下、「警察署長等」という。)に対して、警察官、海上保安官又は自衛官(以下、「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。この場合において、市は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市は、事態の規模・状況に応じて現地合同調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

市長は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設からの一時滞在施設等へ避難誘導する場合、当該施設管理者と十分に連携し、必要な対策をとるものとする。

(4) 防災福祉コミュニティ等に対する協力の要請

市は、避難住民の誘導に当たっては、防災福祉コミュニティや自治会長等の地域においてリーダーとなる市民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 防災福祉コミュニティ等に対する支援

市は、防災福祉コミュニティによる警報の内容の伝達、防災福祉コミュニティや自治会長等の地域のリーダーとなる市民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、防災福祉コミュニティに対する必要な支援を行う。

(6) 誘導時における食糧、飲料水、物資の供給等の実施や情報の提供

市は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食糧、飲料水、物資の供給、

医療の提供その他の便宜を図る。

市は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(7) 災害時要援護者への配慮

市は、要援護者支援本部を通じ、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への支援に努める。

また、市の管理する病院、老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園、保育所、特別支援学校等において、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるよう努める。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難施設等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難施設等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、市民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。（資料編 第7-4 参照）

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、市民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市は、避難住民の誘導に際して食糧、飲料水、物資、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

- ① 市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。この場合において、市は、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。
- ② 原則として、市の区域内の運送の場合は、市が運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して運送を求め、市の区域を越える運送の場合は、県から運送を求めるものとする。
- ③ 市は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長にその旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

3 事態別の避難に関する留意点

(1) 大規模集客施設に対する化学剤によるテロの場合

- ① 国対策本部長の避難措置の指示や知事による避難の指示の通知があった場合、あるいは、急襲的な攻撃により市長が退避の指示等を行った場合、市は、市民等に対し、化学剤が使用された大規模集客施設から離れるとともに、風上にあり、かつ外気からの気密性の高い屋内又は汚染のおそれのない区域に避難・退避するよう伝達する。

なお、気体状の化学剤は、一般的に空気より重く、地形・気象等の影響を受けながら、下を這うように広がるため、屋内への避難の際は、なるべく、上の階に避難するよう誘導する。

- ② 市は、県及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、必要に応じて警戒区域を設定するとともに、一般市民の汚染（予想）区域（基本的には大規模集客施設）への立入制限を行う。また、関係機関と連携し、汚染（予想）区域に所在す

る住民等に対し、非汚染区域への避難を誘導するとともに、二次感染を防ぐため、避難者の除染を行う。

この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させ、化学剤による職員の汚染防止を図る。

- ③ 大規模集客施設利用者・関係者の円滑な避難誘導のために、当該施設管理者の協力を得て、当該施設の放送システム等の活用を図る。
- ④ 住民等の避難誘導にあたっては、上述のように、県及び警察・消防・自衛隊等関係機関からの情報や助言を踏まえる必要があり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地合同調整所を設けて活動調整に当たること基本とする。

【避難の指示の内容（例）】

避難の指示（一例）

- 本市××施設においては、化学剤による急襲的なテロ攻撃の発生が想定され・・
- ××施設周辺の××地区のみなさんについては、屋内に退避するとともに、部屋の窓を閉め、外気の建物内への流入を防ぐこと。
- ××施設内のみなさんについては、市職員等の誘導に従い、ただちに、建物外に避難するとともに、××に設置された除染テントにおいて、身体の除染措置を受けること。

(2) 大量輸送機関を標的とした爆破テロの場合

- ① 国対策本部長の避難措置の指示や知事による避難の指示の通知があった場合、あるいは、急襲的な攻撃により市長が退避の指示等を行った場合、市は、当該地域からの住民等の避難誘導を早急を実施する。
- ② 攻撃がまさに行われており、市民に危害が及ぶおそれがある地域においては、当初は屋内への一時避難・退避を行うことになる。現場における自衛隊、神戸海上保安部及び県警察からの情報や助言等に基づき、移動の安全が確認された後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難先に移動させる等適切な対応を行うことになる。

なお、避難の際、攻撃を受けた輸送機関の使用は困難であることが想定されることから、輸送手段の確保（バス等）にも配慮する必要がある。

- ③ 列車や鉄道駅への爆破攻撃の場合は、当該施設のみならず、周辺にも被害が及ぶおそれがあることに留意する必要がある。列車の運行が停止するため、攻撃を受けた場所のみならず、その近傍駅や鉄軌道内への立入の制限についても配慮する必要がある。

- ④ 大量輸送機関利用者・関係者の円滑な避難誘導のために、当該施設管理者の協力を得て、当該施設の放送システム等の活用を図る。
- ⑤ 住民等の避難誘導にあたっては、上述のように、県及び警察・消防・自衛隊等関係機関からの情報や助言を踏まえる必要があり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地合同調整所を設けて活動調整に当たることを基本とする。

【避難の指示の内容（例）】

避難の指示（一例）

- 本市××線××駅においては、急襲的な爆破攻撃を受け・・・。
- ××線の各駅を利用しているみなさんは、ただちに駅構内から離れるとともに、できるだけ堅牢な施設の中へ一時的にとどまること。
- ××地区のみなさんについては、外出による移動には危険を伴うことから、市長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。
- 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

(3) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難・退避が指示されることから、警報と同時に、市民を屋内に避難・退避させることが必要である。

このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に市民を誘導する。

- ② 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、被害内容が判明後、国対策本部長などからの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域に誘導する。

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

【避難の指示の内容（例）】

避難の指示（一例）

- 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。
- 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

（特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合）

- 要避難地域に該当するA市AA地区のみなさんは、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。
弾頭の種類は、○○剤と考えられることから、・・・

(4) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ① 国対策本部長による避難措置の指示や知事による避難の指示の通知があった場合は、市長は当該要避難地域からの避難を迅速に実施する。
- ② 攻撃がまさに行われており、市民に危害が及ぶおそれがある地域においては、当初は屋内への一時避難を行うことになる。現場における自衛隊、神戸海上保安部及び県警察からの情報や助言等に基づき、移動の安全が確認された後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難先に移動させる等適切な対応を行うことになる。
- ③ 急襲的な攻撃により、国対策本部長による避難措置の指示などを待ついとまがない場合には、市長は、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般市民の立入禁止を徹底する。
- ④ 住民等の避難誘導にあたっては、上述のように、県及び警察・消防・自衛隊等関係機関からの情報や助言を踏まえる必要があり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地合同調整所を設けて活動調整に当たることを基本とする。

【避難の指示の内容（例）】

避難の指示（一例）

- 本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。
- AA地区のみなさんについては、外出による移動には危険を伴うことから、誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。
- BB地区のみなさんについては、誘導に従い、CC地区へ避難すること。
健全者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障害者等については、バス等により避難すること。

(5) 着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うことを基本とする。
- ② 市は、避難の誘導に当たっては、大規模な住民避難が行われることに伴う混乱発生防止に努める。

(6) 航空攻撃の場合

急襲的に航空攻撃が行われる場合については、攻撃の目標地を限定せずに広範囲に屋内避難が指示されることから、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応を取るものとする。

(7) 武力攻撃原子力災害の場合

武力攻撃原子力災害の場合、国対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受け、知事により、次のような指示が行われることになっている。市長は、知事からの避難の指示に基づき、住民の避難誘導を行う。

- ・事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域と同様の措置（まずは屋内退避を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとする。）を指示
- ・なお、屋内避難については、コンクリート建屋への屋内避難が有効であることに留意する。

(8) NBC攻撃の場合

市は、消防部等の避難誘導をする者に防護服を着用させるなど、安全を図るための措置を講ずるよう努めるとともに、攻撃の特徴に留意しつつ、必要な措置を講ずる。

【NBC攻撃における避難の留意点】

攻撃の種類	留意点
核 攻 撃 等	<p>①核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難 ・ 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・ 放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤の服用等を指示 <p>②放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・ 外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難 <p>③ダーティボムによる攻撃の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等への避難
生物剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難 ・ ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療
化学剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難 ・ 化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難

第5章 緊急対処事態における災害・武力攻撃災害への対処

第1 緊急対処事態における災害・武力攻撃災害への対処

緊急対処事態における攻撃・武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火災、爆発、放射線物質の放出その他の人的又は物的災害を防除し、及び軽減するため、緊急対処事態における災害・武力攻撃災害への対処の実施方法等について示す。

なお、国民保護法第2条第4項及び第183条による緊急対処事態における災害・武力攻撃災害の定義は、以下のとおりである。

【緊急対処事態における災害】

武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

【武力攻撃災害】

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

1 緊急対処事態における災害・武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 緊急対処事態における災害・武力攻撃災害への対処

市は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る緊急対処事態における災害・武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、緊急対処事態における災害・武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が緊急対処事態における災害・武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、緊急対処事態における災害・武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 緊急処理事態・武力攻撃事態における兆候の通報

(1) 危機管理室等への通報

職員は、火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの緊急処理事態・武力攻撃事態における兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに危機管理室及び関係当局（警察及び消防等）にその旨を通報する。

(2) 県への通知

危機管理室は、緊急処理事態・武力攻撃事態における兆候を発見した者、市職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、緊急処理事態における災害・武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を県に通知する。

第2 応急措置等

市は、緊急処理事態における災害・武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について定める。

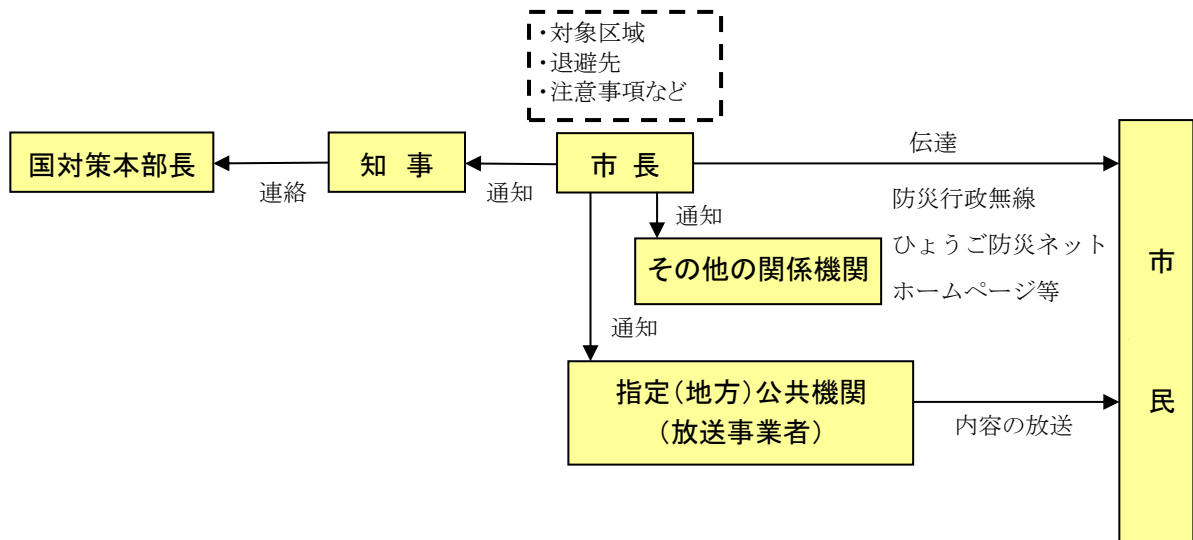
1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、緊急処理事態における災害・武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

退避の指示は、市対策本部等に集められた情報を総合的に判断し、危機管理部が対象区域、退避先、退避に当たっての注意事項などを示したうえでこれを決定する。ただし、市対策本部等に情報を集約するいとまがないなど緊急を要する場合には、現地合同調整所等で集約された現場の状況をもとに、①現地合同調整所に派遣された危機管理室職員（複数の場合は上位の職員）、又は②消防署長が、退避の指示を決定することができる。

【退避の指示の流れ】



【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区のみなさんについては、緊急事態が発生したので、外での移動に危険が生じるため、近隣の（堅牢な）建物や地下街など屋内にとどまること。
- 次の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、市民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報が無い場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線同報系、ひょうご防災ネット（安全・安心情報の電子メールサービス）、市のホームページへの掲載、査察広報車等により速やかに市民に伝達するとともに、報道発表を行い放送事業者等に対してその内容を連絡する。また、市は、市の他の執行機関その他の関係機関

(教育委員会、市立病院、保育園など)に対し、退避の指示の内容等について通知するとともに、知事に対して通知を行う。退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した緊急対処事態における災害・武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防局、県警察及び神戸海上保安部等と現地合同調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、神戸海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、緊急対処事態における災害・武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地合同調整所等における関係機関の助言等から判断し、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、緊急対処事態における災害・武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地

合同調整所等における県警察、神戸海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、査察広報車等を活用し、市民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

緊急対処事態における災害・武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

市長は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設からの一時滞在者等を避難誘導する場合、当該施設管理者と十分に連携し、必要な対策をとる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、神戸海上保安部、消防局等と連携して、車両及び市民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地合同調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 緊急対処事態における災害・武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示

市は、緊急対処事態における災害・武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、当該災害を拡大させる恐れがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

4 土地、建物の一時使用等

市は、緊急対処事態における災害・武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- (2) 緊急処理事態における災害・武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で、当該災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

5 消防に関する措置等

(1) 消防に関する措置

消防部は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、緊急処理事態における災害・武力攻撃災害から市民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、当該災害を防除し、及び軽減する。この場合において、消防部は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し緊急処理事態における災害・武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

なお、消防部による緊急処理事態における災害・武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、危機管理室を含めたその他の部・区本部は、攻撃の状況等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(3) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(2)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は緊急処理事態における災害・武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(4) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関

して必要な事項の調整を行う。

(5) 消防の相互応援に関する出動

市は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、緊急処理事態における災害・武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(6) 医療機関との連携

市は、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(7) 安全の確保

- ① 市は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市は、必要により現地に職員を派遣し、県警察、神戸海上保安部、自衛隊等と共に現地合同調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、緊急処理事態における災害・武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、武力攻撃事態等に当たっては、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり示す。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防部による支援

消防部は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、必要に応じ、県警察、神戸海上保安部その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る緊急処理事態における災害・武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る緊急処理事態における災害・武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、緊急処理事態における災害・武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

(資料編 第4-3 危険物質等に対する措置 参照)

【対象】

- ① 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
- ② 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同上第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 石油コンビナート等に係る緊急処理事態における災害・武力攻撃災害の発生防止

市は、石油コンビナート等に係る緊急処理事態における災害・武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。ただし、状況に応じて従業員の安全確保について特に配慮するものとする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害への対処については、原則として、地域防災計画等に準じた措置を、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。

1 武力攻撃原子力災害への対処

(1) 地域防災計画（放射性物質事故災害対策）等に準じた措置の実施

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画（放射性物質事故災害対策）に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ① 市は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を事業所外運搬を行っている原子力事業者から受けたとき又は内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防署に通知する。
- ② 市長は、消防局等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を、事業所外運搬を行っている原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣又は県より先に把握した場合には、直ちに当該事業者はその内容を確認するとともに、その旨を原子力規制委員会及び知事に通報する。
- ③ 市長は、国対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- ④ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防署に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(3) モニタリングの実施

市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、地域防災計画（大規模事故災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(4) 住民の避難誘導

- ① 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。
- ② 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の

状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。

(5) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- ① 市は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。
- ② 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

(6) 国への措置命令の要請等

市長は、市民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。

(7) 安定ヨウ素剤の配布

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国対策本部長による服用時期の指示に基づき、県やその他の関係機関と協力して市民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。

(8) 職員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

(9) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、兵庫県地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(10) 飲食物の摂取制限等

市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、兵庫県地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防部、県警察、神戸海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

(資料編 第4-10 核燃料物質等に関する国の専門機関連絡窓口一覧 参照)

その際、必要により現地合同調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地合同調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚

染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、危機管理室においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、健康部等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、緊急処理事態における災害・武力攻撃災害の状況等の情報を現地合同調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第6章 救援

市長は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、その実施方法等について示す。指定都市である本市は、県と同様の立場で救援を行うことから、救援の円滑な実施のため、市長は知事と事前に活動内容についての調整を行い、緊密に連携して救援を行うものとする。

第1 救援の実施

1 救援の実施

市長は、国対策本部長による救援の指示を受けたときは、「武力事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（内閣府告示）に基づき、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次の措置を行う。

（資料編 第7-2 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 参照）

ただし、事態に照らし緊急を要し、国対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食糧、飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品等の供給又は貸与
- ④ 医療の提供及び助産
- ⑤ 被災者の捜索及び救出
- ⑥ 埋葬及び火葬
- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
- ⑧ 住宅の応急修理
- ⑨ 学用品の支給
- ⑩ 行方不明者の捜索及び遺体の処理
- ⑪ 障害物の除去

2 関係機関との連携

(1) 国への要請等

市は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

内閣総理大臣から他の都道府県及び政令指定都市等の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県及び政令指定都市等に対して応援を行う。

(2) 県に対する応援の求め

市は、救援を実施するため必要があると認めるときは、県に応援を求める。

(3) 他の指定都市等に対する応援の求め

市は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の指定都市等に応援を求める。この場合において、応援を求める他の指定都市との間にあらかじめ締結する相互応援協定等に定める活動の調整や手続に基づき行う。

(4) 日本赤十字社との連携

市は、救援の措置のうち必要とされる措置またはその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合には、災害救助法における実務に準じた手続により行う。

(5) 緊急物資の運送の求め

市は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 ボランティア団体等に対する支援等

(1) ボランティアの安全の確保

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、ボランティアの安全を十分に確保する必要があることから、緊急対処事態・武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断する。

また、ボランティアに協力を求める場合であっても、危険を伴う地域で活動したり、危険な業務に携わったりすることのないよう留意する。

(2) ボランティア活動への支援

市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランテ

ィアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、ボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等が効果的に発揮されるよう必要な支援を行う。

(3) ボランティア受入窓口の設置

神戸市社会福祉協議会災害ボランティアセンター等にボランティアの受入窓口を設置する。この場合においては、市対策本部と相互に緊密な連携をとれるよう努める。

(4) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難施設への配送等の体制の整備等を図る。

4 救援にあたっての留意事項【地域防災計画規程項目】

(1) 災害時要援護者への配慮

① 要援護者支援本部の開設

健康部・福祉部・こども家庭部は、事態発生後本庁内に要援護者支援チームを開設し、消防・警察等の関係機関や関係団体等と連携・協力し、要配慮者の安否・避難先、社会福祉施設の被害状況、福祉ニーズ等の情報の一元化を図り、円滑な救護活動を実施する。

② 相談窓口の開設

ア 区災害対策本部

区災害対策本部は、直ちに相談体制を確立し、要援護者支援本部、民生委員児童委員、関係機関、関係団体との連携を図りながら福祉に関する情報提供・相談業務を実施する。また、区本部に設置される「災害相談センター」に必要な相談要員を派遣する。

イ こども家庭部

こども家庭センター（児童相談所）は、児童の心の相談窓口を開設し、学校部等と連携し、児童に関する情報提供・相談業務を実施する。

ウ 地域協働部

(ア) 地域協働課は、(公財)神戸国際コミュニティセンター（KICC）等に外国人専用の相談窓口を設置する。

(イ) 男女共同参画課は、女性のための相談窓口を開設して、神戸市男女共同参画センター（あすてっぷKOBÉ）等と連携した女性の専門相談員による相談を実施する。また、DV（ドメスティック・バイオレンス）相談等が必要な場合は、専門機関を紹介する。

(2) 女性の視点への配慮

緊急処理事態や武力攻撃事態等にあたっては、女性は、防災福祉コミュニティの重要な担い手として期待される一方、妊婦、子育て中の女性については援護を要する者である。

そこで、特に収容施設の供与、食糧・飲料水の供給、被服、寝具その他生活必需品等の供給又は貸与、医療の提供及び助産などにあたっては、これら女性の視点に配慮し的確な措置を実施する。

第2 救援の実施方法

1 収容施設の供与【地域防災計画規定項目】

(1) 収容避難施設の開設・運営

① 収容避難施設の開設

避難施設の開設は、原則として区本部長が、当該避難施設の安全性を確認した後、学校長や園長、指定管理者等の施設管理者（以下、「施設管理者」という）と協議のうえ判断し、開設するものとするが、緊急を要する場合は、地域の防災福祉コミュニティ等の判断で開設することができる。

なお、避難施設の鍵は、区役所が施設管理者と協議の上、管理するものとし、防災福祉コミュニティ等との連携が整っている地域については、それぞれが管理することができる。

② 収容避難施設の運営

避難施設の運営は、将来的には地域の防災福祉コミュニティを中心に地域の各団体が連携し、自主的に運営にあたり、市職員や施設管理者等及びボランティアは必要に応じ運営を支援する。

各避難施設の運営方法や役割分担は、避難所運営マニュアルに基づき防災福祉コミュニティを中心に決定する。

各避難施設の運営責任者は、区役所に避難者数、避難者名簿や必要物資等、避難に係わる情報を提供する。（運営委員会及び班の編成例は、防災対応マニュアルの「避難所開設・運営マニュアル」に示す）

防災福祉コミュニティを中心とした自主運営が困難な場合は、市職員が主体となり学校職員、地域住民、ボランティア等の支援を得て避難施設の開設、運営を行うこととする。

この場合においても、可能なかぎり早期に避難者の組織化を促し、自主運営を図ることとする。

また、避難施設運営に必要な物品として、以下の物資を準備する。

ア 事務用品関係…ペン、カッター、ガムテープ・コピー用紙等

- イ 清掃用品関係…ほうき、ちりとり、モップ、ゴミ袋・各種洗剤等
- ウ 炊き出し関係…大鍋、ガスコンロ、ボンベ、食器、流し台等
- エ その他…自転車、トランシーバー、懐中電灯、台車、テント、消火器、間仕切り用パーテーション等

③ 運営等の留意点

避難施設運営に関して、災害時要援護者支援、男女双方の視点への配慮などの観点から、以下の点に留意するとともに、きめ細やかな配慮を行う。

- ア 高齢者、障害者、病人等はできるだけ環境条件の良い場所へ避難させるように配慮する。
- イ 視覚障害者、聴覚障害者、外国人への災害情報の提供に配慮する。
- ウ 避難施設に指定する施設では、バリアフリー化の推進及び避難生活向上のための資機材の充実に努める。（神戸市地域防災計画 防災データベース参照）
- エ 障害の程度や体力または病状等により、避難施設での生活が困難な要援護者については、福祉避難所へ移送する。福祉避難所での生活が困難な要援護者については、施設への緊急入所・緊急ショートステイ等により適切に対応する。
- オ 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した避難施設運営を行う。特に、プライバシーの確保、着替え場所やトイレの確保、物資の確保等に配慮する。
- カ 避難施設における女性や子どもに対する暴力の防止に努める。
- キ 避難施設へ登録を行った在宅避難者及び車中等避難者に対して、食料・物資が適切に配布されるよう配慮する。
- ク 緊急事態に対応するためガードマンの配置等も検討する。
- ケ 避難施設での、ペット同行避難の対応についても検討する。

④ 危機管理情報システムの活用

区本部は、危機管理情報システムを使って避難施設の開設、避難者数、必要給食数等を報告する。

(2) 要援護者の救急援護の実施

福祉部は、高齢者、障害者等の要援護者の緊急援護を実施する。

福祉部職員は、要援護者実態調査の結果に基づき、必要な場合は救護所または医療機関の医師の意見を求めたうえ、直ちに関係先との協議を行い、次のとおり緊急援護を実施する。

高齢者、障害者等援護を必要とする者については、区本部保健救護班が関係者と十分連携し、適切な対応を図る。

近隣地方公共団体と、災害時要援護者の受入れ及び応援職員の派遣等に関して、協力体制を確立しておき、震災後には必要に応じて協力を要請する。

① 緊急入所等

在宅の生活の継続が困難な要援護者や避難施設あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要援護者については、緊急入所、緊急ショートステイ等を実施する。

② 在宅援護

ア ホームヘルパーの派遣

被災後の生活を立て直し、在宅生活を維持する条件を整えるため、必要な頻度でホームヘルパーを派遣する。

イ 入浴サービスの実施

入浴の困難な在宅の寝たきり老人等に、入浴サービスを実施する。

ウ 介護・看護方法の訪問指導

保健所保健師は、要援護者の介護、看護を随時指導し、必要な医療ケアの確保に努める。

エ 日常生活用具の給付

日常生活用具を速やかに確保し、迅速に給付する。

オ ガイドヘルパーの派遣

外出の困難な重度の身体障害者や知的障害者に対し、ガイドヘルパーを速やかに派遣する。

カ ボランティアによる援助

神戸市災害ボランティア情報センター及び区災害ボランティアセンターと協力して、ボランティアによる在宅福祉サービスを提供する。

(3) 福祉避難所の開設・運営

福祉避難所は、社会福祉施設、地域福祉センター、宿泊施設等（神戸市地域防災計画 防災データベース 参照）を指定しており、避難所生活において高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等の要配慮者のうち何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者を受け入れる。

① 福祉避難所開設の判断と対応

要配慮者等が一般の避難所において避難生活が困難と判断した場合、福祉避難所の施設管理者等は、すみやかに福祉避難所を開設し、受け入れの体制を整える。小規模災害などで、区からの派遣職員等で24時間の運営体制が可能な場合や専門性の高いサービスや設備を必要としない場合は地域福祉センター等を利用する。専門性の高いサービス・設備を必要とする場合や、大規模災害時など区職員による24時間の運営体制を確保できない場合は、社会福祉施設を利用する。

② 開設と運営

ア 地域福祉センター等

地域福祉センター等の福祉避難所の開設及び運営は、区職員が行う。ボランティア等による運営協力が可能な場合は、協力を求めていく。また、必要に応じてヘルパー等を派遣する。

イ 社会福祉施設

社会福祉施設における福祉避難所の開設及び運営は、神戸市老人福祉施設連盟、神戸市身体障害者施設連盟及び神戸市知的障害者施設連盟加盟施設については、「福祉避難所開設・運営マニュアル」に基づき、施設職員

が行う。福祉避難所の運営に当たり、人員確保が必要な場合は、災害ボランティアセンターを通じ、専門的福祉ボランティア等の派遣を要請するほか、災害受援計画に基づき派遣を要請する。

③ 受入れの決定

福祉避難所での受入れ者の決定は、援護の必要性の高い者を優先して、区本部が決定する。区内の施設だけでは受入れが困難な場合は、福祉部で受入れ調整を行う。

④ 福祉避難所等への輸送

要援護者の福祉避難所等への輸送については、原則、要援護者の家族等の介助者によるものとするが、輸送手段の確保が難しい場合は、神戸市老人福祉施設連盟、神戸市身体障害者施設連盟及び神戸市知的障害者施設連盟加盟施設との「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」や一般社団法人兵庫県タクシー協会との「災害時における輸送業務に関する協定」に基づき、代行輸送を検討する。（神戸市地域防災計画 防災データベース 参照）

(4) 応急仮設住宅の供給

① 入居対象者

ア 入居資格

以下の事項の全てに該当する被災者とする。

- (ア) 住家が全壊、全焼した者
- (イ) 居住する住家がない者
- (ウ) 自らの資力では住家を確保できない者
- (エ) 被災時に神戸市に居住していた者（住民登録の有無は問わない）

イ 入居者の選定

災害の規模に応じて、被災者の資力、その他の生活条件を十分調査し、入居者の選定基準を定め、入居者選定の適正を図る。

② 供与の実施主体

応急仮設住宅の供与は、市長が実施する。

③ 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅の建設については、緊急対処事態・武力攻撃事態等の状況にかんがみて、地域防災計画の規定を準用して実施する。

④ 応急仮設住宅の建設にあたっての配慮事項

阪神・淡路大震災の教訓をふまえ、応急仮設住宅の建設にあたっての配慮事項を以下に示す。

ア 生活利便施設の併設

応急仮設住宅地内に、規模に応じて以下のような生活利便施設の併設に配慮する。

- (ア) ごみステーション
- (イ) 団地案内板

- (ウ) 通路の照明
- (エ) 集会所(ふれあいセンター等)
- (オ) 自動販売機
- イ 高齢者・障害者用仮設住宅(地域型仮設住宅)
 - 災害の規模に応じて、手すり、車椅子用斜路等高齢者や障害者の利便を配慮したバリアフリー住宅の供給に配慮する。
- ウ 仮設住宅の規格
 - 大規模災害が発生し、応急仮設住宅の建設用地が不足する場合、世帯人員や要援護者など世帯の状況にあった間取り等に配慮するとともに、2階建の応急仮設住宅の建設を検討する。
- エ 災害時応急仮設住宅用地の確保と市民周知
 - 応急仮設住宅用地として活用を図ることが計画される公共用地等には、災害時の利用内容について、平常時から看板等により市民へ周知を図る。
- ⑤ 経費の負担
 - 国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により国が負担することとされていることから、市は別途国が定めるところにより、国に対して負担金の請求を行なう。
- ⑥ 応急仮設住宅の管理
 - ア 管理運営
 - 市長は、知事からの委任を受け、災害救助法による応急仮設住宅の管理・運営を行う。
 - 市長は、入居者の実態を把握し、一般住宅への転居を進めると共に、特に以下の施策の積極的な活用を図る。
 - (ア) 公営住宅及び都市再生機構等による住宅の設置または優先入居
 - (イ) 各種貸付制度等による住宅資金の斡旋
 - (ウ) 社会福祉施設等への収容
 - イ 応急仮設住宅の管理に当たっての配慮事項
 - (ア) 生活必需品の支給
 - 応急仮設住宅に入居する際に、今後の自立した生活を支援するため、生活必需品を支給する。
 - (阪神・淡路大震災時の支給例)
 - 毛布、枕、タオル、茶碗、お椀、箸、皿、鍋、包丁、まな板、しゃもじ、やかん、塩、しょうゆ、石鹸、洗面器、バケツ、マッチ、こたつ等
 - (イ) 応急仮設住宅住民へのケア
 - 応急仮設住宅へ入居した独り暮らしの高齢者等へは、保健師の巡回を行い、訪問ヘルパー等を派遣するなど、ケアに努める。
- ⑦ 仮設住宅の衛生対策
 - 仮設住宅での衛生対策として、保健所は住民に対して薬剤散布方法等の指導を行うとともに、衛生講習会、相談会等を行う。
- ⑧ 応急仮設住宅の処分

応急仮設住宅の供与が終了した場合は、知事が処分を行う。

2 食料、飲料水の供給【地域防災計画規定項目】

(1) 食料の供給

① 食料供給の対象者

以下に示す者とする。

ア 避難施設で避難生活する者

イ 緊急対処事態における災害又は武力攻撃災害により住家が被害を受け炊事できない者

ウ 車中等避難所及び住家以外で避難生活する者（車中等避難者）

エ 救助作業に従事する者で、給食を行なう必要のある者

オ 通常の流通機関が一時的にマヒ・混乱し、主食の給食が受けられない者

② 食料の確保

主食は、原則、握り飯、弁当又はパンとする。

給食基準額は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救護の程度及び方法の基準」（内閣府告示）に基づく。

食料の提供期間は、原則、電気・ガス・水道等ライフライン機能が復旧し、被災地周辺の商店等商業機能が復旧した段階までを目途とする。

③ 食料の調達先

経済観光部は、備蓄及び事前に協定を締結した指定業者から食料を調達し、不足分は他の業者からも調達する。（神戸市地域防災計画 防災データベース 災害時における食糧・物資の安定供給に関する協定、災害時における飲料の提供・調達に関する協定）

④ 食料の備蓄

ア 備蓄の基本方針

地域防災計画では、大規模な災害（避難者20万人を想定）に備えて、

- ・市民による非常持ち出し品・非常備蓄品による「市民備蓄」
- ・指定業者等からの「流通備蓄」
- ・市内の各備蓄拠点での「現物備蓄」
- ・国や他の地方公共団体等からの「救援物資」

により、総合的な備蓄体制を確立し、災害発生後3日間の食料を確保する。

このうち、「現物備蓄」については災害発生後1日目の10万人分及び2日目の5万人分を確保する。

(ア) 地域備蓄拠点…主に指定避難所を中心として、非常用食料を地域ごとに分散して備蓄する。

(イ) 総合備蓄拠点…地域備蓄拠点を補完するため、市内数箇所に非常用食料を集中して備蓄する。位置については、対象地域の広さ等を考慮して決定する。

(ウ) 市役所及び区役所等・・・救助要員用として、市役所及び区役所(北須磨支所・北神支所を含む)、消防署等に非常用食料を備蓄する。

イ 備蓄食料の種類

長期保存可能な食品とする。(飲料水・アルファ化米・リゾット等)

ウ 備蓄食料の数量

概ね次のとおりとする。(神戸市地域防災計画 防災データベース 非常食糧・物資の備蓄状況)

(ア) 地域備蓄拠点と総合備蓄拠点で約15万人分

(イ) 市役所及び区役所等：約2,200人分

(救助要員用200人分×10箇所、100人分×2箇所)

エ 備蓄食料の管理

区役所は、毎年1月17日前後に各区域内における備蓄食糧のチェックを行い、不足・賞味期限切れ・不良品等があれば経済観光局へ発注する。それを受けて、経済観光局は、備蓄食料の更新・補充をする。

⑤ 中央卸売市場間の応援協定等(神戸市地域防災計画 防災データベース参照)

阪神・淡路大震災の経験と卸売市場法の精神に則り、災害発生後には、市民等への生鮮食料品等の安定供給という使命を果たすだけでなく、より広域的な視点に立ち、近隣市場間及び全国市場間での相互応援体制を整える必要があるという考え方に基づき相互応援に関する協定を締結している。

〈協定締結卸売市場〉

・近畿6都市の中央卸売市場及び尼崎市地方卸売市場

・全国47都市の中央卸売市場

⑥ 食料の輸送

ア 調達食料

指定業者より調達する食糧は、当該業者が経済観光部から指示された場所へ直送する。

イ 備蓄食糧

備蓄食糧の融通に係る輸送は、危機管理部、行財政部の協力のもとで経済観光部が準備する車両により実施する。

⑦ 食料の配布

ア 避難施設での配布

食料は、避難施設の運営責任者へ引き渡し、運営責任者を通して避難者へ配布する。

イ 在宅避難者への配布

住居の被害で炊事できない在宅避難者及び車中等避難者(以下、この節において「在宅避難者等」という)用の食料は、当該地域の避難施設へ必要数を配布する。

ただし、当該避難施設が被災した在宅避難者等は、隣接する避難施設へ登録し、ここから配布を受ける。

食料の配布を希望する在宅避難者等は、所定の避難施設へ登録し、在宅避難者自らが避難施設で受け取することを原則とする。従って、避難施設の運営責任者は、当該避難圏域内の在宅避難者等で食料の配布を希望する避難者の数を加えた人数分の食料の配布を受ける。

また、自ら受け取りに来ることができない高齢者や障害者等の在宅避難者等へは、防災福祉コミュニティや近隣の住民、ボランティア等が配布を支援する。

(2) 飲料水の供給

① 応急給水目標水量

水道部は、災害時応急給水目標水量を以下のように定め、必要な整備を推進する。

ただし、災害の規模により最善の応急給水を行うものとする。

表9-1-1 災害時における応急給水目標水量

災害発生からの日数	目標水量
① 災害発生～3日	3 リットル／人・日
② ～10日	20 リットル／人・日
③ ～21日	100 リットル／人・日
④ ～28日	被災前給水量

② 応急給水方法

ア 市民の備蓄飲料水の活用

災害発生直後は、市民、事業者及び行政の備蓄飲料水を活用する。

イ 運搬給水

貯水機能のある災害時給水拠点に備蓄される飲料水を給水タンク車により市民や地域防災拠点、医療機関、福祉施設等へ給水する。（神戸市地域防災計画 防災データベース 貯水機能のある災害時給水拠点）

貯水機能のある災害時給水拠点は、給水タンク車の移動距離を考慮し、概ね半径2kmの円で全市街地をカバーできるように62箇所配置している。

ウ 仮設給水栓からの給水

貯水機能のある災害時給水拠点及び地域防災拠点や公園等に設置された耐震性貯水槽には仮設給水栓を設置し、地域住民に給水する。

なお、断水が長期間になると予想される場合には、早期に配水幹線・支線上や小学校等に整備している「いつでもじゃくち・ふっQすいせん」に仮設給水栓を設置する。

エ 他都市等からの応援給水

「19大都市水道局災害相互応援に関する覚書」（神戸市地域防災計画 防災データベース 参照）や関係機関、自衛隊等からの応援による給水活動を実施する。

特に、海上自衛隊、海上保安庁からは、給水船、巡視船による海岸部からの

応援を受ける。

なお、給水を受ける地域防災拠点や緊急避難場所に、組み立て式貯水槽の備蓄を検討する。

③ 防災総合拠点の飲料水備蓄（各所管局）

市役所、区役所、消防署等においては、救助要員用の1日間分の飲料水を備蓄する。

④ 地域防災拠点での飲料水等の確保（各所管課）

ア 小・中学校の給水設備等の耐震化を図る。

イ 雨水貯留槽の設置、小・中学校のプールの耐震化、耐震性貯水槽の設置、災害時市民開放井戸制度等により災害時の飲料水、生活用水等を確保する。

（浄水装置の導入や組立式貯水槽等の活用も検討する。）

⑤ 災害時市民開放井戸登録制度(健康部)

民間所有井戸について、災害発生時にトイレ、風呂、洗濯等の生活用水として市民に開放できる井戸を「災害時市民開放井戸」として登録する。

ただし、NBC災害発生時は、井戸水が汚染されるおそれがあることに留意する必要がある。

3 生活必需品の供給・貸与【地域防災計画規定項目】

(1) 物資供給の対象者

以下に示す者とする。

① 避難施設で避難生活する者

② 避難又は緊急対処事態における災害若しくは武力攻撃災害により住家が被害を受け、衣服、寝具その他生活に必需な最小限の家財を喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者

③ 車中等避難所及び住家以外で避難生活する者（車中等避難者）

(2) 物資の確保

確保する物資は、日常生活に最小限必要なもの及び避難施設に必要な共用品とする。

例) 毛布、敷物(ゴザ・マット)、肌着(下着)、おむつ(幼児用・成人用)、生理用品(生理用ナプキン、中身の見えないごみ袋)、タオル、トイレットペーパー、懐中電灯、携帯ラジオ、電池、炊出し用品(鍋・釜・包丁・食器セット)、自家発電装置、灯油ストーブ、粉ミルク、ミネラルウォーター、ゴミ袋、布団、外衣、バケツ、石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、マッチ、ロウソク、電球

(3) 物資の調達先

経済観光部は、物資の調達先についても食料の調達と同様に、事前に協定を締結

した指定業者から調達し、不足分は他の業者からも調達する。

(神戸市地域防災計画 防災データベース 災害時における食糧・物資の安定供給に関する協定)

(4) 物資の備蓄

① 備蓄の基本方針

食料備蓄と同様に、市民による非常持ち出し品・非常備蓄品の準備（「市民の備蓄」）、災害時協定を締結している指定業者等からの「流通備蓄」、国や他の地方公共団体等からの「救援物資」を補完するものとして、市内の各備蓄拠点での「現物備蓄」により災害発生後1日目の10万人分及び2日目の5万人分を確保する。

(ア) 地域備蓄拠点・・・主に避難所を中心とした地域ごとに、災害用物資を分散して備蓄する。

(イ) 総合備蓄拠点・・・地域備蓄拠点を補完するため、市内数カ所に非常用物資を集中して備蓄する。位置については、対象地域の広さ等を考慮して決定する。

(ウ) 市役所及び区役所等・・・救助要員用として、市役所及び区役所(北須磨支所・北神支所を含む)、消防署等に非常用物資を備蓄する。

② 備蓄物資の内容

飲料水・アルファ化米・リゾット・毛布・敷物（サバイバルシート）・生理用品・紙おむつ（幼児用・成人用）・粉ミルク（哺乳瓶付）・アレルギー対応粉ミルク等

③ 備蓄物資の数量

概ね次のとおりとする。（神戸市地域防災計画 防災データベース 非常食糧・物資の備蓄状況）

ア 地域備蓄拠点と総合備蓄拠点で約15万人分

イ 市役所及び区役所等約2,200人分（救助要員用200人分×10箇所、100人分×2箇所） ※粉ミルク・生理用品・衛生用品以外

④ 備蓄物資の管理

区役所は、毎年1月17日前後に各区域内における備蓄物資のチェックを行い、不足・不良品等があれば経済観光部へ発注する。それを受けて、経済観光部は、備蓄物資の更新・補充する。

(5) 物資の輸送

① 調達物資

指定業者より調達する物資は、当該業者が経済観光部から指示された場所へ直送することとする。

② 備蓄物資

備蓄物資の融通に係わる輸送は、危機管理部、行財政部の協力のもとで経済観光部が準備する車両により実施する。

(6) 物資の配布

① 避難施設での配布

物資は、避難施設の運営責任者へ引き渡し、運営責任者を通して避難者へ配布する。

② 在宅避難者への配布

在宅避難者及び車中等避難者（以下、この節において「在宅避難者等」という）用の物資は、当該地域の避難施設へ必要数を配布する。

但し、避難施設が被災した在宅避難者は、隣接する避難施設へ登録し、ここから配布を受ける。

物資の配布を希望する在宅避難者等は、所定の避難施設へ登録し、在宅避難者等自らが避難施設で受け取ることを原則とする。従って、避難施設の運営責任者は、当該避難圏域内の在宅避難者等で物資の配布を希望する避難者の数を加えた人数分の物資の配布を受けることとする。

また、自ら受け取りに来ることができない高齢者や障害者等の在宅避難者等へは、防災福祉コミュニティ、近隣の住民、ボランティア等が配布を支援する。

4 医療の提供・助産

以下の(1)～(7)については、第2編第1章第6「医療体制の整備」に記載。

- (1) 災害時救急医療全体システム
- (2) 初期救急医療体制
- (3) 広域救急医療体制
- (4) 広域後方医療体制
- (5) 救急搬送システム
- (6) 災害時指導医師の派遣要請
- (7) 医薬品等の供給

(8) NBC攻撃の際に特に留意すべき事項

① 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

ア 内閣総理大臣は、必要に応じ、知事に対し、医療関係者等からなる救護班を編成し、被ばく線量計による管理を行うなど所要の防護措置を講じた上で、緊急被ばく医療活動を行うよう要請するものとされている。

イ 内閣総理大臣から派遣された、量子科学技術研究開発機構、国立病院機構、

国立高度専門医療センター、国立大学病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームは、県対策本部のもとで、トリアージの実施、汚染・被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、現地医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとされている。

② 生物剤による攻撃の場合の医療活動

ア 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症が発生した場合、県は、必要に応じて、感染症指定医療機関等への入院措置を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のための適切な対応を図るものとされている。また、医療関係者に対して、ワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講ずるものとされている。

イ 国〔厚生労働省、文部科学省〕は、病原体等の特性に応じた診断及び治療方法の情報提供、技術的助言を行う専門家の派遣、医薬品等の供給その他の必要な措置に関して、医療機関及び地方公共団体への的確な支援を行うものとされており、県は、国からの協力要請に応じて、救護班を編成し、医療活動を行うよう努めるものとされている。

③ 化学剤による攻撃の場合の医療活動

ア 厚生労働省は、原因物質が特定された場合はその特性に応じた診断及び治療方法の情報提供、医薬品等の供給、その他必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体への適切な支援を行うものとされており、県は、国からの協力要請に応じて、救護班を編成し、医療活動を行うよう努めるものとされている。

イ 県警察及び消防局等は、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、可能な限り早期に患者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬送するなど、使用された化学剤の特性に応じた救急医療等を行うよう努めるものとされている。

5 被災者の捜索・救出【地域防災計画規定項目】

(1) 救助活動の原則

- ① 同時に救助事案が多数発生している場合は、多数の人命を救助できる事案を優先に効率的な救助活動を行う。
- ② 救助活動は、救命処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者は、消防団員、防災福祉コミュニティ及び付近住民に協力を求めて救出を行う。ただし、活動人員に比較して多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先し、短時間に1人でも多く救出する。
- ③ 救助事案が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出を優先して実施する。

- ④ 救出した負傷者は、救急隊に引継ぐことを原則とするが、これができない場合は、消防団員、防災福祉コミュニティ及び付近住民に医療機関への搬送を依頼するほか、医師の派遣を要請する。

(2) 救助活動要領

- ① 救助隊は所属消防署で活動するものとするが、他署管内で優先度の高い救助事案が発生し、命令された場合は、これに従い出動する。
- ② 救助隊小隊長は、消防隊等と協力して救助活動を行うとともに、応援隊を必要とする場合、本部または消防署長に要請する。
- ③ 救助事案に出動した小隊長は、救助事案の数、その他の現場情報を可能な限り早期に本部、署に連絡するよう努める。
- ④ 救助事案が多発した場合は、防災福祉コミュニティ、付近住民等に協力を得て救助活動を行う。
- ⑤ 付近住民等に協力を得て救助活動を行う場合、各消防署、各消防団器具庫、地域の自治会館、防災福祉コミュニティ、小中学校及び地域福祉センター等に備蓄している救助資機材を有効に活用する。（神戸市地域防災計画 防災データベース参照）
- ⑥ 混乱する現場においても、救助事案に人数、場所等の状況について記録する。
- ⑦ 救助事案が多発した場合、救助活動を行った場所、検索を実施した場所については、他の救助隊が再び活動を行うことのないよう目立つ場所に「救助済」「検索済」を示す何らかの表示を行う。

(3) 救助活動対策

火災の発生状況との関係から、救助活動を次のとおり分類する。

- ① 火災に対し消防力劣勢時
延焼火災が多発し、全力を挙げて消火活動を行う必要がある場合は、特別高度救助隊、高度救助隊、方面特別救助隊、水難特別救助隊、特別救助隊は火災現場及びその周辺で救助活動を行うほか、現場最高指揮者からの命令があれば消火活動を行う。なおこの場合、救助隊は消火部隊として活動する。
- ② 火災に対し消防力優勢時
延焼火災は発生しているが、現有消防力で対応できる見通しがあり、ポンプ隊等による救助活動が可能な場合は、消火活動と並行して、救助活動を実施する。
- ③ 火災終息時
火災は発生しているが延焼火災はなく、または市内の火災が終息し、消防力の大部分を救助活動に投入できる場合は本署にポンプ車1隊を残し、他の部隊は救助活動に当たる。
- ④ 関係機関との連携
救助活動に関しては、区本部、自衛隊、警察等の関係機関と救出エリアの分担、要救助者の情報の交換などの情報の共有化を図り、効果的な活動を行う。

6 埋葬・火葬【地域防災計画規定項目】

災害により死亡した者について、その遺族等が混乱のため埋火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に応急的な措置として行う。

(1) 実施機関

災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて市長が実施する。
なお、災害救助法が適用されない場合は、市長が実施する。

(2) 遺体の埋火葬方法

埋葬は、原則遺体を火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡すことにより実施する。

- ① 区本部長は、対象者の遺体を火葬する場合、健康部に連絡し、指定された斎場へ搬送する。
- ② 健康部は、引き継ぎを受けた遺体を「遺体埋火葬許可証」に基づき、火葬に付する。（神戸市地域防災計画 防災データベース 参照）
- ③ 区本部長は、火葬の終わった遺骨及び遺留品を遺体が収容された同じ遺体収容所に一時保管する。
但し、区本部長から保管要請があった場合は、遺骨は健康部で一時保管する。

(3) 身元不明遺体の遺骨の取り扱い

- ① 区本部長は、身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに、収容された遺体収容所に保管する。
1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、区本部長の保管要請を受けて、遺骨は健康部が保管する。
- ② 区本部長は、警察の協力を得て身元不明遺体の遺骨の引取人を調査する。

(4) 埋火葬の内容

対象者の埋火葬は、原則として以下の範囲内において現物を支給する。

- ① 棺(付属品を含む)
- ② 埋葬または火葬の費用(作業員人件費を含む)
- ③ 骨つぼ

(5) 他都市斎場への応援要請

- ① 応援要請
健康部は、市内の斎場が災害等の被害により使用できない場合及び斎場の火葬能力を上回る死者が発生した場合は、他都市の斎場へ応援要請を行う。
- ② 遺体の搬送
市外や県外の斎場への遺体の搬送については、遺族による業者の雇用等により対応し、必要に応じ関係機関等に車両やヘリコプターによる搬送を要請するほ

か、ボランティアの協力を得て行う。

(6) 埋火葬の期間

遺体の埋火葬は、原則緊急処理事態における災害・武力攻撃災害が発生した日から10日以内に完了するものとする。

11日目以降も遺体の埋火葬を行う必要がある場合は、期間内(10日以内)に下記の事項を明らかにし、県知事へ申請する。

- ① 延長の期間
- ② 期間の延長を必要とする地域
- ③ 期間の延長をする理由(具体的に)
- ④ その他(期間の延長をすることによって埋火葬される遺体の数等)

(7) 埋火葬に関する書類

区本部長は、下記の書類を作成、整理する。

- ① 救助実施記録日計票(神戸市地域防災計画 防災データベース 参照)
- ② 埋葬台帳(神戸市地域防災計画 防災データベース 参照)

7 通信設備の提供【地域防災計画規定項目】

(1) 実施内容

市長は、電気通信事業者である指定公共機関(西日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株)、KDD I(株)、ソフトバンク(株)、(株)NTTドコモ、楽天モバイル(株))の協力を得て、避難等により家族等と連絡をとることや必要な情報の入手が困難となった避難住民等に対して、避難施設に電話その他通信設備を設置する。

また、同指定公共機関は、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策及び災害復旧を推進実施する。

(2) 避難施設への通信設備の設置

市は、避難又は緊急処理事態における災害若しくは武力攻撃災害により通信手段を失った者に対して、電気通信事業者と契約することで電話やインターネットの接続環境を提供する。

(3) 災害応急対策及び災害復旧

① 通信混乱防止

一時的に集中する問い合わせや見舞いの電話の殺到により交換機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に係る国または地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

② 設備の被害状況の把握と防護措置

緊急処理事態・武力攻撃事態等による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資機材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じる。

③ 通信途絶の解消と通信の確保

設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通信・無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置に取り組み、通信の途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じる。

- ア 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- イ 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
- ウ 電話回線網に対する切替措置、伝送路切替措置等の実施
- エ 応急ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- オ 非常用可搬形デジタル交換装置の運用
- カ 臨時・特設公衆電話の設置
- キ 停電時における公衆電話の無料化

④通信の利用と広報

災害により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と広報活動を実施する。

- ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。
- イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先して取扱う。
- ウ 被害状況に応じた案内トーキを挿入する。
- エ 「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（web171）」でのふくそう緩和を実施する。
- オ 一般利用者に対するわかりやすい広報活動を実施する。（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）
- カ NTT西日本兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。

⑤ 復旧順位

緊急処理事態における災害・武力攻撃災害により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被害状況に応じた措置により回線の復旧を図る。

【復旧順位表】

第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業社、及び第1順位以外の国または地方公共団体

8 住宅の応急修理【地域防災計画規定項目】

(1) 趣旨

住宅の応急修理は、災害で被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し、もって住家の安定を図るものである。すなわち災害によって住家が半焼また半壊の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損箇所に加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急修理を行う資力がない者に対し、必要最小限度の補修を行い、被災者を保護しようとするものである。

(2) 対象者

- ① 住家が半焼また半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
- ② 自らの資力では応急処理ができない者（詳細は知事が決定する）

(3) 応急修理の方法

① 実施方法

被災した住宅の応急修理は、建築業者に請け負わせて、現物をもって行うものとし、屋根、居室、炊事場、便所等日常生活上不可欠な部分について行う。

② 期間

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後から1ヶ月以内に完了する。

③ 経費

修理のために支出できる費用の限度額は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救護の程度及び方法の基準」（内閣府告示）に基づく。

(4) 経費の負担

国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により国が負担することとされていることから、市は別途国が定めるところにより、国に対して負担金の請求を行う。

9 学用品の支給【地域防災計画規定項目】

(1) 支給の対象

避難又は緊急対処事態における災害若しくは武力攻撃災害により、就学上欠くことができない学用品等を喪失又はき損し、直ちに入手できない状態にある児童生徒等(小学生、中学生、特別支援学校の児童生徒を含む。)に対して必要最小限度の学用品(教科書、文房具、通学用品)を支給し、これらの者の就学の便を図る。

(2) 支給の期間

新たに被害を受けるおそれが無くなった後から教科書は1カ月以内、その他の物については15日以内に支給を完了する。ただし、交通、通信等の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

(3) 調達、支給の方法

学用品は、市立校については市教育委員会が、その他の学校は知事が、学校長からの必要数の報告をとりまとめたうえ、原則として知事が一括購入し、就学上支障ある児童生徒等へ市を通して支給する。また、文房具、通学用品を救援物資によって支給できる場合は、重複して購入することを要しない。なお、知事が職権を市長や教育委員会、また学校長に委任した場合は、それぞれが県と協力して調達から配分までを実施する。

10 行方不明者の捜索・遺体の処理【地域防災計画規定項目】

(1) 行方不明者の捜索

① 対象者

緊急対処事態における災害若しくは武力攻撃災害により、現に行方不明の状態にある者

② 行方不明者の捜索方法

緊急対処事態における災害若しくは武力攻撃災害発生時に伴い、行方不明者がいると推定される時は、区本部長は機を失せず、人員及び捜索機器を確保し捜索にあたる。

行方不明者の捜索は、警察、神戸海上保安部と連携をとり、状況によっては自衛隊、地元自主防災組織や住民、市の指定労務提供業者等の協力を得て実施する。

③ 捜索の期間

行方不明者の捜索を行う期間は、原則、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれが無くなった後から10日間とする。

11日目以降も行方不明者の捜索を行う必要がある場合は、捜索期間内(10日以内)に下記の事項を明らかにし、県知事へ申請する。

ア 延長の期間

イ 期間の延長を必要とする地域

ウ 期間の延長をする理由(具体的に)

エ その他(期間の延長をすることによって捜索される行方不明者の数等)

④ 行方不明者発見した場合の措置

捜索中に行方不明者を発見した場合は、直ちに所轄の警察及び区本部長に連絡

する。

⑤ 経費の負担

国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により国が負担することとされていることから、市は別途国が定めるところにより、国に対して負担金の請求を行う。

(2) 遺体の処置

① 対象者

緊急対処事態における災害若しくは武力攻撃災害により死亡した者について、その遺族等が混乱のため遺体の洗浄や縫合、消毒の処置、遺体の一時保存を行うことができない場合、これらを実施する。

② 遺体の処置方法

遺体の処置は、見分を行う警察、神戸海上保安部と密接な連絡をとり実施するものとし、必要に応じ葬儀業者の雇用、または自主防災組織や住民の協力を得て行うものとする。

ア 遺体の処置方法

(ア) 遺体の引き渡し

区本部長は、警察、神戸海上保安部から遺体の引き渡し連絡を受けたときは、直ちに職員並びに委託葬儀業者を現場に派遣し、遺体の引渡しを受ける。

(イ) 遺体の検案

処置を行う前に警察官による見分が行われるが、医師による検案も通常その時行われるため、見分・検案が終わった後に洗浄等の処置を行う。

(ウ) 遺体の洗浄、縫合、消毒

引き渡しを受けた遺体は、直ちに遺体安置所へ移し、必要に応じ洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

なお、上記の安置所だけではスペース等が確保できない場合は、臨時安置所として区民センター、区民ホール、体育館等の場所を確保する。

(エ) 遺体の一時保存

区本部長は、遺体安置所において遺体の一時保存を行う。

保存にあたっては、棺桶、ドライアイス等を委託葬儀業者や広域応援から調達し、遺体の腐乱を避ける。特に、夏期等気温が高い季節には、遺体腐乱防止に十分注意を払う。

(オ) 遺体の身元確認

区本部長は、遺体の身元を確認し、遺体処置票及び遺留品処理票を作成したうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

区本部長は警察の協力を得て、行方不明者の捜索の相談にあたりとともに、身元不明遺体の身元引受人の発見に努める。

(カ) 遺体の引取り

身元が判明し、引取人がある時は、速やかに遺族等へ引渡す。

遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。

イ 遺体処置に関する書類

区本部長は、遺体処置に関する救助実施記録日計票を作成、整理する。

③ 遺体処置の期間

遺体の処置は、緊急対処事態における災害・武力攻撃災害が発生した日から10日以内に完了する。

11日目以降も遺体の処置を行う必要がある場合は、処置期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにし、県知事へ申請する。

ア 延長の期間

イ 期間の延長を必要とする地域

ウ 期間の延長をする理由(具体的に)

エ その他(期間の延長をすることによって処理される遺体の数等)

④ 経費の負担

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救護の程度及び方法の基準」（内閣府告示）に基づく。

11 障害物の除去【地域防災計画規定項目】

(1) 対象者

① 緊急対処事態における災害又は、武力攻撃災害によって、土石、竹木、土砂が日常生活に欠くことができない場所に運び込まれ、これを除去する以外に居住の方法がない者

② 自らの資力では障害物の除去ができない者

(2) 障害物除去の方法

① 除去対象世帯の調査・選定

ア 対象となる世帯(被災世帯)を明らかにして、それぞれの世帯人員数、職業、年収、世帯状況^{*1}、市民税課税状況、被害状況等を調査する。

^{*1}：被保護世帯、身障世帯、老人世帯、母子世帯、要保護世帯等の別

イ 上記調査に基づき、(1)の資格を満たす災害救助対象世帯を選定する。

ウ 災害救助対象世帯が基準対象者数の範囲内(被災世帯の15%)に当たるか否かを確認し、越えている時は対象者数の引き上げについて県知事と協議を行う。

② 除去作業の実施

知事に「障害物除去対象者名簿」を掲示して、救助対象世帯及び所在等を報告すると共に、障害物除去作業を実施する。

③ 障害物の集積場所

一時的な障害物の集積場所としては、市管理の運動場、空地等とし、その他の

用地を使用する場合は、所有者と協議しその都度決定する。

最終の処理場所としては、海面埋立地(予定)を選定する。

④ 帳票の整理

- ア 救助実施記録日計票
- イ 障害物除去の状況
- ウ 障害物除去支出関係証拠書類

(3) 対象者数の引上げ

被害の程度、深刻さ、住民の経済的能力等により、画一的に取り扱うことが応急救助の実施上支障がある場合は、例外的措置として障害物除去の期間内(災害発生の日から10日以内)に、下記の事項を申請し、厚生労働大臣の承認を得て障害物除去世帯数の限度を上げることができる。

- ① 対象数の引上げ数及び総数並びに半壊世帯数合計との割合
- ② 障害物の除去対象者名簿
- ③ その他必要な事項

(4) 障害物除去の実施期間

障害物除去の期間は、避難の指示が解除された後又新たに被害を受けるおそれが無くなった後から10日以内とする。

(5) 実施期間の延長

特殊な事情により10日の期間内に除去を完了できない場合は、例外的措置として、除去の期間内(災害発生から10日以内)に、下記の事項を申請し、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長できる。

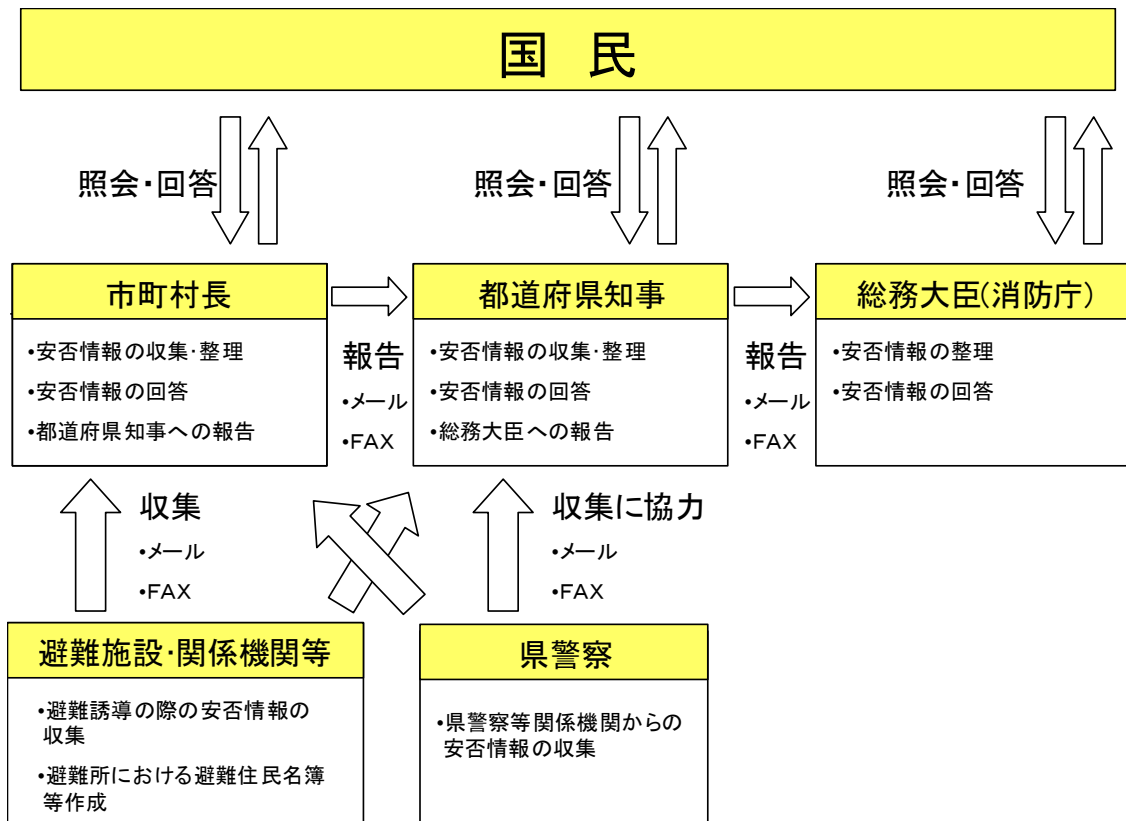
- ① 延長期間(必要最小限度の延長期間とする)
- ② 期間の延長を要する地域
- ③ 期間の延長を要する理由(具体的に記載のこと)
- ④ その他(期間の延長を要する世帯数等)

(6) 経費の負担

国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により国が負担することとされていることから、市は別途国が定めるところにより、国に対して負担金の請求を行う。

第7章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、その緊急性や必要性を踏まえて武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）等を適切に運用して行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について示す。



1 安否情報の収集【地域防災計画規程項目】

(1) 安否情報の収集（資料編 第5-1 安否情報関係 参照）

市は、避難施設において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

収集にあたっては、やむを得ない場合を除き、避難住民又は緊急対処事態における災害及び武力攻撃災害により負傷した住民については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、緊急対処事態における災害及び武力攻撃災害により死亡した住民については、同様式第2号を用いて行う。

ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法により行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

(4) 要配慮者の安否確認と福祉ニーズの把握

健康部・福祉部・こども家庭部は、災害直後に障害者、高齢者等の被災状況や安否について家族や近隣住民等の協力を得て把握・確認し、病院や福祉施設等へ入院・入所の必要がある障害者や高齢者等に対し、的確な措置をとる。

また、病院や福祉施設等、要配慮者を受け入れている施設の管理者は、災害発生直後に要配慮者の被害状況の把握をする。

① 安否確認・所在の把握

ア 民生委員児童委員

区本部は、地区会長を通じて、民生委員・児童委員の安否・被害状況を確認する。

民生委員・児童委員は、災害発生後直ちに、地域住民の協力を得て、在宅の高齢者、障害者、児童、生活保護受給者等の要配慮者の安否情報、所在の確認を行い、地区会長を通じて区本部へ連絡する。

民生委員・児童委員は、災害時でも安否が確認できるように、平常時から高齢者見守り台帳等を整備し、地域の福祉ニーズの把握に努める。

イ 社会福祉施設の管理者

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、災害発生直後速やかに施設の入所者、利用者の安全を確保する。また、入所者、利用者及び職員の安否の確認・所在の把握を行うとともに、施設の被害状況を健康部・福祉部・こども家庭部の各所管課に連絡する。

② 要配慮者の実態調査

健康部・福祉部・こども家庭部は、区本部の協力を得て要配慮者に適切な援護を実施するため、発災後2～3日目を目途に、避難施設及び在宅の要配慮者の実態調査を行う。

ア 避難施設の要配慮者

区本部保健救護班は、避難施設管理者の協力を得て、65歳以上の高齢者及び障害者、児童等を対象として、健康状態、日常生活動作(ADL)、養育に欠ける児童の有無等を調査する。

イ 在宅の要配慮者

区本部保健救護班は、65歳以上の独り暮らし、寝たきり、身体の弱い高齢者や障害者、児童等の生活状況を把握する。

ウ 巡回相談の実施

区本部保健救護班は、避難施設を定期的に巡回するとともに、保健・福祉に関する相談窓口を開設し、避難施設周辺住民も含めた相談業務を行うとともに、地域の保健・福祉のニーズの把握に努める。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムにより報告することとするが、同システムによる報告ができない場合、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。（資料編 第5-1 安否情報関係 参照）

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付（資料編 第5-1 安否情報関係 参照）

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に市民に周知する。
- ② 市民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会しようとする者が遠隔地に居住している場合等は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

- ③ 照会の受付にあたっては、様式第4号に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の内容が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カードなどにより、当該照会者が本人であることを確認する。

ただし、やむを得ない理由により当該書類を提示若しくは提出することができない場合、又は電話、電子メール等の方法で照会があった場合においては、市長があらかじめ定める適当と認める方法により、本人確認を行う。

(2) 安否情報の回答（資料編 第5-1 安否情報関係 参照）

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、特に配慮する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3（2）及び3（3）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第8章 被災情報の収集・報告及び公表

緊急対処事態における災害・武力攻撃事態等における被災情報の収集及び報告の仕組み、市民への適切な広報等について示す。

1 被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、緊急対処事態における災害・武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては県警察、神戸海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防部は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の報告にあたっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、原則として、武力攻撃災害等を覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、電子メール、FAX等によりその第一報を報告する。また、それ以後、判明したものうちから逐次報告する。
（資料編 第5-3 火災・災害等即報要領に定める報告 参照）
- ④ 市は、第一報を報告した後も随時被災情報の収集に努め、収集した情報について、指定された時間ごとに、原則としてフェニックス防災システムにより県に報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

2 被災情報の公表【地域防災計画規定項目】

市は、緊急対処事態・武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民に適時適切な情報提供を行うものとする。

① 災害時プレスセンターの設置

市長部は緊急対処事態における災害又は武力攻撃災害が発生直後に、市役所4号館1階防災展示室（多数の報道機関の来庁が見込まれ収容できない場合は1号館14階大会議室）等に「災害時プレスセンター」を設置し、報道機関への情報提

供を統括的に行う。

報道機関からの災害対策本部・本部委員等への取材や災害対策本部に関する情報提供は、原則このプレスセンターで行うこととする。また、各部・区本部に関する情報提供や取材については、原則、各部・区本部での対応とし、提供内容や取材内容については、事後に災害対策本部に情報提供をする。

災害時プレスセンターには情報掲示板を配置し、市対策本部に集まってくる情報をその都度掲示することで、報道機関に迅速な情報提供を行う。

さらに、資料提供等の情報を時系列的にファイリングして、報道機関を含め、誰でも常時閲覧できるようにする。

外国プレスに対応するために、市長部を通じて専門性の高い通訳者を手配する。

② 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、市民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応するよう努める。

イ 災害対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うよう努める。

ウ 県と連携した広報体制を構築するよう努める。

3 広報紙の発行及び配布【地域防災計画規定項目】

文字情報としての広報紙による広報は、被災者にとって重要な情報を入手する手段であり、特に行政施策等の複雑な情報を被災者に的確に伝える手段として非常に有効であることから、市長部は迅速に災害時広報紙を発行する。

(1) 発行

広報紙の迅速な発行にあたっては、平常時の発行手順の短縮化を図るとともに、災害時でも安定した印刷体制を確保することが必要である。

また、近隣の自治体との相互協力し、災害時には被災地から広報してほしい情報を送り、協定自治体で印刷のうえ、被災市へ搬入してもらうような相互協力協定の締結も検討する。

当初、印刷ができない事態では、高速オフセット機による広報紙の発行も必要である。

(2) 配布場所

配布については、平常時での方法(自治会、婦人会配布など)が不可能で、また、当初は印刷能力の関係で発行部数が限られてしまうので、当該情報をより必要とする人に対しての重点的な配布が必要となる。

このため、当初は多くの被災者が共有して見られる場所(避難施設・区役所・街頭張り出し)等へ重点的に配布する。その後、発行部数の増加とともに、市民の立ち寄る場所等の拠点配布を開始する。最終的には、平常時の方法で全市民に配布するよう段階的配布とする。

(3) 配布手段

交通渋滞が予想され、車による各場所への配布ができないため、バイク・自転車・徒歩等、機動性のある手段を利用するとともに、物資等の配布ルート等を活用して、迅速かつ継続的に配布する。

避難施設等にはFAXを利用して広報紙を送ったり、端末機の整備により広報紙をデジタルデータ化して電子メールで送信し、それを避難施設でコピーする方法や、インターネットで情報発信するなど、様々な方法で避難者への広報に努める。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

緊急対処事態や武力攻撃事態等が発生した場合における市民の健康や環境を保持するための保健衛生の確保や廃棄物の処理及び重要文化財を保護するための措置について示す。

1 保健衛生の確保【地域防災計画規定項目】

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健対策

健康部は、市内外からの応援チームを含め、保健活動班等を編成し、健康相談等の実施体制を確保し、早期に保健対策を実施することにより、被災に伴う健康被害を予防できるよう支援する。

また、保健活動班は、救護班と協働してチームミーティングを開催し、情報共有しながら連携を図る。

① 健康診査

被害を受けた市民に対し、避難施設及び仮設住宅等で、健康診査を実施し、健康不安の解消及び疾病の予防と早期発見を図り、医療機関への受診勧奨を行う。

② 巡回保健相談の実施

避難施設や被災家庭の環境整備や健康管理を行うために、早期に保健師による巡回健康相談、家庭訪問を行うとともに、仮設住宅入居者が生活環境の変化に対応できるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育を実施する。

また、保健・医療・福祉等のサービスが適切に提供されるよう調整するとともに、福祉関係者やかかりつけ医師、民生委員・児童委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートを行う。

③ 巡回栄養相談等の実施

関係部門と連携し、管理栄養士等が、避難施設や仮設住宅、給食施設等の被災者の栄養状態及び食事制限等、食事に特別な配慮が必要な被災者の早期把握を行い、必要に応じて巡回栄養相談等を実施する。

また、避難生活が長期化する場合には、被災者の健康に配慮した食料供給のため、担当部門に対し、管理栄養士等が食事内容等の助言を行う。

さらに、避難生活解消後も被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、健康教育等を実施し、栄養状態の早期改善を支援する。

④ 巡回歯科相談の実施

被災者等の口腔衛生状態の悪化を防止するために、早期に歯科医師・歯科衛生士等による避難施設等の巡回歯科相談を行う。特に、要介護者、障害者等は、誤嚥性肺炎や口腔機能の低下のリスクが高いことから、口腔ケアなどの歯科保健活動を実施する。

また、避難生活解消後も、必要に応じて歯科相談や健康教育等を実施する。

⑤ 予防接種の実施

インフルエンザ等の流行予防と、罹患、重症化、合併症の併発等を予防する目的で予防接種を実施する。

⑥ 心の悩み相談の実施

災害によるショックや自らの被災状況のなかで、精神的に不安感を抱いたり、不安定な状況に陥ることが多いため、専門家による心理的なカウンセリングを実施する。

ア 精神科救護所の設置

被災精神障害者の継続的医療の確保と、避難施設等での精神疾患の急発・急変への救急対応、避難施設巡回相談等を行うとともに、避難者、職員、ボランティア等に対して心のケアを行うため、兵庫県に精神科救護所の設置を要請する。

イ 心のケアセンターの設置

災害・緊急時に発生するPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に対し、精神医学、臨床心理学等の専門家による心理的なカウンセリングを実施し、情緒の安定を図るなど、長期的な被災者の心のケア対策を行うセンターを被災地域に設置する。

※上記①～⑥の業務をはじめとする保健活動は、「神戸市災害時保健活動マニュアル」を参考にして実施する。

⑦ 車中等避難者への保健対策に関する情報提供等

車中等避難者については、食料・物資を受け取るために避難所を訪れる機会等を捉えて、健康診査等の保健対策の実施について情報提供を行う。

エコノミークラス症候群について啓発を行うとともに、水分摂取や車外に出て体を動かすといった予防を呼び掛ける。

(2) 防疫対策

健康部は、ライフラインが寸断し、環境衛生の悪化による感染症や集団食中毒等の発生を防止するために、必要に応じ、検病調査班、防疫班を編成し、以下の対策を集中的に実施する。

① 防疫活動組織の編成

ア 検病調査班の任務

感染症発生時、患者の早期発見、措置及び予防活動を行う。

- (ア) 検病調査及び健康診断の実施
- (イ) 臨時予防接種の実施
- (ウ) 予防教育及び広報活動
- (エ) 患者に対する入院治療と患家の消毒

イ 防疫班の任務

衛生環境の悪化が懸念される被災地及びその周辺において、感染症や集団食中毒の発生防止活動を行う。

- (ア) 消毒及び検水
- (イ) ネズミ及び昆虫等の駆除
- (ウ) 避難施設の防疫指導
- (エ) 被災家屋等の防疫指導
- (オ) その他施設の防疫指導

② 防疫活動の基準

ア 検病調査及び健康診断の実施

検病調査や健康診断を行い、患者の早期発見、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じ治療を行う。

イ 臨時予防接種の実施

災害の状況や被災地における感染症発生状況により、必要に応じ臨時予防接種を行う。

ウ 予防教育及び広報活動

検病調査、健康診断の実施に際しては、感染症予防教育を行うとともに、ポスターの掲示、ビラの配布、広報車等により予防広報を行う。

エ 患者に対する入院治療と患家の消毒

被災地において、感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した時は、必要に応じて患者の入院勧告等を行い、患者の家屋等消毒する。

オ 避難施設の防疫指導

避難施設開設後、直ちに便所、その他の不潔場所を消毒し、以後適宜消毒を実施する。

また、避難施設の防疫指導を行い、食中毒・感染症の予防・早期発見、便所等の生活施設の衛生管理及び消毒、食品の取扱い、手洗いの励行、ペット動物の飼育、寝具の乾燥等の指導を行う。

カ 被災地域等の防疫指導

下水があふれた場所及びその他不潔場所を消毒するとともに、消毒薬を配布して指導を行う。

キ その他施設の防疫指導

- (ア) 救援食品調理施設、保管施設の衛生指導、啓発を行う。
- (イ) 営業を再開した食品・環境衛生関係施設への監視、指導を行う。
- (ウ) 受水槽設置施設への衛生監視等飲料水に関する指導、啓発を行う。

③ 防疫資機材の備蓄・調達

ア 薬剤・資機材の備蓄

衛生監視事務所は、防疫活動に必要な薬剤及び資機材を必要に応じて適宜備蓄・管理する。

イ 防疫薬剤・資機材の調達

衛生監視事務所は、被害状況、被害戸数等に応じ適宜薬剤、資機材の調達を行う。

(3) 食品の衛生確保対策

避難施設等で配布される食品等を対象に衛生確保のための措置を実施する。

① 衛生確保の方法

ア 避難所衛生巡回指導

保健所は、所轄する区域の避難施設を巡回し、食品に係わる衛生状態の確認、必要な衛生指導等を実施する。

イ 避難施設における衛生指導の内容

「避難所における衛生確保指針」に基づき、リーフレット等により避難施設の管理者や避難者、ボランティアを対象に衛生指導を行う。（神戸市地域防災計画 防災データベース 参照）

ウ 弁当等納入業者への指導

(ア) 配送ルートの改善

健康部は、経済観光部と調整の上、市外からの弁当等納入業者へ製造所から避難施設への直送最短ルートの検討、輸送手段、方法等について指導・協議を行なう。

(イ) 衛生指導の要請

健康部は、市外の納入業者や製造所を管轄する自治体に対し、衛生指導の徹底を要請する。

(ウ) 安全確認検査の実施

健康部は、市外から納入された弁当等食品について食品衛生上の安全確認検査を実施する。

(エ) 保健所は、市内弁当等納入業者、製造所に対し、衛生指導及び安全確認検査を実施する。

② 食品衛生、環境衛生等活動

ア 衛生監視班の任務

(ア) 連絡調整班

a 食料調達部門等からの情報収集と他の監視班への情報提供

b 市内施設の復興状況の情報収集と食料調達部門等への情報提供

c 国や他自治体衛生部との連絡調整

- (イ) 避難所巡回班
 - a 救援食品等の保管、取扱いに関する衛生啓発と検査検体の採取
 - b 避難施設での環境衛生の保持に関する啓発
 - c 飲料水の衛生状態の指導・啓発
 - d 避難施設でのペット動物の飼育に関する啓発
- (ウ) 営業監視班
 - a 営業を再開した被災環境、食品関係営業施設への衛生監視、指導
 - b 救援食品の調理施設への重点監視、指導、検査検体の採取
 - c 給水再開に向けた受水槽の衛生監視、その他飲料水に関する指導
- (エ) 検査班
 - a 救援食品等の検査
 - b 飲料水の検査
- イ 必要な資材、機材の備蓄
 - (ア) 検査機材は平常時より備蓄
 - (イ) 避難施設へ配布する衛生資材類
 - アルコール式手指消毒薬容器 全市で6,000個

2 廃棄物の処理【地域防災計画規定項目】

損壊家屋・事業所等の解体時に発生する廃材、コンクリート塊、鉄筋等の災害廃棄物については、地震発生から長期にわたり大量に排出される傾向があることから、道路の寸断、交通渋滞等の要因の絡み、通常の収集手段だけでは対処できない状況が考えられる。

そのため、あらかじめ損壊家屋の解体撤去及び災害廃棄物の処理処分に関する計画を策定する。

(1) 損壊家屋の解体撤去

① 損壊家屋解体・撤去の原則

損壊家屋の解体によって発生する災害廃棄物の撤去・運搬は、原則建物の所有者が行うこととし、市はこれらの廃棄物の処理基地の確保や処理処分に関する情報を提供する。

② 公費解体制度

阪神・淡路大震災時には、公費負担が国の制度として設けられた。災害の規模や状況によっては、公費負担制度について国と協議する。

ア 公費解体制度の広報と解体申請の受付

公費解体制度が設けられた場合は、広報紙等により、公費解体等の広報を実施するとともに、解体申請書類を固定資産評価証明書等と照合して、受付を行う。なお、事務の円滑化を図るため、地理情報システム等の導入を検討する。

イ 解体撤去計画の策定

損壊家屋等については、危険性・公共性を配慮するとともに、環境保全に留意して、解体撤去を計画的に行う必要がある。

ウ 解体撤去作業の実施

市発注による公費解体を原則とし、発注方法(ブロック方式等)を検討のうえ解体撤去を実施する。なお、解体作業にあたっては、解体現場での分別を徹底する。なお解体作業にあたっては、解体現場での分別を徹底する。また粉塵の発生防止に努めるとともに、有害物質の飛散防止対策を、関係法令等に従い適正に実施する。

③ 所有者等への情報発信

①の解体・撤去の原則や公費解体の有無、また、公費解体制度が設けられた場合は、申請方法や解体方針、スケジュールの提示など、損壊家屋の所有者に向けた丁寧な情報発信に努める。

また、災害後の円滑な復旧・復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要となるため、標識等現地の土地境界の目印が喪失されないよう、市民や事業者への情報発信に努める。

(2) 災害廃棄物の処理処分

① 災害廃棄物発生量の推計

災害廃棄物については、リサイクルが可能なものが含まれていることから、分別収集や処理方法等についてリサイクルを考慮した収集処理計画を策定するため、発生量を推計する。

災害廃棄物の発生原単位として、「災害廃棄物対策指針」による発生原単位を用いる。

表15-4-1 災害廃棄物の発生原単位

	発生原単位	出典
全壊(地震)	150トン/棟	阪神・淡路大震災の処理実績
半壊(地震)	30トン/棟	阪神・淡路大震災の処理実績(全壊の20%)

② 処理処分計画の策定

ア 原則として市域内処理とし、必要に応じ市域外処理とする。

イ 解体現場における分別を徹底する。

木質系(可燃物)については、減量化・安定化を図るため、クリーンセンターにおいて焼却するものとする。また効率化を図るため、必要に応じ、仮設の中間処理施設(破砕機、焼却炉等)を整備する。

ウ コンクリートガラ、金属、木材等については、リサイクルを推進する。

③ 仮置場・中間処理基地の確保

ア 第一次仮置場

災害により生じた損壊家屋等のうち、危険性の高いものや道路交通を遮断す

るものなど、廃棄物の処理に緊急を要するものについては、それらを集積するため、平常時に使っている最終処分場及び災害時空地管理システムによる未利用地を第一次の仮置場として確保する。

イ 中間処理基地(仮置場)及び積出基地

災害廃棄物処理の促進及び交通渋滞対策として、最終処分、リサイクルを考慮した分別・焼却・破砕等の中間処理基地及び積出基地を確保する。災害の規模によっては、これらを複数設置するほか、海上輸送、市域外処理についても考慮する。

④ 処理処分の実施

ア 解体現場での分別の徹底

災害廃棄物は、解体家屋ごとに現場で第1次の分別を行ったのち、仮置場に収集する。

(ア) 木造家屋等から発生する木質系廃棄物については、柱材等木材、金属、不燃物等の荒分別を行ったあと、指定の仮置場・基地へ搬入する。

(イ) ビル、マンション等から発生するコンクリート系廃棄物については、コンクリート塊、金属、内装材等可燃物の荒分別を行ったのち、指定の仮置場・基地へ搬入する。

イ 仮設中間処理施設(選別機、破砕機、焼却炉等)の整備

ウ リサイクルの推進

(ア) コンクリートガラは、再生材及び埋立用材として再利用を基本とする。

(イ) 金属は分別し、リサイクルを徹底する。

(ウ) 可燃物のうち柱材等良質木材は、分別及びリサイクルを徹底する。

エ 仮置場・基地及び処分他(海面埋立含む)、周辺環境対策及び交通対策の実施

3 文化財の保護

文化スポーツ部は、文化庁長官が市の区域に存する重要文化財等の武力攻撃災害による被害を防止するため命令又は勧告を行い、県がこれに応じて市の区域に存する県指定文化財等の被害防止のための勧告を行う場合、市指定文化財等(市指定重要有形文化財、市指定重要有形民族文化財及び市指定史跡名勝天然記念物をいう。)についても、速やかに所有者等に対し当該勧告を告知する。

第10章 市民生活の安定に関する措置

生活関連物資等が不足することも想定されることから、市民生活の安定に関する措置について示す。

1 生活関連物資等の価格安定【地域防災計画規定項目】

(1) 調査・監視

経済観光部は、緊急時において生活関連物資の価格高騰を防止し、物価の安定を図るとともに、生活関連物資の安定供給により市民生活の安定に資するため、物価の調査・監視を強化する。

① 対象店舗

市内全域の主要な百貨店、量販店、小売店、小売市場など

② 対象品目

食料品、日用品などの生活関連物資(平常時の調査品目に必要な品目を追加)

③ 調査・監視体制

調査・監視班を4班(1班2名体制)編成し、調査・監視する。

④ 調査内容等

ア 店頭価格及び価格動向

イ 物資の需給動向及び流通状況など

⑤ 事業者に対する要請

ア 価格の安定

イ 物資の安定供給など

(2) 情報提供

経済観光部は、調査結果を適宜、市民に提供する。

(3) 物価110番の設置

経済観光部は買い占め、売り惜しみ、便乗値上げなどに関する情報収集及び市民からの物価に関する相談や苦情、問い合わせなどに対応するため、物価110番を設置する。

(4) 国等との協力・連携

経済観光部は、消費者庁をはじめとする国の物価担当省庁や関係自治体等との協力・連携を図る。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者及び工業用水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、緊急処理事態・武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

河川管理施設、道路及び港湾及び飛行場等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定される赤十字標章等及び特殊標章等について、その適切な交付及び管理等について示す。なお、緊急対処事態では赤十字標章等及び特殊標章等は使用されない。（資料編 第 7-5 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン、資料編 第 7-6 神戸市の武力攻撃事態等における特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱 参照）

1 赤十字標章等及び特殊標章等の意義及び普及啓発

(1) 赤十字標章等及び特殊標章等の意義

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ市民を保護するために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(2) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

市は、県、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

2 赤十字標章等

赤十字標章等は、武力攻撃事態等において、医療機関及び医療関係者等、医療のために使用される場所及び車両、船舶、航空機等を識別する。

(1) 赤十字標章等の様式

① 赤十字標章

第一追加議定書第 8 条 (1) に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽）



※ ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。



② 特殊信号

第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

③ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書

表面

	<p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p>	
<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p>		
<p>自衛隊の衛生要員等以外の 常時の 医療関係者用 for PERMANENT civilian medical personnel TEMPORARY</p>		
<p>氏名/Name ----- 生年月日/Date of birth -----</p>		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		
<p>交付等の年月日/Date of issue ----- 証明書番号/No. of card ----- 許可権者の署名/Signature of issuing authority -----</p>		
<p>有効期間の満了日/Date of expiry -----</p>		

裏面

身長/Height -----	眼の色/Eyes -----	髪の色/Hair -----
<p>その他の特徴又は情報: Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type ----- ----- -----</p>		
<p>所持者の写真 PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(2) 赤十字標章等の交付及び管理

① 市長は、交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

ア 避難住民等の救援を行う医療機関または医療関係者

イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関または医療関係者

(ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む)

② 市長は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

ア 医療機関である指定地方公共機関

イ 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

③ 赤十字標章等の交付及び管理は、市においては、健康局政策課が所掌する。

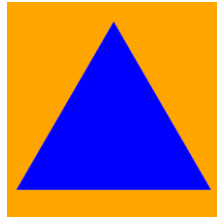
3 特殊標章等

特殊標章等は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に係る職務を行う者等及びそのために使用される場所及び車両、船舶、航空機等を識別する。

(1) 特殊標章等の様式

① 特殊標章



第一追加議定書第66条3に規定される特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）



② 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

表面

	（この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白）	
身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name -----		
生年月日/Date of birth -----		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue ----- 証明書番号/No. of card -----		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry -----		

裏面

身長/Height -----	眼の色/Eyes -----	髪の色/Hair -----
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type -----		

所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(2) 特殊標章等の交付及び管理

① 市長その他の許可権者は、交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 市長

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う市の職員、消防団長及び消防団員

- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防長

- ・国民保護措置に係る職務を行う消防職員
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

ウ 水防管理者

- ・国民保護措置に係る職務を行う水防団長及び水防団員
- ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 特殊標章等の交付及び管理は、市においては危機管理室が所掌する。

第4編 復旧等

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

緊急対処事態や武力攻撃事態等によって被害が発生した施設及び設備の一時的な修繕や補修など応急の復旧について示す。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、緊急対処事態や武力攻撃事態等が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、緊急対処事態や武力攻撃事態等の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、緊急対処事態や武力攻撃事態等が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。また、電気、ガス、通信等のライフライン事業者である指定公共機関・指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、その内容を把握したうえで所要の措置を講ずる。

(2) 市は、緊急対処事態や武力攻撃事態等が発生した場合には、その管理する道路、

漁港施設、鉄道施設、飛行場施設等及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 緊急処理事態・武力攻撃事態等による被害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、緊急処理事態・武力攻撃事態等による被害が発生したときは、緊急処理事態における災害・武力攻撃災害の復旧を行うため、その必要事項について示す。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市における当面の復旧

市は、本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間、被災の状況、地域の特性、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、県と連携して当面の復旧の方向を定める。

(3) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、市の管理する施設及び設備が被災した場合は、当該施設の被害の状況、周辺地域の状況等を考慮して、迅速な復旧を行う。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

国民保護措置の実施に要した費用の支弁及び損失補償等に関する手続、市民の権利利益の救済に係る手続等について示す。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、緊急処理事態・武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 市民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 市民の権利利益の迅速な救済

市は、緊急対処事態・武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、市民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【市民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条 第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160 条)	市民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

(2) 市民の権利利益に関する文書の保存

市は、市民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、市民の権利利益の救済を確実にを行うため、緊急対処事態・武力攻撃事態等による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、緊急対処事態・武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。